

『府県地租改正紀要』を読み直す

研究員 近江 太郎

目 次

1. まえがき.....	4
(1) 地租改正報告書第十三款「府県地租改正紀要」について	4
(2) 研究の目的	4
(3) 測量・丈量	5
(4) 文明開化「地租改正地面測量取之図」及び「丈量之図」	6
(5) 「折」を見る	8
(6) 検地の図.....	8
(7) 丈量＝測量という誤解.....	10
2. 地租改正報告書 総説.....	12
(1) 地租改正報告書.....	12
(2) 壬申地券の発行.....	12
(3) 地所永代売買許可に付き地券渡方規則.....	13
(4) 壬申地券地引絵図	14
(5) 柴原和の建白書.....	15
(6) 地租改正法	16
(7) 地押調査と地図作成.....	17
(8) 千葉県「地租改正に付き人民心得書」	18
(9) 租税寮改正局日報第 44 号	19
3. 地種（官有地・民有地）	21
(1) 地所名称区別.....	21
(2) 経界の更正	22
4. 地押丈量.....	25
(1) 検地と地租改正.....	25
(2) 畔引・四壁等.....	25
(3) 享保新田検地条目	26
(4) 検地の例規と各地の慣習	26
(5) 地租改正条例細目の議定	27

(6) 尺度段畝.....	28
(7) 畦畔と作付面積.....	29
(8) 収穫調査.....	30
(9) 市街地の調査.....	31
(10) 山林原野の調査.....	32
5. 各府県地租改正紀要.....	33
(1) 府県地租改正紀要の集録.....	33
(2) 改租作業手順.....	33
(3) 地租便覧による作業手順.....	34
(4) 野取図と一筆限図.....	35
(5) 一筆限図・一字限図・一村限図.....	36
6. 讃岐国の地租改正.....	37
(1) 壬申地券発行調査の継続.....	37
(2) 郡村地券.....	38
(3) 壬申地券の発行作業（大見村の場合）.....	39
(4) 壬申地券の発行状況.....	40
(5) 名東県布達人民心得書.....	40
(6) 再置香川県甲第5号布達.....	41
(7) 土地丈量受負の方法.....	42
(8) 四国四県の改租事業着手.....	43
(9) 土地丈量検査ノ順序.....	45
(10) 真形法（分間略器の類）.....	48
(11) 第二着山林原野の調査.....	50
(12) 地引絵図の作成.....	50
(13) 区戸長ニ於イテ取調べキ条目.....	53
(14) 一字限見取切図.....	53
(15) 愛媛県讃岐国の丈量.....	54
(16) 見取法と分間法.....	54
(17) 平松誠一伺撮要.....	55
(18) 第七大区二小区戸長伺撮要.....	58
(19) 改租整頓.....	59
(20) 地租改正顛末.....	59
7. 野取図と地券と地租改正地引絵図.....	60

(1) 分裂・合併手続.....	60
(2) 異動地の取扱い.....	60
(3) 地券申受例規.....	63
(4) 異動地事例.....	65
(5) 反別取調野帳に見る事例.....	67
事例① 畦引・岸引.....	67
事例② 宅地成.....	68
事例③ 変換.....	68
事例④ 合併.....	69
事例⑤ 分裂.....	69
(6) 「うたひもの」のこと.....	70
(7) 地租改正地引絵図の作成.....	72
(8) 合成図作成 その1.....	72
(9) 合成図作成試行結果 その1.....	75
(10) 合成図作成 その2.....	76
(11) 合成図作成試行結果 その2.....	79
(12) 見取図と実測図.....	81
(13) 改租丈量成果と台帳面積.....	83
8. あとがき.....	84
9. 資料 府県地租改正紀要項目別対照表	
① 東京府・京都府・旧豊岡県・大阪府・堺県・旧堺県(大和国)・神奈川県・ 兵庫県(摂津国五郡)・兵庫県(旧飾磨郡).....	87
② 旧名東県(淡路国)・長崎県・新潟県・新潟県(旧相川県)・埼玉県・群馬県・ 千葉県・茨城県・栃木県.....	89
③ 三重県(伊勢国八郡)・伊賀全国)・三重県(旧度会県)・愛知県・静岡県(駿河・伊豆)・ 旧浜松県・山梨県・滋賀県・岐阜県・旧筑摩県.....	91
④ 長野県・福島県・旧磐前県・旧若松県・宮城県・岩手県・旧磐井県・ 青森県・秋田県.....	93
⑤ 山形県・旧置賜県・山形県(旧鶴岡県)・石川県(加賀・能登)・石川県(旧新川県)・ 石川県(越前国七郡)・滋賀県(若狭及駿河郡)・島根県(出雲国)・島根県(隠岐).....	95
⑥ 旧鳥取県(因幡・伯耆)・旧浜田県・岡山県(備前国)・旧北条県・岡山県(旧小田県)・ 広島県・山口県・和歌山県・徳島県.....	97
⑦ 高知県(土佐国)・愛媛県(伊予国)・愛媛県(讃岐国)・福岡県・旧小倉県・ 福岡県(三潞県)・大分県(豊後県)・熊本県・鹿児島県.....	99

1. まえがき

(1) 地租改正報告書第十三款「府県地租改正紀要」について

「府県地租改正紀要」は、「各府県実施の順序は…各地、人情及び慣習の異なるより、作用上に於いては小差なき能わず、…ゆえに各府県改租紀要と題するもの63巻を集録し、その梗概を掲ぐ」との主旨から、大蔵卿松方正義の『地租改正報告書』（明治十五年二月）に、その第十三款として編綴されているものである。

内容は、各府県とも、第1項 管内の景況、第2項 郡村地の調査、第3項 市街地の調査、第4項 山林原野各種地の調査、から成っている。

この「府県地租改正紀要」は、絵図的なものから地図へと移行していくわが国地籍図の過渡期の様子を全国的に一覧できる史料として貴重なものである。

各府県に残された改租図が、実測図であるのか、見取図であるのか、合成図であるのか、あるいはそうした手法のいくつかを組み合わせ一枚の地図（絵図）に仕上げたものか、といったことは、地図（絵図）を取り扱う者からすれば、その精度と信頼性に関わることであり、重要なこととなる。

又、「府県地租改正紀要」は、同一事項について府県毎に記載されているため、比較対照が可能である。本紀要を読み直すことによって、改租の際の一筆地の丈量図（野取図）、あるいは字毎、村毎に作製された絵図・地図が、どのような目的で、どこまでの範囲を、どのような測量方法をもって作製されているのかが、ある程度解明できるものと考えられる。

(2) 研究の目的

不動産登記法第123条第1号によれば、筆界とは登記された土地の、登記された時の境界であるとされる。ここでいう登記された時とは、一般的には、明治初年の地租改正事業のなかで、土地の区画が確認され、地番が定められて、初めて公簿に記録され、公図にその地番と区画が表示された時だとされる。

現在、我々が取り扱っている土地の地番は、もとは地租改正時に、土地一筆毎に付されたもので、原則的に、それが今日まで継続して用いられているものである。

また、登記という語の使用に関して言えば、『地租改正報告書』の第10款「地券」のなかで、「(明治5年)7月、全国民有の土地一般に地券を発行すべき旨を令せり。この時に当りてや、なお旧税法履行中なるをもって、ただその地目・歩積及びその地方の売買価を登記する」と記されており、ここに「登記」の語が用いられているのが見える。

したがって、地租改正時の地図（地引絵図）に示された一筆地の地番界は、原始筆界を表示したものとして極めて重要なものである。

しかしながら、丈量に関して、明治8年7月に、「耕地を丈量するは畔際より打詰と心得べきこと（地租改正条例細目第3条）」とされ、田畑の丈量（面積測量）は本地のみとされ、畦畔は縄外とされた。そうであれば、耕地面積とは、本地のみの面積だということになる。

また、明治9年3月に、「山岳は斜面側面にて縦横の間数を量り反別を算出すべきものと

す（山林原野調査法細目第1条第2節）」とされ、山林・原野では斜距離をもって面積を算出するものとされた。斜距離であれば、水平距離より距離は長くなる。

こうした縄伸び（実際の反別が台帳の反別より多い場合）や、縄縮み（実際の反別が台帳の反別より少ない場合）の原因となる面積の算出方法が定められたことで、地券の記載事項である反別は、収穫（反収）調査の都合や、慣習的な丈量手法が優先されて、実面積からは遠ざかる結果となる。

尚、地図作成に関しては、当初から中央の法令中に規則・作例等がなく、明治6年10月租税寮改正局日報第44号の千葉県「地租改正ニ付人民心得書」等が範例とされるも、各府県独自の様式、呼称が採用され、測量方式も統一されたものではなかった。

明治初年のいわゆる原始筆界の記録に関しては、『地租改正報告書』第13款「府県地租改正紀要」中の第2項 郡村地の調査、第1条「地押丈量の概況」として、地図作成と土地の求積の仕方がそれぞれ簡潔に記されている。又、第3項 市街地の調査、第4項 山林原野各種地の調査においても、各々の土地の特性に応じた丈量方法が記されている。

こうした記述により、どのような測量手法によって一筆地の面積を算出し、地租改正地引絵図を作製したのかが、ある程度解明できるのではないかと考える。

(3) 測量・丈量

秋田の地租改正総代人茂木亀六の測量及び丈量作業の様子を描いたものとされる絵のことは、これまでも多くの研究者によって取りあげられているものであるが、「府県地租改正紀要」を読み直してみるにあたって、その絵が示している作業内容を再度確認しておきたい。そこに、基本的で重要な事が記されているように思われるからである。

秋田の改租総代人茂木亀六の絵は、第1号から第3号までの3枚から成り立つもので、それぞれに作業内容の異なる場面が描かれている。

第壹号には、畝杭と思われる木杭を背負った村人が、地引帳を手に土地一筆毎の確認作業（地押）を行なう官吏と思しき人間を、現地に案内している様子が描かれている。

その第貳号には、分間略器を使用して連続する数筆の土地の形状を描画している場面が描かれており、そこには「文明開化地租改正地面測量取之図」と記されている。各土地の位置関係と形状とをあらわす一字単位の地引絵図を作製する測量作業を描いたものである。

そして第三号には、十字法により一筆地の面積を求積している場面が描かれており、そこには「地租改正丈量の図」と記されている。8本の細見竹を立てて、水縄を直交させ、面積を算出する丈量作業を描いたものである。

端的に言えば、第壹号は地押の絵、第貳号は測量の絵、第三号は丈量の絵ということになる。

「府県地租改正紀要」には、こうした丈量あるいは測量に関して、府県毎にその方法や製図の仕方に違いのあったことが記録されているが、例えばこの秋田県の地図については、「地図は全村及び字限り二様にして、その製図の方は、先ず村界及び字界を正し、然る後

一筆ごとに持主姓名を記せし仮畝杭を立て、分間略器を以って各字及び毎筆の地形を図画し、これに地目及び番号を記入」と記されている。又、「丈量は人民古来慣用の十字法によらしむと雖も、官吏或いは総代人をしてその量法及び出歩入歩の取捨等を教諭し、量地に従事せしめ」とあり、秋田では地図を見取り法によって作製したのではなく、分間法による実測図としたのだということが、茂木亀六の絵からも解るし、この「府県地租改正紀要」の記述からも知ることができる。

尚、この秋田の茂木亀六の絵において注目されるのは、分間略器を使用しての地図作製の場面を、測量作業とし、十字法による一筆地の面積算出の場面を、丈量作業としていることである。測量作業においては、境界点を測点としているのに対して、丈量作業においては、細見竹（ここでは測量旗）をたてた四隅を観測・記録するのではなく、その中間にたてた細見竹（同じく測量旗：本来は梵天竹）間の距離のみを十文字に測ることで面積を算出している。即ち、丈量においては境界点を測点として観測・記録しておらず、点の位置関係を明らかにする道具としての磁石も使用されていない。

(4) 文明開化「地租改正地面測量取之図」及び「丈量之図」

さて、この茂木亀六という人によって描かれたとされる文明開化「地租改正地面測量取之図」及び「地租改正丈量之図」と題された絵であるが、これは福島正夫により「実際に測量に当たった地租改正総代人の作であり、もっとも信用するに足る」（『地租改正』S. 43 吉川弘文館 口絵解説）とされている絵である。

この絵については、亀六の孫の久栄氏がさらに詳細な説明をされている。前掲『地租改正』（福島）からの引用となるが、その記述によれば、秋田では「改租丈量は次のように行われた。各大区正・副総代人は、明治8年8月、由利郡小友村に参着。石田県令陣頭指揮のもと8日間、実地測量・図面編成の伝習をうけ、9年から10年にわたり各地で丈量が実施された。丈量用品は、大細見（大際見竿）4本（長さ1丈5、6尺の竹竿、朱旗付）、細見（際見竿）8本、間竿（1丈2尺、砂摺り1分）、水縄・測量機械・地図手板である。



▲地租改正総代人 茂木亀六作 第三号「地租改正丈量之図」



▲同 第一号 (秋田県立博物館所蔵)



▲明治九年ノ度地租改正総代人茂木亀六作 文明開化「地租改正地面測量取之図」第弐号（秋田県立博物館所蔵）

丈量は1組8人とし、数組に分れ、まず四隣の各町村立会の上、境界標木を建て、次に耕宅地1筆ごとの境界に笹竹をたて、なかに親畝杭（2寸角、長さ3尺5寸、字番号、反別、持主名を書く）を打ち、さらに1筆内の田畑1枚ごとに小畝杭（1寸角、長さ3尺、縦横の間数、反別、持主名を書く）を打つ。

丈量は古来の十字見切法による。土地1枚ごとに歩・入歩を見計い、8本の際見竿を入れ、至当と見極めたうえ、水縄を十字に張り、その交叉点に十字木を立てる。帳付役は6尺の尺杖をもち、6寸を1分、3寸を5厘に縮尺し、縦横の間数を野帳に記載し、宿に帰りてより反別を割出し、もって地引帳を作成（茂木久栄『湯沢郷土史資料』抄録）したとされている。

この無題である第弐号は、実は一部破けているのだが、そこには当地の三又荒神森を測量隊の一隊がおきて来るところが描かれていたとのことであり（久栄氏の証言）、彼等は笹竹を背負っていて1筆ごと境界を改め、その笹竹を建てて目印にする状景であったという。

次の第弐号については、福島正夫（前掲書）によって「第2図の“測量”状況図では、木片にカスガイを打付けた簡単な測量機械が使用されている。測量師の後に立ち、竿をもつザンギリ頭の農民は、伍長総代らしい。」と説明され、「第3図では、1組8名で十字見切法による“丈量”を行っている。すなわち8本の際見竹が立てられ、水縄が十字に張られる。この状況は、大石慎三郎氏の紹介した『検地絵図』（『日本歴史』第236号口絵）と変りがない。なお各図において、農民が背にかついでいるのは、畝杭である。」と解説されている。

そして、「かようにして、地租改正の丈量方法が検地の丈量技術を継承したことは明白であるが、重要なちがいは、武士や役人がいないことである。検地で検地奉行1人、検地役人3人、その供（とも）5人のほか、農民役は村役人以下約20人が使役されるのに比べると、非常な差を示している。」と述べている。

(5) 「折」を見る

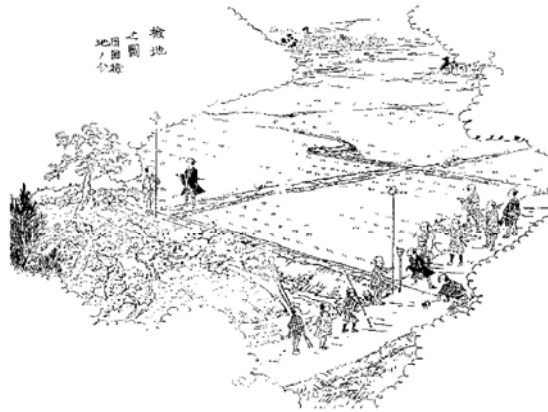
測量作業では、各測点の位置を定めるために、方位と距離の測定が必要となる。一方、十字法、三斜法は、単なる面積の求積手段であって、土地の屈曲点を均して、すなわち検地でいうところの「折（おり）」を見て、矩形あるいは三角形にみたと、対象土地の地積を求めたものである（いわば現地における等積変形である）。すなわち、十字法・三斜法に代表される改租当時の丈量作業は、土地の位置・形状を平面上に描画するために必要な、測点の方位と距離の計測を欠いているものなのである。但し、その簡便さゆえに、十字法、三斜法による求積作業は、土地所有者（農民）であっても、官吏あるいは村役人等の伝習によって可能とされたのであった。

尚、折（おり）とは、『徳川幕府縣治要略』（安藤博編 T.4 赤城書店 p182）によれば、「田畑畦畔の屈曲なるを一直線に見通し、内外出入の坪数を平均丈量するを、折を見ると云う、折半するの意なり。」と説明されている。

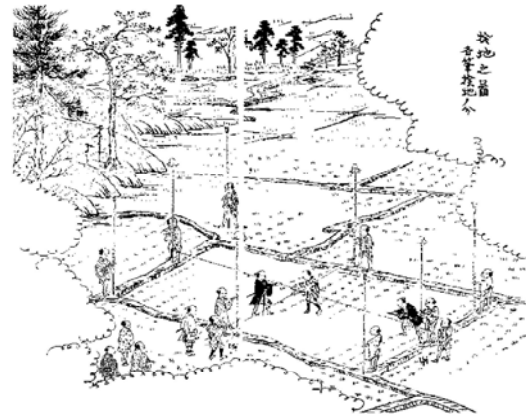
ところで、前掲茂木亀六の絵では、木製のアリダード様の器械（分間略器）を覗く測量師は、洋装で山高帽をかぶり、床几（しょうぎ）に腰を掛けて作業をしており、水縄を引いている男はチョンマゲを結っていて、脚半に草鞋履きといういでたちである。この測量師が野外で床几に腰をかけて作業をしているというのは、今日の我々からすれば、かなり違和感のあるところではある。しかし、江戸末期刊行の『量地図説 卷之上』の「正方儀用法」では、「測器はすべて正直にして盤面水平をなすようにすべし。盤面水平をなすとき、前の図の如く、床几に腰をかけて体を正しくすべし。体正しからざれば、目も定まらず、目定まらざれば、その見る所もまた正しからず。立ちながら見るときは、体すわらざるものなれば、床几なきときは、何にでも有合せたる品に腰をかけて、体を正しく」すべきである（甲斐駒蔵広永編・長谷川善左衛門弘閑『量地図説』嘉永5年）とされている。そうであれば、長谷川数学道場においては、測量作業は腰を掛けてするのが正式なやり方だったということになる。尚、西洋式の測量が、広く一般にも紹介され始めた維新以後は、例えば平山勘重の『耕地山林量地縮図解』の「測器用法」（M.8 玉巖堂）に見られるように、測量者は立った姿勢で現場作業をするというのが、次第に一般的となっていたようである。

(6) 検地の図

前掲『徳川幕府県治要略』（安藤博編）は、藩政の時代を伝える地方（じかた）書の一つであるが、そのうちの「検地に関する書類」のなかに「検地の図」が2枚掲載されている。その1枚目には“周囲検地の分”との副題が付されており、2名の梵天持ちが耕地の畔道に梵天竿を持って立っていて、その間に渡した水縄を、縄引きが引っ張り、さらにその縄の方向を、役人が、2本の梵天間の線上に据えた小方儀（しょうほうぎ：1本足の杖に設置した方位磁石）で測っている様子が描かれている。周囲には間竿を持つ者、また、記帳をする役人等数名が描かれている。これは周囲境界点の、2点間の距離と角度とを順次計測していった、最後にまた出発点に戻る「廻り検地」の様子を描いたものである。



▲検地之圖 周囲検地ノ分



▲検地之圖 各筆検地ノ分(安藤博『徳川幕府懸治要略』NDLデジタルコレクションより)

尚、廻り検地については、大石久敬が『地方凡例録 卷之二上』の「地押之事 附 廻検地の事」(大石慎三郎校訂 S. 44 近藤出版社 p86) に次のように記している。

一 廻り検地といふハ、検地いたすべき田畑一耕地限りにても、又論所ならバ其の論所計りにても、惣廻りを絵図に写し、反別を改むるを云う、先ず総廻りの曲りめ々々に間盤を建て、先の曲りめに梵天竹(長竹の先に紙の采配を付けて目当てとするもの)を建て、手前の曲がり目より間盤にて方角を見込み、午(うま)の何分とか、未(ひつじ)の何分とか、十二支の当る処を野帳に記し、其の盤より先の梵天竹まで間数を打ちて、帳面に番付を致し、肝要の処へは杭を打て番付をなし、順々に見廻る、又其の場処の内にある田畑・屋敷・空地・小山等の形を記すにハ、最寄(もより)の番より其の田、其の畑、或いは屋敷にても、小山にても、其の場処の方角へ、何の何分と見込んで間数を打ち、帳面に記し、其の処に盤を移し、其の田畑等の形ちを分間いたし、残らず済たる上へ、野帳を以て見盤にて絵図を引出せば、総廻りの形ち、並びに田畑・山原等、夫々の形ハ絵図面に顕るるなり、勿論間数の儀八十間を四分とか六分とか、其の場処の広狭に応じ、絵図の大きさの概を積り、分通りを極め、右の引出したる絵図の縮寸にて畝歩を積り、何反何畝歩と記すことなり…

そして2枚目であるが、これには、“各筆検地の分”という副題が付されており、細(際)見持ち4名と、梵天持ち4名の計8名が、1枚の田を囲むようにして各々要所に竿を立て、その内側に水縄が十字に張られている。そして、見定められた中心箇所には十字木があてがわれており、「十字見切」による1筆地丈量の様子が描かれている。

この第2図については、小泉袈裟勝が、『単位の歴史辞典』(H. 1 柏書房 p71)において、

一筆ごとの検地は、土地の四隅に細見竹(さいみだけ)を立て、中間点に梵天竹を立てる。梵天竹を水縄で結び交点を十字で固定し計測する。ただし、土地は必ずしも方形ではないの

で、以下のようにさまざまな「見込打」が行われる。細見竹の位置に注意。A（左列3本のうち奥の竿）は（畦畔の）外側、B（右列3本のうち奥の竿）は（畦畔の）内側に立てられている。このように見込・見捨を考慮しながら面積に差が出ないように竿を打ち、方形に置きかえて計測する

と解説されている。（括弧内の注は筆者が付した。）

こうして見ると、茂木作第2号「地租改正地面測量取之図」は、『徳川幕府県治要略』掲載検地の図の1枚目“周囲検地の分”に相当し、又、茂木作第3号「地租改正丈量之図」は、同書掲載検地の図の2枚目“各筆検地の分”に相当しているように思われる。

前掲安藤博編『徳川幕府県治要略』の「検地用具」の解説（pp172-173）によれば、“周囲検地の分”で使用されている小方儀は、「耕地全部の周囲を“測量”するに用ゆ」また、“各筆検地の分”で使用されている細（際）見竹は、「每一筆の耕地を“丈量”するとき、これを四隅に建て目標とし、屈曲を取捨し平均を取り、坪数を得るに用ゆ」とされており、これで見限り、“測量”は、耕地の外周を測ることを目的とし、“丈量”は、一筆ごとの田畑の反別を量ることを目的とした場合に用いられたものようである。尚、再置香川県（明治8年9月～同9年8月）では、明治9年5月に「土地丈量受負の方法」（香川県地租改正係報告第2号）を布達し、村毎に測量会舎と請負契約を結ぶことを制度化したのであるが、測量会舎々員の配置については、「組合せ方、左の通り請書差出し候條」として、

御 請

今般地租御改正に付き、御管下村々、量地及び製図に至る迄、私共請負方御許可相成り候に付いては、引受け村々へ差出し候**測量並びに丈量共**、人員組合せ方の儀は兼（かね）て御申し渡しこれ有り候通り、技術、上・中・下三等に分ち…（中略）…中等の者へ下等を組み合わせ候儀決して仕り間敷く候、此の段御受け申し上げ候也

と記されており、ここに「測量並びに丈量共」とあるところから、測量と丈量とでは、その用語の示す内容に違いのあったことが窺われ、又、同時に、「量地及び製図に至る迄」とあるところから、量地と製図にも、作業内容上、違いのあったことが窺われるのである。

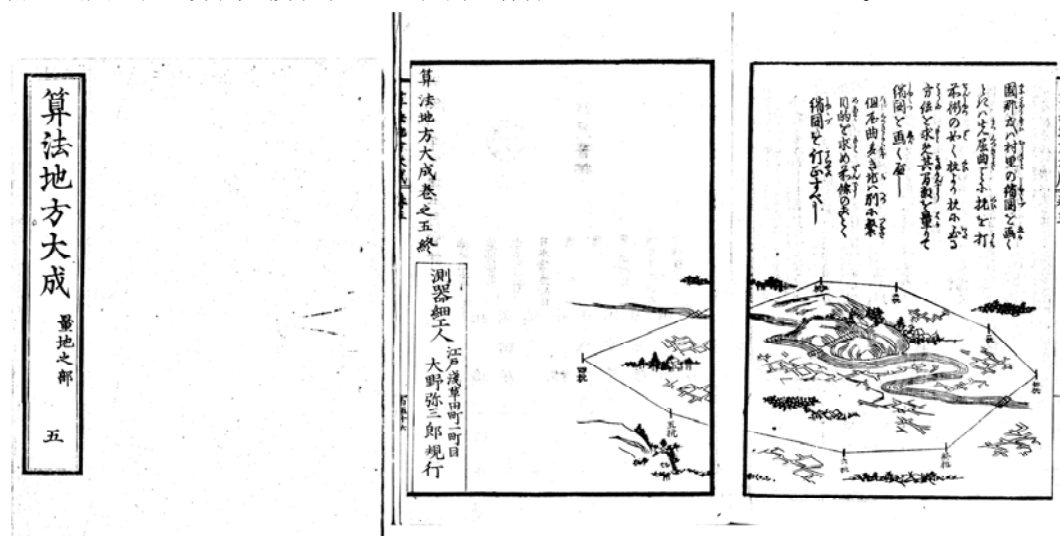
(7) 丈量＝測量という誤解

この丈量と測量の違いについては、木全敬蔵（元奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター測量研究室長）が、「地租改正地引絵図作成技術とその伝習について」のなかで、「丈量＝測量と理解している表現は『府県地租改正紀要』を扱った資料・文献に頻出する。丈量は面積を測ることが本来の意味である。」（『歴史地理学と地籍図』H.9ナカニシヤ出版p13）として、これまでの文献・論説等に見られる少なからぬ誤りを指摘されている。地租改正事業の実施当時においては、丈量＝測量ではなかったのである。

確かに、測量をして縮図を作成した場合には、その縮図を用いて、机上で求積することは可能であった。したがって、測量＝丈量ととらえることは可能である。しかし先述のとおり、必ずしも（分間略器を用いて市街宅地のような土地の形状を図化して後、図上で求積している場合を除いて）丈量（求積）＝測量ではないのであるから、十字法によって作成された丈量図を寄せ集めても地図にはならない。そもそも十字法による丈量図に記されているのはいわゆる測点ではないのである。茂木亀六の第三図からも明らかのように、土地の実際の形状は、矩形あるいは複数の三角形に変形されてしまっているのである。

例えば、甲斐駒蔵広永編「量地図説」を引用して、改租作業における地引絵図の作成にあたっては、「土地の丈量および地図の作成の仕方は、基本的に江戸時代の検地における手法が踏襲されたが、測量と地図作成および求積のことは関連し、不可分な一連の作業であった。」というような解説も見うけられる。しかし、地図作成（測量）と求積（丈量）が不可分な一連の作業となってゆくのは、一般的には、地租条例公布（明治17年）より後の所謂第二次地押調査（アリダードによる平板測量が提唱された）以降のことである。

確かに測量＝丈量だとは言い得るが、土地（但し耕作地の場合は畦畔・法地を除いた課税範囲である本地部分）の求積を、実測（現地において等積変形を実施する十字法あるいは三斜法）によってなしたとしても、上述のとおり丈量＝測量だと言うことはできない。丈量作業においては、土地の外周を構成する屈曲点を測点として観測・記録するという測量作業は行なわれていないのである。したがって、改租当時、丈量作業のみ実測で行なったというのであれば、地図は実測図であるとは言い難いものとなる。繰り返しになるが、藩政時代の丈量作業（求積）とは、土地を十字法であれば矩形に、三斜法であればいくつかの三角形にみだてて計算する（土地の屈曲点が必ずしも測点となる訳ではない）という、本来の測量のプロセスからはかけ離れた便宜的な求積方法で行われたものである。実測による地図作成には、測点間の方向と距離を観測・記録し、一定の縮尺で、平面上に現地の縮図を描画する分間（分見）という測量作業が不可欠だったのである。



▲『算方地方大成5』掲載縮図法(長谷川善左衛門弘他 天保8年須原屋茂兵衛) (NDL. デジタルコレクション)

2. 地租改正報告書 総論

(1) 地租改正報告書

松方正義の『地租改正報告書』（明治15年2月）は、第一款の総説から第十三款の「府県地租改正紀要」までを収録した大部の報告書である。本稿では、『地租改正報告書』の内、第一款総説から第十二款地租改正費までを総論部分と位置づけ、そこに記載された地租改正事業実施の経緯に沿って、関連する主要法令を掲載し、主に地引絵図の作製方法、及び反別（地積）の求積方法に関して、当時どのような規定があったのかということを確認してみた。

尚、本稿の目的の一つに、分間測量作業と反別丈量作業の違いを理解したうえで、当時の法令等を読み直してみることがあげられるが、測量と丈量の違いは、対象土地の丈量範囲、あるいは丈量しない範囲をあらかじめ定めた検地条目（特に江戸期の享保検地条目）等とも深い関連があり、この報告書の総論部分、特に第一款総説から第三款検地までを、関係する法令とともにたどることで、（分間）測量と、（反別）丈量とが、異なる意味内容をもつものであったことを知り得ると考える。

(2) 壬申地券の発行

大蔵卿松方正義による『地租改正報告書』（明治15年2月）の第一款総説には、明治初年の廃藩置県から地租改正法公布までの経緯を、次のように記している。

維新後廃藩置県の大変革があり、租税に関しても、「互いに税法の異同を討議し、彼我の軽重を比較し、その不幸を訴えるもの」が現れた。一度検地帳に記載された高・反別は、たとえ「歩積の伸縮」があったとしても改正されぬままである。しかし、その実積を照査せず、徒（いたづら）に租額を定めようとするのは、「決して平準を得べきもの」ではない。加えて、旧慣の穀納は、「運搬・納付極めて煩」わしく、「船載・馬運の間、漏耗・損傷」も計り知れず。さらに市場の穀物価格が不安定で、財政は「予算すべからず」とも言うべき状態にあった。ここにおいて地租の改正は不可避とされた。

そこで大蔵省は税法改革の議を興し、「地価に随って税を賦する法案」を提出し、先ず従来無税の市街地に施すこととして、明治4年12月に允可（いんか：許可）を得、「沽券税法」を東京市街に施行、次いで各地方市街地においても実施した。

又、土地の所有、安固（あんこ：安全堅固）ならざれば、農耕を奨め、殖産を謀ることはできない。「人々自立の道を開かんとせば、その売買を自由にし、その所有を安固ならしめざるべからず」として、明治5年2月「田畑永代売買ノ禁」を解除（明治5年2月15日太政官布告第50号）した。

さらに同年同月、「土地売買毎に地券を授与するの規則」を頒布するに際し、「分地制限」を解除（明治5年2月24日大蔵省第25号）し、同年7月には、「土地売買と否とに関せず一般地券を授与するの条を追補」（明治5年7月4日大蔵省第83号）、地券は、全国一般土地所有者に対しても発行されることとなった。

(3) 地所永代売買許可に付き地券渡方規則

以上の経緯から、地所永代売買の許可を端緒とする土地の売買譲渡に際しての地券渡し方に関する規則等、関連法令が、当時集中的に出されている。尚、本稿においては、漢字カタカナ混じりの候文を読み下す際に旧字体を新字体に改めたものがあり、又、句読点を適宜挿入した。

地所永代売買を許ス（明治5年2月15日太政官布告第50号）

地所永代売買の儀、従来禁制のところ、自今四民とも売買致し、所持候（そうろう）儀、差し許され候事

地所売買譲渡ニ付地券渡方規則（明治5年2月24日大蔵省第25号）

第五条 一筆の地所を裂き、売買致したき旨、願い出で候分は、実地において総歩数を改め、検地帳へ照合し、引分け方偏頗（へんぱ）これ無きよう、篤（とく）と検査の上、願いの趣聞き届け、地券相（あい）渡し申すべき事

地所売買規則中第十三則従来持地地券渡方（明治5年7月4日大蔵省第83号）

地所売買規則第13則に、従来持ち地は追って地券渡し方の儀相（あい）達すべき旨、掲載布告に及び置き候所、即今（そっこん）すでに売買の者へ地券相（あい）渡し、従来所持の者へは相渡さず候（そうら）はでは不都合に付き、管下人民地所所持の者へ、最前（さいぜん）相（あい）達し候規則に準じ、都（すべ）て地券相渡し候様致すべし。もつともその代価の儀は田畑の位付けに拘わらず、方今（ほうこん）適當の代価申し出させ、地券面へ書き載せ致すべく候

地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補（明治5年7月25日大蔵省第94号）

第一 一筆の地所を裂き売買致し候儀、願いにより差し許し候に付いては、旧地主へ残し置き候分並びに切地に致し候分とも、地所の番号、同号に相（あい）成り候（そうらい）ては不都合に付き、新規譲り受け候はば、更（さら）に番号相記し申すべき事

第二 田畑とも幾筆も合併致し、券状一通に相（あい）記し候儀、人民願いにより差し許すべし、右様の分は一筆限り別冊に致し、一人別に差し出させ、地券証はその人毎に総段別相記し、一筆限帳別冊券状と割印を押し、地券の番号のみ相記し、地所の番号は総て別冊の肩書に一々相記し渡すべき事

但し一筆限り帳控え一通差し出させその序に於いて一村限り取り纏め置き申すべき事

地券渡方規則第十五条以下頒布（明治5年9月4日大蔵省第126号）

第十五条

一 従前田畑の称呼を廃止、総て耕地と唱うべき事

第十六条

一 石高の称を廃し、反別相（あい）用い申すべし、もつとも諸掛り等は、地券金高をもつて割賦（わつぶ）致すべき事

第十八条

一 屋敷地之外(ほか)、切歩ノ儀ハ百坪以下ハ相成り難き事

但しこれ迄一筆限り右以下の坪数を所持これ有る分は此の限りにあらず

第二十一条

一 従前切添え・切開き並びに高外地へ試作致し候歟、或いは除地・見捨地等へ家屋取り立て候歟、林の類開業致し候種類、その他隠田たりとも此の度限り一切差し許し候間、有体(ありてい)書き出すべき旨申し渡すべき事

第二十三条

一 従前切畝歩致し、検地帳・名寄帳・小拾帳等に突き合わざるとも、現地の景況に随い総て地引絵図差し出すべき旨説示致すべき事

第二十四条

一 段別等持主申し立てをもつて検地帳へ引き合わせ、相違これ無き分は据え置の積り相(あい)心得、検地竿入等取り計い及ばず候得共(そうらえども)、地所境界紛雜取り調べ差し支え候向きは、一筆限り畝杭を打ち、地引絵図差し出させ、落地これ無き様実地検査致すべき事

但し余歩(よぶ)これ有る地所、検地帳に比較増歩相(あい)成り候分ハ、人民申し立ての通り据え置き、右に相反し検地帳より減歩相成り候地所、竿入検査の上減歩致すべき事

第三十六条

一 総べて山林原野の類、反別相分り難き分は先ず以つて無反別(むたんべつ)に致し、漸次点検の積り相心得べき事

第三十七条

一 総べて右種類は地界を券状に記載すべし、譬(たとえ)ば東耕地、西字何山、南某川、北某村字何原と、斯くの如く詳かに記註すべき事

地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補第一条改正(明治5年9月14日大蔵省第132号)

一 一筆の地所を裂き売買致し候(そうろう)儀、願に依り差し許し候に付ては、旧地主へ残し置き候分並びに裂地に致し候分共(とも)、地所の番号は在来の儘(まま)据え置き、幾廉に分裂候供、何番の内誰持地と記し申すべし、券状番号の儀は、地所の番号に拘わらず、券状渡しの順番に致すべき事

地券渡方規則第十五条以下改正増補(明治5年10月30日大蔵省第159号)

第十六条(即ち壬申7月第94号布達増補の2)

一 田畑共幾筆も合筆致し、券状一通に相記し候儀、願により差し許すべし、右様の分は一筆限り別冊に致し一人別に差出させ、地券証はその人毎に総反別相記し、一筆限別冊これ有る段、腹書に相頭(あらわ)し、一筆限帳別冊と券状と割印を押し、地券の番号のみ相記し、地所の番号は総べて別冊の肩書に一々相(あい)記し、相渡すべき事

(4) 壬申地券地引絵図

一般的に、壬申地券の発行に際して提出された地籍図は、「壬申地券地引絵図」と呼称

されている（佐藤甚次郎の業績である『明治前期の地籍図』古今書院 S. 61、『公図読解の基礎』古今書院 H. 8 等参照）が、明治5年9月4日大蔵省第126号地券渡方規則第十五条以下頒布においても、差し出すべき絵地図は「地引絵図」であるとしていることが確認される。地引絵図とは、土地を地番順に一筆毎描画したもので、現地において、帳簿と実地とをつき合わせていく地押しのために提出された村方作製の絵図である。前掲安藤編『徳川幕府縣治要略』の「検地に関する書類」（pp187-188）によれば、「地引帳に添付する図面にして、田畑その他一筆限、並びに山川・道路・隣地・村界等の実形を挙げ、なお地引帳と同じく、畝歩その他詳細の記入をなす」ものであった。

尚、上記「地券渡方規則第十五条以下頒布」（明治5年9月4日大蔵省第126号）において注目されるのは、第三十六条及び第三十七条で、反別不明の山林原野は、とりあえず無反別にして、四至の境界を「東耕地、西字何山、南某川…」と記載すべしとしていることである。すなわち、一部の山林原野について、とりあえず無反別としていることに加え、ここで「地界」という語を用いて例示されているものが、尾根筋とか谷筋といった具体的な地形ではなく、「東耕地、西字何山」のように、隣接地の主たる用途を示す地目になっていることである。用途の違いが地界を形成しているということであろう。

(5) 柴原和の建白書

明治6年7月の地租改正法施行以前に柴原和が正院に提出した改租事業に関する建白書が、国立公文書館デジタルアーカイブの中に存在する。それは次のようなものであった。

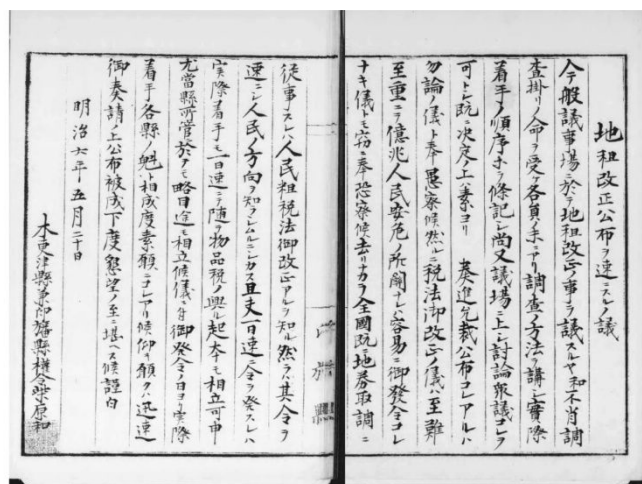
地租改正公布を速やかにするの議

今般、〔地方官会同〕議事場に於いて地租改正の事を議するや、和、不肖調査掛りの命を受け、各員の末にあり、調査の方法を講じ、実際着手の順序等を條記し、尚又議場へ上じ討論、衆議これを可とし、既に決定の上は素より奏進充裁公布これあるは勿論の儀と愚察奉り候。然るに税法御改正の儀は至難至重にて、億兆人民安危の所関なれば、容易に御発令これなき儀とも窃に恐察奉り候。去りながら全国既に〔壬申〕地券取調に従事すれば、人民租税法御改正あるを知る。然らば其の令を速やかにし、人民の方向を知らしむるにしかず。且つ夫れ一日速やかに令を發すれば、実際着手も一日速やかにて、随って物品税の興る基本も相立ち申す可し。尤も当県所管に於いても略〔ほぼ〕目途も相立ち候儀に付き、御発令の日より実際着手、各県の魁〔さきがけ〕と相成りたき素願にこれあり候。仰ぎ願わくば迅速御奏請の上、公布成し下されたく懇望の至りに堪えず候。謹白。

上記建白書は、柴原和が、明治6年5月20日に木更津県兼印旛県権令として政府に提出したものである。

内容は、先に開催された地方官会同において議題とされた地租改正の事については、柴原が調査掛として調査方法をはじめ着手の順序等を提案して可決されている。税法の改正

は重大である。しかし既に壬申地券発行調査が実施されおり、人民も税法改正のあることを知っている。そうであれば、この際、一日も早い地租改正の発令を求めたい。発令あり次第即刻着手し、各県の魁ともなりたい、という趣旨のものであった。



▲柴原和の建白書 (国立公文書館デジタルアーカイブ)

尚、ここで述べられている地方官会同とは、大蔵省主催で明治6年の4月12日から議事に入った地方官会同のことである。この会同において、柴原和は、前島密・渡辺昇・松田道之等とともに地券税法取調掛に任命されている。そして、上記建白書が提出されたのは、この会同が閉会した5月12日から、僅か8日後のことであった。

(6) 地租改正法

『地租改正報告書』の第一款総説によれば、明治6年2月、大蔵省は地方官会同の際に、地租改正のことを審議し、結果的に「地価賦税の法を行ふの説」に賛同するものが最も多く、その法案を草して会議決定し、上奏した。そして明治6年7月28日、上諭をもって「地租改正法」を全国に頒布した。次いで、同8年3月「地租改正事務局を内務大蔵両省間に設置し、改正に関する一切の事務を管掌」せしめ、「明治九年をもって一般整頓の期」と定めた。改正は「四年に於いて針路を定め、六年に決し、十四年に成」り、「ここに於いて全国の地租、始めて公平画一に帰するを得た」と記している。

太政官布告第272号 (明治6年7月28日)

今般地租改正に付き、旧来田畑貢納の法は悉皆相廃し、更に地券調査相(あい)済み次第、土地の代価に随い百分の三をもって地租と相(あい)定むべき旨仰せ出され候条、改正の旨趣別紙条例の通り相心得べし、且つ従前官庁並びに郡村入費等、地所に課し取り立て来り候分は総べて地価に賦課いたすべし、尤もその金高は、本税金の三ヶ一より超過すべからず候、この旨布告候事

地租改正条例

第四章 地租改正の上は田畑の称を廃し総べて耕地と相(あい)唱え、その余、牧場・山林・

原野等、種類は、その名目に寄り何地と称すべき事

第五章 家作これ有る一区の地は、自今、総べて宅地と相(あい)唱うべき事

地租改正施行規則(明治6年7月)

第二則 最前(さいぜん)地券渡し済みの地は、地所の廉(かど)落等これ無き筈に候得共(そうらえども)、自然廉落又は残歩等の懸念これ有り候分、強(あなが)ち旧帳簿に拠る時は、地の広狭その実を失い、陰に地価の昂低を為し、その当否を検するの準拠これ無く候に付、更に精覈(せいかく)の反別申し立てさせ候様致すべき事

第十四則 官員派出の上、実地点検致すべし、就ては持主銘々所持の地所、一筆毎に反別並びに番号持主姓名相(あい)記し、畝杭建て置くべき事

第十五則 村方より差し出し候一筆限地価、相当なるときは兼ねて相(あい)渡し置き候券状差出させ、更正の反別並びに地価を券状の裏に相記し、下げ渡すべき事

地方官心得書(明治6年7月28日)

第二章 調査の難き、地価を定むるを第一難事とし、土地の広狭を量ると、落地あるいは重複の地なきを検する、またこれにつげり、故に調査の間最もこの両件に注意すべし

第四章 今調査の方法を分つて二節と定む、第一は人民より差出せる書上に就き、その当否を検し、第二は実地に臨み、人民言う所の実否を検するにある

第二十七章 実地派出の節は、兼ねて地券掛を命じたる郡村附属又は地理に明らかなる者を撰み、随行せしめ、顧問に備ふべし

第二十八章 実地に臨むに二手又は三手に分れ派出せば、その始め一同集合し、先ず一村を検査し、着手の方法を試み、各員異様の処分なきを要すべし

第二十九章 耕地巡視の時は、一筆毎の畝杭を改め、落地の有無を点検し、広狭の当否を視察し、三、四ヶ所竿入、様歩いたし、書上の歩数と増減あるときは再調を命ずべし

地券渡方規則第二十二條隠田切添切開等処分ノ件廃止(明治6年9月10日太政官布告第315号)

隠田・切添・切開等処分の儀、地券渡方規則第二十二條に掲載候処、今般地租改正仰せ出され候に付いては、右の条件廃止候條、精細調査を遂げ廉落ち残歩等これ有り候はば、誠実申し立つべし、万一地租改正の後に至り露頭いたすにおいては、欺隠田糧律に準じ、処刑申し付くべく候、この旨更に布告候事

(7) 地押調査と地図作成

明治6年7月28日に公布された地租改正法令中、地方官心得書に、改租事業の実施に際し、困難が予想されることとして、第一に「地価調査」があげられており、土地の広狭を量ることと、落地あるいは重複の地がないことを検する「地押調査」がこれに次ぐものとされていた。即ち、地押丈量は、事業実施に際して、相当の困難が予想されているにもかかわらず、地租改正法においては、「旧来田畑貢納の法は悉皆相(あい)廢」することが掲げられているのみで、具体的な丈量の方法や地図作成の方法等については規定が見あたらない

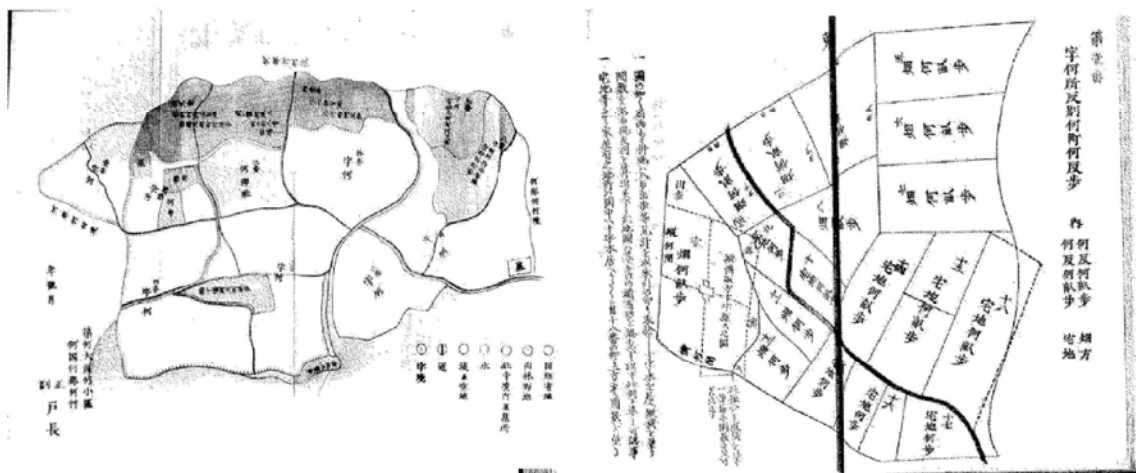
いのである。

全国的にみれば、明治6年7月の「地租改正法」の布告から同8年3月の地租改正事務局の設置に至るまで、地租改正事業の着手時期は各府県に任されていたといえる。しかし、事業着手のはじめに実施することとなる地押丈量と、地引絵図の作製等に関しては不明の点が多く、手戻りともなりかねない状況の中では、各府県とも、事業着手に躊躇したであろうことは想像に難くない。

(8) 千葉県の「地租改正に付き人民心得書」

地租改正事業の着手状況を「府県地租改正紀要」によって見ると、地租改正法公布（明治6年7月）以前に、既に改租事業に着手していたとするいくつかの県（例えば山口、小倉、宮城等）があつて困惑させられるが、地租改正法令中の「地方官心得書」の要請に応える形で、図面雛形等をも備えた具体的な事業実施の手順を、「地租改正ニ付人民心得書」というかたちで用意できたのは千葉県が初めてであった。

この千葉県の「地租改正ニ付人民心得書」の内容は、その後、租税寮改正局日報に掲載されることとなり、全国に配布される。これは地租改正法公布から、わずか3ヶ月後のことであった。



▲ 租税寮改正局日報第44号に掲載の一村字訳絵図雛形 ▲ 字一筆限地図雛形 第壹番

「租税寮改正局日報第44号」(国立公文書館デジタルアーカイブ)

【第壹番雛形の記載事項】

- 一 図の如く屈曲ある耕地は、入歩出歩等見計いをもって朱引の如く取捨し、十字木を居へ縦横を量り、間数を認め現反別を算出すべし。もつとも地図は墨書の通り有形を認むべし。以下此の例に準じ認むべき事
- 一 宅地等にて家屋これ有る地所は間中へ十字木居えがたくに付き、十八番の如く二方にて間数を量るべき事
- 一 少歩数の筆を三畝歩迄に合筆いたし候分は、十五・十六番等の図の如く、旧経界を朱にて入れ置き申すべき事

初代千葉県令柴原和（天保3年～明治38年）は、維新後間もない時期における開明的な行政官であったとされるが、明治6年の4月から5月に開催された地方官会同において地券税法取調掛に任命されたことから、同年5月20日には「地租改正公布を速やかにするの議」の建白書を提出するに至り、同年7月、地租改正法が公布されるや、この地租改正事業実施の推進役を担うこととなったものである。

(9) 租税寮改正局日報第44号

上述のとおり、千葉県は、地租改正法令の要請に応える形で、作成すべき地図の雛形、そして地価算定の雛形までも備えた事業実施の全般にわたる具体的な作業方法と手順を「地租改正に付き人民心得書」というかたちで提示しえた。この千葉県の「地租改正に付き人民心得書」は、当初、「地価取調帳」および「字一筆限地図帳」の雛形と共に、大蔵省租税寮へ「伺」として提出され、若干修正された後、明治6年10月4日、「租税寮改正局日報第44号」に掲載されたもので、以後、他府県の範例とされることとなる。

この租税寮改正局日報第44号掲載分に関して、例えば、茨城県では明治7年6月3日、「地租改正之儀伺」において、「地租改正の着手に及ぶべきに付いては概して千葉県雛形に照準、「心得書」共管下一般取り敢えず相達し申し候」として、千葉県の「地租改正人民心得書」と「字一筆限地図帳雛形」を参考に、地租改正について県内に布達したことを記している。又、足柄県においては、明治6年12月に、「千葉県伺指令済人民心得書並びに地価取調絵図面等下げ渡しを請うて管下村每一冊宛相渡し」たとしており、千葉県の施行方法をそのまま採用したことを述べている。

これらは、千葉県の方式が「租税寮改正局日報第44号」に掲載され、改正局の言わば御墨付きが得られたことで各府県の模範例とされ、同様の手順と方法が他府県においても採用されて、改租事業が具体的に進み始めたことを意味する。

千葉県の心得書のうち、地押丈量と地図作製に関する条文としては第五条乃至第十条があげられるが、特に重要と思われるのが第五条と第六条である。

第五条

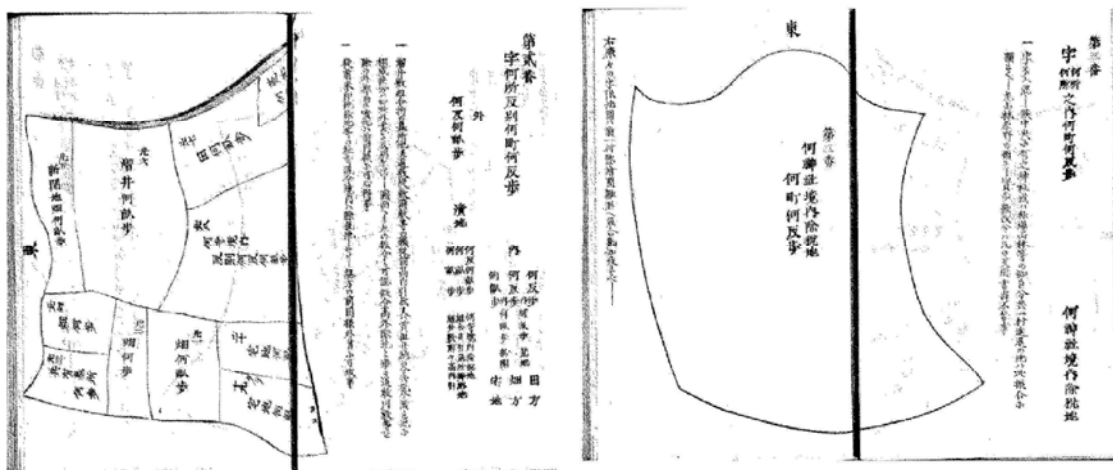
一、従前用い来り候反別は、往古の検地帳あるいは名寄せ帳等に抛り候事にて、検地は土地により地所の余歩を取るに種々の方法あり。また古今の規則一様ならず、名寄せは村方限りにて調べたる帳簿なれば、誤り来れるもの少なからず。総て年暦を経て天災地変等の為に、帳簿上と実地と大いに相違いたし、或いは広く或いは地詰まりになり来れるもの多ければ、御規則〔地租改正施行規則〕第二則の通りこれまでの帳簿に抛る時は、地の広狭適実ならず、陰に地価の高低をなし、その相当を失い候に付き、現今有する所の全ての歩数を更に精密に取調べ、別紙雛形の振り合いに字一筆限りの地図を製し、しかして一郵の惣絵図を仕立てこれをもって根本とし諸事取調べ致すべき事。

第六条

一、 実地歩数を定むるには、先ず村役人立会い銘々持ち地に畝杭を建て置き、然る後に隣田畑持主とも申し合せ耕地へ臨み経界を正し、銘々限り持ち地ありのままの形を画き、入歩・出歩等見計らい屈曲を平均して、縦何間横何間と間数を量り、その間数に応じ坪詰めいたし、一筆毎右の通り取調べ村役人へ差し出し、役人においては右絵図を以ってなお又実地に臨み、その地ならびに隣地持主再び立会わせ、歩数を改め相違これ無き上は畝杭へ更正の反別を認め、この絵図を元にして第五条の字限り地図を仕立て申すべき事。但し、持主限り銘々間数その外取り調ぶべきは勿論なれども、小前末々に至りては坪詰め等出来兼ね候ものもこれ有るべきに付き、親類或いは組合等相互に助け合い、役人共においても精々世話致すべき事。

以上の第五条及び第六条の内容をはじめとする心得書が、図面雛形とともに提示され、これが範例的なものと受けとめられて地租改正地引絵図等の様式が次第に定められていったものと思われる。

この千葉県的心得書に従えば、持ち主めいめいが、各自の所有する土地の形状をありのままに描画して、入歩・出歩等を見計らい、屈曲を直線に均して（すなわち検地でいうと



▲ 字一筆限地図雛形 第貳番

▲ 字一筆限地図雛形 第三番

「租税寮改正局日報第 44 号」(国立公文書館デジタルアーカイブ)

【第貳番雛形の記載事項】

- 一 溜井敷・組合持の墓所地・並びに道敷・堤敷・溝敷等の類、従前高内引か又は貢租弁納の分とも、現今潰れ地に相成り候分は此の如く外書に反別を出し、図面へも左の振合に認むべし。たとい高外地と雖も道敷・川敷等を除くの外、すべての潰れ地は前同様に心得べき事
- 一 従前朱印地・除地等の社寺、現今境内は除税地といたし、認め方は前同様外書に致すべき事

【第三番雛形の記載事項】

- 一 字名入混じ候中央にこれ有る神社或いは秣場・山林等の如き分とも一村進退の地は此の振合に顕すべし。もつとも山林原野の類にて実歩改め難き分は、およその反別書出し苦しからぬ事

ころの「折」を見て)、縦何間、横何間と間数をはかり、その間数に応じて坪詰め(積算して生じた端数を規定にしたがって加除し、反別を算出すること)をし、一筆毎に取り調べて、村役人へ差し出す。役人はこの絵図をもって実地調査に臨み、相隣接する土地の所有者等を立会わせ、歩数を改め、相違が無ければ畝杭へ更正した反別を記入する。そして、この所有者等が差し出した絵図をもとに、第五条の字限り地図及び一村総絵図を作製する、といった手順になるであろう。

ところで、土地の歩数を改めるには、『地租改正報告書』第二款地種の第一項経界の更正に「一地一筆より一字一村郡国府県に至るまで、地として経界あらざるなし。故に経界定まらざれば縦横広狭得て求むべからず」とあるように、本来は、土地の境界を確認し、一筆地の範囲を確定した後でなければできないことである。

しかるに、田畑については、藩政時代の検地で「畔際引」といって、畔巾一尺、畔際左右一尺ずつ、計3尺を除去していた(前掲大石編『地方凡例録 卷之二上』近藤出版 p73)ものを、どのように取り扱うのかということが地租改正法令中に指示がなく、又、千葉県の人民心得書等においても同様であった。

3. 地種(官有地・民有地)

(1) 地所名称区別

『地租改正報告書』の第二款は地種である。地租改正事業の実施に際して、先ず着手されたのは、「地所の名称の区別」であった。「土地の境界を正し、続いてその所有を確定し、又、その所用を明晰」にする必要があった。即ち、改租の当初、境界を正すということは、基本的に土地の所用を確認して、その範囲を定めることであり、現地の使用状況に従って確認がなされたということであったと思われる。

維新政府は「旧制を一変し、地所永代売買を許して人民土地占有の権を鞏固(きょうこ)にし、地子(じし:地代)免除を廃して地租の課否を均一」にすることを企図した。しかし、「宅地にして畑の称を冒すものあり、田畑にして山野の名を負うものあり、名実相副わざるもの鮮(すくな)からざるをもって明治6年地所名称区別を布告し、同7年これに改正を加え」た。

地所名称区別改定(明治7年11月7日太政官布告第120号)

明治六年三月第百十四号布告地所名称区別左の通改定候条、この旨布告候事
官有地(後掲)

民有地

第一種 地券を發し、地租を課し、区入費を賦するを法とす

人民各自所有の確証ある耕地・宅地・山林等を云う

但この地売買は、人民各自の自由に任すと雖ども、潰し地・開墾等の如き大いに地形を變換するは官の許可を乞うを法とす

第二種

人民数人、あるいは一村、あるいは数村所有の確証ある学校・病院・郷倉・牧場・秣場・社寺等、官有地にあらざる土地を云う

但この地、売買はその所有者一般の自由に任すと雖ども、潰地あるいは開墾等の如き大いに地形を変換するは官の許可を乞うを法とす

第三種 地券を發して地租区入費を賦せざるを法とす

官有にあらざる郷村社地及び墳墓地等を云う

民有の用悪水路・溜池敷・堤敷及び井溝敷地

地所名称區別改定では、土地を官有地と民有地に二分した上で、さらに、土地を種別に細分し、地券發行の有無を明らかにした。それによると、第一種から第三種までである民有地については、すべてについて地券が發行された。一方、第一種から第四種までである官有地については、第二種にだけ地券が發行されることになった。

官有地

① 地券が發行される官有地

官有地第二種 皇族賜邸及び官用地 官院省使寮司・府藩県（本・支）庁・裁判所・警視庁・軍（本・分）營その他政府の許可を得たる所用の地を云う

② 地券が發行されない官有地

官有地第一種 皇宮地、神地

官有地第三種 山岳・丘陵・林藪・原野・河海・湖沼・池沢・溝渠・堤塘・道路・田畑・屋敷等その他民有地にあらざるもの、鉄道線路敷地・電信架線柱敷地・燈明台敷地・各所ノ旧跡名区及び公園等民有地にあらざるもの、人民所有の権理を失せし土地、民有地にあらざる堂宇敷地及び墳墓地、行刑場

官有地第四種 寺院(境内)・大中小学校(敷地)・説教場・病院(敷地)・貧院(敷地)等民有にあらざるもの

(2) 經界の更正

地所の名称が確定し、地券を發行すべき土地については、丈量が実施されることになる。しかし、丈量の前に、土地の經界を定め、一筆地の範圍を明確にしなければ、丈量はなしえない。『地租改正報告書』では、先ず「檢せざるべからざるものは經界なり、經界定まらざれば縦横広狭得て求むべからず」として、境界の確認をすることなしに、竿入れすることを禁じている。

当初に着手したのは村と字の境界であつた。村吏は「人民を諭し、彼是（かれこれ）協議を遂げしめ、或いは分合し、或いは交換し、大率（おおむね）山川・溝渠・道路・堤塘等著明不動なる者によって境界を定めた」。その際、甲村の者が乙村の土地を取得した場合その土地は甲村の所属となる、といった旧慣により発生した村の飛地等の整理が、実行さ

れた。

字及び地番については、『地租便覧』（明治19年1月大蔵省主税局）に、次のように記されている。

字は、古来一村内地理上ノ小区分であった。昔時、検地の際に、取扱上の便宜をはかって定めたものであろうが、地租改正事業の地押丈量の作業でも、これらの小区分を定めないことには不便であり、土地の整理はなしえなかった。字は、山河・森林・堤塘・道路等に囲繞せられて一区域をなしているように、地形上、自然の区域によって定めるのを通則としている。又、その大小広狭も、その村の形状によって自ずから適当なものとなる。名称は、その地の旧来の縁故、もしくは地形等によって定められ、その上で境界が定められた。

また、地番を附すにはさらに一筆毎の区域を定める必要があった。当時、同地目・同人持にして道路・溝渠・堤塘・河川等に隔てられていないものは一筆とする成規であった。したがって、従来の一筆地を分割して数筆とし、又は、数筆を一筆として区域を定めたものもあった。しかし、一筆中に些々（ささ）たる他の地目があるような場合、例えば田畑の内に些々たる草生・木立等あるもの、又は田の内に些々たる畑があるようなものは、これを籠めて一筆とした。（『地租便覧』抄録）

また、『地租改正報告書』では土地所有の処分について、「人民をして各その持地を書出さしめ、村吏をして更に実地に臨み、四隣地主を会して官民地の別なく、每一筆その所有を検し…その官と民との間、又は、民と民との間において所有不明瞭なるものは、証左を徴し、証人を索（もとめ）てこれを区分」した（『地租改正報告書』第二款第二項「土地所有の処分」）としている。官民・民民の区分は、所有者自身の申告と、村吏及び隣接関係者等によってなされたものであった。

尚、土地所有の処分に関連して、隠し田・切添え・切開き等の処置も定められた。

- ・隠田とは、検地の際、その地を欺隠するもの
- ・切添とは、私に請地の傍を墾闢併有するもの
- ・切開とは、私に原野を開墾して官認を請わざるもの

であり。これらは脱税行為であるが、「隠田、切添、切開をなせしも、地租改正前に申し出し者は、特にその罪を不問に付して、その地を所有せしめた」。しかし、「道路・堤塘等、公用の地を犯したる者は、その罪を問わざるも、その地は総てこれを復旧」させた。

地所処分仮規則（明治8年7月8日地租改正事務局議定）

第一章 処分方綱領

第一条 道路・堤塘・河川の両国郡村市の間にあるものは、各村市についてその証跡を正し、その景況によってその中央を経界となすか、又は左右一方の傍側をもって経界となす

かを明瞭取調べ、旧慣の儘(まま)据え置きがたき分は地方官協議の上伺い出さすべき事
第三条 持主一人の地と雖ども道路等を隔てたる地は各別に取り調べ、一筆と致す間敷(まじき)事

第五条 地所名称区別は、昨7年第120号布告に従うべしと雖ども、その種類の如きは、大体について区別す、譬(たとえ)ば宅地内に菜園・林藪・池泉等ありと雖ども、一区の宅地となすが如し、且つ道路中に建設せる電信架線柱敷地・揭示場等ありとも、今般の調査には総べて大体について道敷に取り調べ置き申すべき事

第八条 すべて官有地と定むる地処は地引絵図中へ分明に色分けすべきこと

第四章 道路堤塘処分の事

第三条 道路・堤塘は、各地およそ定まりたる幅員あるべし、もし耕地よりその幅員内を犯し切り開きたるか、又は宅地に取り囲いたるものあるときは、その歩数は旧道敷・堤敷に復し、耕地・宅地の方は差し除き取り調ぶべき事

第五章 養水・溜池・井手敷処分の事

第二条 耕地の内へ井戸を掘り、あるいは冷水路等を設くるものは、一筆に調べ込み腹書に歩数と名称とを記注すべき事

第六章 墓地処分の事

第三条 道敷・堤敷等へ従前設くる墳墓は、民有地となすべからず、官有地第三種と定め、祭主の拝借地と心得べし、もつとも借地料等は賦課するに及ばざる事

第四条 人民所有の田畑あるいは宅地の辺隅に瑣々(ささ)たる墳墓を設くるものは、本地反別の外書に歩数と名称とを記注すべし、但従前の区域に余歩(よぶ)存すべからざる事

崖地処分規則(明治10年2月8日地租改正事務局別報第69号)

第一条 およそ甲乙兩地の間中に在る崖地は、上層地の所属とすべし、その従来より下底所属の確証あるものは、旧慣の儘に据え置くべし

第二条 崖地の險険したるものにして、仮令(たとい)中間に小樹の類茂立するとも、土砂を扞止(かんし)するまでに止まり、他の用を為さざるものは繩外とし、本地券面腹書に外何番地境崖地繩外所属の趣を記して、その所属主に付与すべし、その傾斜の甚しからず、開墾して桑・茶・蔬菜等を植付得べき者は、本地一繩に籠(かご)め取り調ぶべし

第三条 従前より崖地半腹をもって境界とせざるものは上条に照準し、実況に応じ各個に処分すべし

第五条 石垣又は竹木・柵等をもって土止めをなせる崖地は、従前の証迹に拠ってその所属を定むべし、即ち土止め及び修理等、上下主の内一方にて為し来れる者は、その一方の所属とし、双方合力して為し来れる者は、双方の共有とし、もし地主轉換して証迹の徴すべきなき者は、もつて上層地の所属となし、第二条の如く本地券面腹書にし所属主に付与すべし

以上、一村の区域を定めて村界とし、一字の区域を定めて字界とし、一筆地の区域を定め

て筆界として、それぞれの範囲を定めただうえで、一筆地の丈量から着手するのが標準的な手順であったと思われる。

4. 地押丈量

(1) 検地と地租改正

藩政時代、検地とは、土地の反別を検(あらた)めて、一反当りの標準収穫量(石盛)を算定し、石高(石盛×反別)を算出する基礎とするものであった。『地租改正報告書』第三款検地の前書き部分においても、「改租着手の初め、必ず先ず地積の精確を求むるをもって主要となす」ゆえに、「旧来検地の例規と各地の慣習とを参酌折衷し、もって全国の田畑・宅地、その他各地種を挙げてこれを検」したとしている。

しかし、「検地の挙たる、かかる鄭重(ていちょう)にして村内の土地悉皆(しっかい)官吏の手をもって検地整理するがゆえに、許多(きよた)の日月を費す」。加えて、「検地を経由するとき、その段畝多少を検出し、租税もまた随って増加するをもって、人民検地を忌嫌(きけん)するの情状を醸成」していた。

そこで改租事業を実施するに際して、「改租の始めにあたり、勉めて無用の手数を節省せんと欲し、土地丈量の業を挙げて一切人民の担理となし、官吏は適宜分派し、その丈量の精粗適否を検査するに止(とど)めることとした。人民にすれば増税となる反別の増加は避けたいと思う。しかし、丈量(求積)を、人民自身の手で行なわせること(自己申告制)にすれば、地券面に記載される反別・坪数は、自己責任となる。官吏はその検査を行うとしたものであった。

(2) 畔引・四壁等

前掲『地方凡例録』の「検地之事」(pp65-85)に、検地に用いる竿の長さに関する規定、及び畔引等の控除に関する規定があり、

慶長、元和の頃よりの検見は、六尺一分の竿を用い、一反三百歩の積りなり、これによって古検は六尺三寸四方を一步とし、新検は六尺四方を一步とするにより、文禄年中までを古検と云い、慶長・元和以後を新検と云ふ。去りながらその頃までは諸事大容(おおよう)にて、検地余歩(よぶ)、畔引(くろひき)、四壁(しへき)等にも確(しか)と定法なきことと見え、古き検地の分はことごとく田畑の広狭(ひろせま)あり

と記されている。

これによると、古い時代の検地条目には、畔引などの控除に関する規定は定まっていなかったということのようである。尚、検地条目は、領主が検地役人にあてて出した検地の実施規則であるが、江戸時代には、元禄年間(1688~1704)に制定されたものと、それを享保年間に改訂した検地条目が伝えられている。そのうち享保11(1726)年に改訂され

られる。

明治8年(1875年)3月の地租改正事務局設置以降、丈量の方法等については、「地租改正条例細目」(明治8年7月8日地租改正事務局議定)、「市街地租改正調査法細目」(明治9年3月7日地租改正事務局第14号達)、「山林原野調査法細目」(同年3月10日地租改正事務局別報第16号達)あるいは「官員心得書」(同年3月25日地租改正事務局別報第18号達)等に、具体的な指示が見られるようになる。

「府県地租改正紀要」に掲載されている府県は63を数えるが、同紀要によれば、このうち明治8年7月8日の地租改正条例細目の議定以前に、改租事業に着手していたところが48府県にのぼる。割合としては、実に76%ほどということになる。

(5) 地租改正条例細目の議定

検地尺度は、「古検方六尺五寸、中検六尺三寸、新検六尺をもって壹歩とするの通法」であった。そこで、「改租の始め、尺度は暫(しばらく)く各地の旧慣に因らんとせしも、同称異実なるときは、将来多少の紛雑を生ぜんを慮り、竟(つい)に全国を通して方六尺を一步とし、三十歩を一畝とし、十畝を壹段と確定」した(『地租改正報告書』第三款検地第二項尺度段畝)。

但し、こうした基本的な尺度にしても、以下に見られるとおり、改租整頓まで、府県の実情を考慮して実施するよにとの指示であり、旧慣を抜け切れなかった地域も多かったものと思われる。

地租改正条例細目(明治8年7月8日地租改正事務局議定)

第二章 土地丈量の事

第一条 土地の丈量に用ゆる間竿は、通常六尺一步を以って法尺となすべし、もし不得已(やむをえぬ)事情これ有る分、暫(しば)らく旧慣の間竿を用いて丈量し、追って改正済の上は六尺壹歩竿改正すべきこと

第二条 六尺一步竿を用ゆるもの、間以下の尺度は三寸より五尺七寸まで、三寸を倍する毎に六除の数に適せざるは、すべてこれを捨つべし、即ち四寸若しくは五寸を得るときは一三寸を捨て三寸、この間詰め五寸とし、五尺九寸を得るときは、二寸を捨て五尺七寸、此間詰め九合五寸となすが如し(間以下は何合何と称し寸位に止む)、互乗して得る処の積は算出のまま三除(一反三百坪)して反別を得、一步未満の数は切捨すべきこと(従前の例により3歩未満勿捨あるものは本条の通更正すべし)

但し、間竿六尺三寸あるいは六尺五寸を用ゆる時は、その尺度により本条に準じて算出すべし

第三条 耕地を丈量するは畔際より打詰と心得べき事

第四条 数箇の畦畔を跨り一筆となす地は、惣積の内より畔敷の歩合を除去して反別を定

むべき事

第五条 山林・原野・池沼等の広漠たる地にして実測なりがたきものは、四至の境界を明白に記注せしめ、**およそ反別を記載すべきこと**

第六条 **道路・河川・堤塘及び畦畔・溝渠等は、実測を要せず**と雖ども、経界を判然調査し、従前道敷・道幅等の記録これ有る分は、その旨記し置くべきこと

第七条 実地検査の節、每一村にて三四ヶ所を竿入、様歩いたし、地方官にて取調べの書類、絵図面に引合せ、やや増減ありとも**一反に付十歩内外程のものは可となし**、右以上増減あるものは不正なるものと看做し、県官へ篤と申談再調すべし、決して甲乙寛嚴の処分これ有るまじき事

第三章 地番号の事

第一条 番号は、従来の本田畑・宅地・新田を初め、県庁・裁判所等の敷地、社寺の土地、反高大縄場・試作地・社寺境内地・墓地・堤外不定地・池沼・山林・秣場・野地・海岸・空地・諸物干場等、地所の種類に拘わらず、**官民の所有を論ぜず、一村所属の地は漏脱なく地押順を逐い、一筆限一村通し番付にする歟(か)**、又は大村にて地形の都合により幾箇に区別し、別段に番附するも実地粉糺なき様処分すべき事

但道路・畔敷・井溝敷・堤塘・河川等の如きは番外になし置き、第二章第六条の通心得べき事

第二条 甲村の地所、乙村内へ飛地せし分は、両村熟談を遂げしめ、乙村へ属地に組替えせしめ、もし熟談なりがたきものは地引絵図中へ色分をなし、地番号は甲村の末番に附着すべきこと

第三条 従前数筆の地処、一人持ちにて地続の分、**願いに寄り一筆に連結せしものは、新規一筆の番号を附すべきこと**

第四条 一旦番号を定むる後、売買譲渡等により切歩するもの、たとえば**一番地を二箇に分裂せば、一番地の内イ号ロ号となし、尚、また右イ号を分裂するときは一片は元号に据え置き、他の一片は一番地の内ハ号と記号すべきこと**

第五条 右に反し、両筆の地処、隣田畑の持主買得して、畦畔を毀(こぼ)ち実地一枚となすものは、その畔敷を丈量し、本反別に組入れ、番号は従前の両番を存置し、何番何番合併旧反別若干と肩書に記注すべきこと

第四章 耕地収穫検査の事

第一条 耕地の収穫を検査するは、およそ一国一郡の旧法公民引分の歩合を見積り、**平均一反歩の収穫を算出し、なお篤(とく)と実際に涉り小作米の多寡を探偵し、検見(けんみ)坪刈(つぼがり)初(もみ)等彼是(かれこれ)の平準を参酌し、一区一郡上より全管一反歩の平均収穫を予算し、調査の目的となすべきこと**

(6) 尺度・段畝

明治8年7月8日、地租改正事務局は、上記地租改正条例細目を定め、間竿の長さ、坪

詰め、丈量の際の畦畔の取扱い、又、丈量を実施する土地としない土地、実地検査時の基準、地番を付す土地と番外の土地、土地を分裂あるいは合併する際の地番の付し方等について、具体的な規定を示した。

しかし、この地租改正条例細目の内容は、改租着手済みの村々に、いくつかの問題を引き起こした可能性もあったかと思われる。一つには、耕作地である田畑の丈量に関してで、丈量の対象となるのが本地（植付範囲）のみとされたことの影響である。検地の旧慣に漫然と従っていた場合には、畔際からさらに1尺引いて反別を算出したものもあったであろうし、逆に、所有の権利の及ぶ範囲までを丈量するとして、畔をも含んで反別を算出した場合もあったかと思われる。しかし、そうしたことが、上記規定に反するという事になったのである。

当時、畦畔を丈量の対象から外したのは、収穫調査の都合からであったとされるが、そのことの説明が上記細目の第四章耕地収穫検査の事第一条に記されている。即ち、「検見坪刈」のことである。坪刈りは、一坪の稲を刈り取り、これを基礎として全体の収穫量を予測することであるが、この坪刈りにおいて畦は除外されていた。したがって、平均一反歩の収穫を算出するために、その基礎となる耕作地の反別を丈量する場合においても、畦は除外される必要があったのである。尚、こうした収穫調査において畦畔を除外することは、現今の農水省における調査においても、ほぼ同様に行なわれていることである。

(7) 畦畔と作付面積

農水省の統計調査において、作付面積とは、「種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫」される「永年性作物（稲等）を作付けしている面積をいう。」とされ、さらに「けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。」（農林水産省 HP「面積調査の概要」より）とされている。つまり、作付面積とは、作物が植付けされる本地部分の面積のことであり、畦畔部分は原則的には除外されている。このことは、明治8年7月8日の地租改正事務局議定「地租改正条例細目」において、耕作地については「畦際より打詰」として、反別を算出するように規定した地租改正時の丈量方法に通じるものである。かつて地租改正事務局は、その理由を「収穫調査の都合」からであったとしているが、丈量作業の後に行う土地の地位等級調査のために、耕作地（田畑）の面積は作付面積即ち本地のみの反別を算定するようにと指示したものであろう。

尚、上記農林水産省 HP においては、そこで使用されている用語について、例えば、

1. 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

なお、「栽培」とは、生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することである。

2. 本地

直接農作物の栽培に供せられる土地で、耕地からけい畔を除いた耕地をいう。

3. けい畔

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。

4. 田

たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給する設備（用水源・用水路等）を有する耕地をいう。

5. 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

と、説明がなされている。

この「用語の説明」を読む限りでは、今日の農水省の耕作地の把握の仕方というのは、明治初年の地租改正事業実施当時の耕作地の把握の仕方と、それほど大きく変わるものではないように思われる。とりわけ、反別調査を含む耕作地の調査において、田畑を本地と畦畔（法地部分を含む）とに分けて捉えるという仕方などは、改租当時の「畦引き」と同様のことのように思われるのである。

(8) 収穫調査

この収穫調査に関連して、愛媛県讃岐国地租改正新第47号（明治11年6月22日）では、「…每一村田畑宅地及び塩田（第二着に付すべき地種を除く）等を分け、各別帳に調製すべく、この旨相（あい）達し候事。但、畑・宅地・塩田等、各収穫品を異にするも、仮に田方に準じ、米をもって取り調ぶものとす」とされていた。

ここで、宅地までも米の収穫量に換算し、評価をする（等級づけをする）というのは石高制下の旧弊である。

岡俊二は「近世讃岐の農村」のなかで、「検地といひますのは、読んで字の通り土地を検査することで、田、畑、屋敷地の面積を一筆一筆、実測し、その土地の所有者を確定し、加えてその土地の生産力を、米のとれ高で表示していく作業です。この場合、米をつくらぬ畑とか、もともと作物の植え付けが考えられない屋敷地すらも米の生産力でその土地の値うちを表現していくのです。生産力といひますと、昔は米、何石何斗何升という形であらわしていくので、いわゆる石高というのはこれにあたるわけです。しかし、畑や屋敷地も、その土地が米何石の土地であるという形で表示していくものですから、一種のフィクションを含んでいることになります…。」

また、「…畝引検見取り法では収穫直前に各村に役人が入って、実り具合を実際に調査するわけです。これを検見といひます。田は、検地の結果、上田、中田、下田というような形で等級分けされております。その等級ごとに、例えば上田なら上田の中で最も平均的な実り具合を示していると思われる地点を数カ所選定し、それぞれ一坪正確に囲いこみま

す。そしてその中の稲を全部刈り上げて、もみの量目を計って一坪当りの平均収穫量を算出します。村内の上田面積がどれくらいあるかわかってますから、これを何百倍あるいは何千倍かして全収量の多寡を推定するわけです。その結果を一定限度内で年貢収納量に反映させていくのです。」（岡「近世讃岐の農村」『香川史談 近世上』S. 58 香川県県史編さん室編 pp61-68 抄録）と、説明されている。

地租改正法公布からおおよそ2年を経過し、地租改正条例細目の議定により、土地丈量の事、地番号の事、そして耕地収穫検査の事等に関してもようやく具体的な規定が定められた直後、政府は地租改正事業の期限を設定する。

地租改正期限（明治8年8月30日太政官達第154号）

地租改正は固より速成を要せざる儀に候得共（そうらえども）、一県又は一郡一区より漸次に改正候ては、彼是（かれこれ）権衡（けんこう：つり合い）の平準を得がたく、且つ逐年物価の低昂に依り、地価の差異を生ずる等種々の障害これ有り候に付き、来る明治九年をもって各地方一般改正の期限と相（あい）定め候条、精々尽力成績を奏し候様致すべし、此の旨相（あい）達し候事

尚この時点での改租未着手の府県は、名東県讃岐国をはじめ、全体の24%ほどであった。

(9) 市街地の調査

市街宅地の丈量は、『地租改正報告書』によれば、人戸が稠密で、土地も貴重であり、「尺寸の差違その得失に関する」ものであるため、一層緻密を要した。そこで「人民をして先ず分見法をもって一町の周囲を測量し、その総積を求め」、爾後、又「毎地を丈量し、その地積を合算し」、これを「向きの総積と対照して」、その実積を求めさせた。検査の方法も、綿密を加え、「その差違百坪に付き二坪迄はこれを可認」した。その検査筆数は、「一ヶ町毎におおよそ二三筆乃至五六筆」であった。市街地の調査方法を定めた明治9年3月7日地租改正事務局別報第14号達「市街地調査法細目」は次のとおりである。

市街地調査法細目（明治9年3月7日地租改正事務局別報第14号達）

第一条土地丈量之事

- 第一節 市街の丈量は最緻密を要す、旧沽券税発行の際匆卒（そうそつ）に丈量をなし、あるいは旧来帳簿上に記載の坪数等により書出せしものは、この際悉皆調べ直すべきものとす
- 第二節 丈量に臨み、家屋櫛比（しっぴ）の地にして、一宅地の表裏奥行等屈曲あるものは、実測現歩数を得る事甚だ難し、よって初めに該町の表通り・裏通り・横町の**四方を綿密に丈量して総坪数を算定し、しかる後一宅地毎に丈量をなし**、その坪数を通計して初めに算定せし総坪数に照し、差違なきを要すべきものとす
- 第三節 宅地一区内に籠（こも）る田畑は、區別に及ばず、宅地をもって丈量すべきものとす

第四節 市街地内に籠り宅地と別区域をなせる田畑・林等は、郡村耕地に準じて丈量すべきものとす

第五節 様し歩は、実況に応じ、一町内三四ヶ所より十ヶ所位迄適宜これを検し、**百坪に付き式坪迄の差は可**とし、右以上の差あるものは再調を命ずべきものとす

第六節 最前沽券発行の際調査する所の丈量、精密にして間竿端数まで詳細野帳に記載せしものは、丈量まで調べ直すに及ばずと雖ども、尺度端数の定め方、積算法等は当局別報第十一号達に照準、野帳を朱書にて引直し、坪数を改定せしめ、しかる後様し歩をなすべきものとす

明治9年2月8日地租改正事務局別報第11号達書

市街地の儀、丈量は壹厘未滿切捨厘位に止め(厘とは六尺の百分一則六分を云う)、積算は壹勺未滿切捨て勺位に止め(勺とは反別壹歩の百分一を云う則ち何歩何合何勺となる類)候儀と相心得べき事

(10) 山林原野の調査

山林原野ノ丈量は、『地租改正報告書』によれば、およそ耕宅地と異なるところはないが、「広漠数町里に渉るものあり、あるいは人跡を絶つものあり」、このような場合は、「十字及び三斜の術を施すに由なきがゆえに、回り分見をもってその総積を求め」た。又、「深山幽谷に至りては足量等を用い、又は四至(しし)の境界と目標とを定め、その経界を正し、その歩積を査定」した、としている。尚、山林原野の調査方法を定めた明治9年3月10日地租改正事務局別報第16号達「山林原野調査法細目」は次のとおりである。

山林原野調査法細目(明治9年3月10日地租改正事務局別報第16号達)

第一条 土地丈量之事

第一節 山林原野は耕地と同視すべからずと雖も、大略(たいりやく)耕地丈量の手續に拠るべきものとす

第二節 **山岳は斜面側面にて縦横の間数を量り、反別を算出**すべきものとす

第三節 一筆限りの区別あるものは、その筆限り耕地同様に丈量し、一字限りの区別のみなるものは、その字限り**廻り分見**或いは**板分見等**にて適宜丈量すべきものとす

第四節 深山幽谷或いは柴草山等の曠漠(こうばく)たる地にして容易に丈量なり難き地は、差向き四至の境界を詳記し、周囲の里程を量り、およその反別を取調ぶべきものとす

第五節 様(ため)し歩は耕地に準じ、大差を生ずるものは再調を命ずべきものとす

大蔵省官僚で地租改正事務局に勤務した有尾敬重によれば、「山林、原野は…測量するとか、或いは収益を見るとか、地価を調べるということは余程むづかしい…山林の方のことは、誠に行き方が杜撰で改正によって確実にしたということは到底いえぬ位の有様」(有尾『本邦地租の沿革』T.3 日本勧業銀行内毎月会 pp115-116)であったという。

5・各府県地租改正紀要

(1) 府県地租改正紀要の集録

『地租改正報告書』では、第十三款「各府県地租改正紀要」集録の目的として、各府県実施の順序は、「地租改正法を根軸とし、施行せしをもって、その範囲を出でざる固より論なし」。しかれども、「各地、人情及び慣習の異なるより、作用上に於いては少差なきあたわず」。として、「今その各地実施の順序を見る最も緊要の事とす。ゆえに各府県改租紀要と題するもの六十三巻を輯録し、その梗概を掲」げたと記されている。

本稿においては、この第十三款「府県地租改正紀要」を、府県ごとの各論として捉え、各府県における改租作業のうち、特に愛媛県讃岐国の地押丈量から地引絵図作成までを、他県との比較を交えて、当時の地方法令との関連のなかで考えてみた。

(2) 改租作業手順

地租改正事業における土地調査の一連の作業は、地押と称されるが、地押は、藩政時代に検地で用いられた用語である。『地租改正報告書』によれば、地押は、「土地の重複もしくは脱落なきを要する為め、当初にこれを施行するもの」（第三款検地第一項）であった。

その方法は、

- ①人民をして「小村は一村通し番、大村は各字限り、一地一筆毎にこれに番号を附」す。
- ②「十字法又は三斜法をもって、その歩積を量」る。
- ③「畝杭を建て、字・番号・地目・反別・地主・姓名等渾(すべ)てこれを明記」す。
- ④「番号地順に随い一筆毎の形状を見取図に製し、これを連合して一字限り及び一村限図を製」す。
- ⑤「地引帳と共に、これ（一字限図及び一村限図）を管轄庁に上進」する。

以上が、村方の土地調査の作業手順である。

その後、官吏が、

- ⑥「本村に臨み、地主は勿論、本村総代人等を会集」し、
「その畝杭とその地引帳、地引絵図とを照合」し、
「地番の重複あるいは脱漏なきを確認」して「地押」を終える。

- ⑦次に「丈量検査に着手」する。

「地主総代人等を会集する」ことは、総て地押の時に異ならず、
「官吏実地に臨み、その積を求めて畝歩を算定」し、
「人民より具申する所の段別に比照し、一段歩に付十歩内外の差あるものは可認した。」
「地形の屈曲と量器の使用とにより、少差なきを免がれざる」ゆえである。

その「おおよそ検査せし筆数は、一字の土地にて三四ヶ所乃至五六ヶ所」であった。

とされている。

以上が、『地租改正報告書』に記されている地押丈量の一連の作業であるが、ここでは、
・村方による、村内一筆毎の付番 → 反別丈量 → 地引絵図作製 の後に

- ・官吏による、地押検査 → 丈量検査という順になっている。

(3) 『地租便覧』における作業手順

一方、『地租便覧』では、「各地方において異同あるをもって委曲詳説するは容易に非ずといえども、最も普通なるものを挙げれば左の如し」として、次の順序をあげている。

[1] 字及び地番

- ① 先ず字を定め、土地の整理を為さざるべからず。

字の境界を正しくすることは「地租改正上」の「第一歩」である。

- ② 地番は、一町村内もしくは一字内に在るところの土地は、その地目の如何に拘わらず、又、官民有の別なく、順次これを付した。落地・重複を避ける為である。但し道路・溝渠・堤塘等には、多くこれを付せず。

[2] 丈量及び丈量検査 検査後絵図作製

- ① 字を定め地番を附せし上は土地の丈量に着手す。

丈量に十字法・三斜法等の別あり、概ね早く成功せし地方は十字法を用い、遅く成功せし地方は三斜法を用いたり

丈量に当りては野取図及び丈量帳〔反別帳又は地引帳と名づく〕各二通を作れり。

「野取図」は、「土地の形状を画き、丈量線を引き、間数を記入」したものの。

「丈量帳」は、「字・番号・地目・反別及び一繩の縦横間数・坪数を記入」したものである。

- ② 一町村の丈量成功に至るとき、野取図及び丈量帳一通を地方庁に差出し、検査を請えり官吏の検査歩数と、村方丈量の歩数との差異が、壹反に付き、およそ拾歩内外にあれば認可し、然らざるものは再調を命じた
官吏丈量検査の上、認可せしときは各町村より差出せし丈量帳を検算し、各町村の反別を定めた

- ③ 丈量（検査）を了せし後、絵図を製せり、その絵図は多く一町村全図と字限り絵図あり

[3] 地押

- ① 地押は、官吏二名位をその村に派遣し、実地に臨むときは、地主総代が案内し畝杭を読み上げる。

「畝杭」とは、每筆建てる杭にして、地目・反別・字・番号・等級及び持主姓名を調み後記入したもの。収穫検査迄現地に建て置いた。

- ② 官吏一人は丈量帳を持ち、一人は絵図を持ちて、実地に照合し、壹番より末番迄順次踏勘し

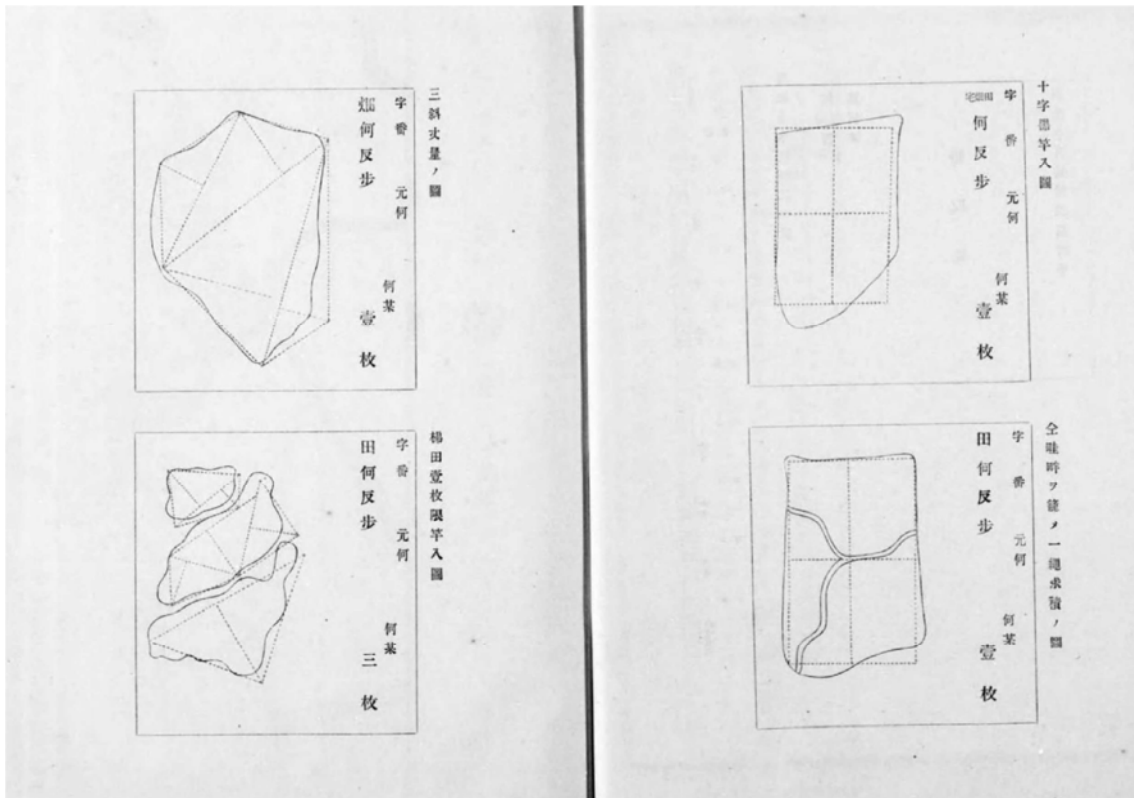
- ③ 落地・重複又は地目違いあるときは、それぞれ訂正を為さしめる

その最も詳細なるものは、官吏一町村中の土地を毎地毎筆踏勘し、その次は毎町村二三字を踏勘して、全町村地押の可否を決し、最も略せる分は、案内者をして毎筆の番号・反別を読み上げさせ、彼此（かれこれ）に注意し、検査すべき土地の近傍のみ地押を為すに止まれり（以上『地租便覧』摘録）

とされている。ここでは、

- ・村方による村界、字界の整理 → 村内一筆毎の付番 → 反別丈量 の後に
- ・官吏による丈量検査、→ 村方による地引絵図作製、→ 官吏による地押検査

という順になっており、丈量検査後に地押検査をすることになっていて、後半は順序が逆である。尚、ここでいう『丈量帳』とは、上記の記載内容からして、いわゆる「地引帳」等と同様のものと思われる。



▲ 『地租改正報告書』に掲載の十字法及び三斜法の図解 (NDL. デジタルコレクション)

(4) 野取図と一筆限図

一筆限図が、十字法又は三斜法等による丈量線を記入した「野取図」のことを指しているのか。あるいは、『地租改正報告書』に掲載された「十字器竿入図」(上段右)上に重ねて表示されているフリーハンドで描かれた一筆地の見取図(スケッチ)を指しているものなのかは判然としない。しかしながら、「府県地租改正紀要」でいう地図を、地籍図として見る場合は、そこに土地一筆毎の地番界(筆界)が表示されている必要があり、その要件を満たしているものかどうか重要となる。

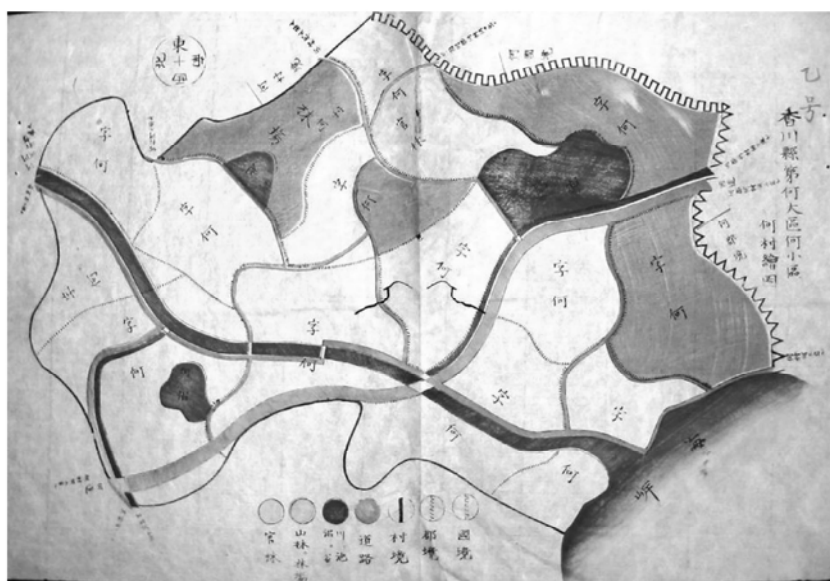
尚、改租当時、地図(絵図)に関しては、字図を作らず全村図に所要の事項を記載したり、あるいは全村図を略したりしたものがあり、村毎、あるいは府県毎に相違している。愛媛県讃岐国では、改租当時、全村図は作成を求められていなかったと考えられる。

(5) 一筆限図・一字限図・一村限図

地租改正諸法令中に地租改正地引絵図作製の規定は見当たらず、したがって改租図は各地方の便宜に任せて作成されたものと考えられる。官有地と民有地双方の現況を見取法又は実測により描画し、字名、地番、地目、反別を記入し、地目によって色分けをしているが、一定の決まりごとに則って作製されたものではなく、府県により違いが認められる。例えば改租図上、黄色で着色されるのは、耕作地（田畑）である場合が多いと思われるが、讃岐の場合は、黄色で着色されているのは宅地である。また、改租図は、一般的に、字毎に作製された一字限図が多いと思われるが、「府県地租改正紀要」によれば、ほかに一筆限図、一村限図があり、三種類のものがあったことが記載されている。

但し、一筆限地図については、耕作地の場合、一筆地の丈量範囲（求積対象となる本地部分のみ）と、測量範囲（縮図作製の対象となる一筆地の全体即ち本地に畦畔を含んだもの）とが異なることから、求積範囲を表示して丈量線を記入した野取図は、丈量図であって地図ではないとの考えから、地図に含めなかった府県が少なからずあったように思われる。

又、地租改正地引絵図の作成については、見取法で作成した府県と、実測で行なった府県とがあり、前者の場合は、一筆毎の形状は目分量でもって曲線的に描写されており、後者の場合では、一筆毎の形状は屈曲点（筆界）を順次直線をつないだ多角形として描画されていて、違いが認められる。使用した用具・器具についても、方位角をとるのに、小方儀、大方儀を用いて、当時としては精密な測量を実施できた府県と、小丸と呼ばれた小さな磁石で、図上におよその方位を記しえただけの府県とでは、大きな違いがあった。また、作図に際して使用した筆とペンとの違いも、表示の精度としては無視できない差となって現れているように思われる。



▲乙号雛形 [再置]香川県 何大区何小区何村絵図（高松市香南歴史民俗郷土館所蔵）

6. 讃岐国の地租改正

(1) 壬申地券発行調査の継続

讃岐は、廃藩置県後の明治4年11月に、高松県と丸亀県が合併、旧多度津領や天領地も編入して第一次香川県が誕生した。しかし、明治6年2月には名東県に併合されてしまう。そして明治6年7月布告の地租改正に移行することができないまま、明治5年に開始した壬申地券発行調査を、その完遂を見るまで継続することになる。

地租改正当時の讃岐国については、関順也が『明治維新と地租改正』（S.42ミネルヴァ書房p234）において次のよう概観している。

讃岐は、高松・丸亀・多度津三藩と幕領であり、何れも高率の永定免、検見引が通例であった。この地方は慶応3年の「エイデナイカ」騒動をはじめとして毎年騒擾がたえず、4年の藩主引留は村役人層襲撃の一揆にかわり、6年6月徴兵、学校反対の大一揆にも、学校、村役人宅など六百ヶ所が焼打されている（愛媛県「旧香川県史」警保『府県史料』324、325）。

香川県は6年2月廃県となり、名東県に合併されるのであるが、地券（*壬申地券）交付については6年2月になっても一向にはかどらず、6年3月迄の猶予を願い出ている。

名東県になった同年10月の届出によると、一揆のために書類が焼失して期限の目途がたたず、地券渡済の一郡一区から地租改正に着手するという（愛媛県「名東県史」租税『府県史料』323の23）。

8年9月、名東県から讃岐を分離して香川県を再置し、ここで9年4月には「実地丈量条款」及び「順道帳・製図雛形」などを定め、7月には村毎に地租改正顧問人を置き、その「心得書」なども定める。

しかし、同年8月には再び廃県となり、今度は愛媛県に配属され、11年12月愛媛県の管轄下に（初めての）新税許可をうける。（以上抄録）

讃岐国における（壬申）市街地券発行調査開始時の丈量方法は、『租税寮改正局日報（明治6年第2号）』によって知ることができる。そこには、

管内旧藩城下市街の地所、…東京府下規則に準じ、地券発行致すべきのところ、…従来人民売買沽券（土地売渡し証文）面坪詰の儀は、**6尺3寸竿** 間口寸詰をもって坪限4捨5入の法に致し来たり候に付き、今般地券の儀も、旧貫に因り既に御着手相成り、今更合位に引き直し候いては、実際大いに手戻り相成り候に付き、右坪詰の法を以って施行相成りたき旨、御問合せの趣了承いたし候。

と記載されている。また、当時の市街地券の発行状況については、同じく『租税寮改正局日報（第14号）』に、

当県下高松・丸亀・多度津の3ヶ所は、旧藩城下にこれ有り。

士卒邸地ならびに市街商家とも従来無税地に候ところ、先般地券御発行仰せ出だされ候につき、追々取り調べ、高松市街はこの砌(みぎり)悉皆(しっかい)渡し済み相成り候ところ、未だ丸亀・多度津の両所は取調べ中にこれ有り。

追々下げ渡し候運びに御座候えども悉皆取り纏め兼ね…(以下省略) …

とあり、3市のうち高松の市街地券については明治6年3月半ばまでには渡し済みとなっていたことが知られる。

(2) 郡村地券

郡村地券に関しては、

一、(明治5年10月13日) 今日、田地御改めにつき、田ごとに木札相立て申し候事。

との記録が、新町村用掛(元多度津藩裏判方)富井退蔵の『覚帳』(S.53 富井泰蔵覚帳出版会 p509)に見える。なお、讃岐国の壬申地券の多くは名東県発行のものであるが、明治8～9年にかけての再置香川県発行のものもあり、讃岐国では3年以上もかけて壬申地券の発行作業が続けられていたことが判明している。

讃岐国寒川郡長尾町の山下家に、「香川県地券係御用日誌」と題する国方甚吾の残した記録がある。それによれば、壬申地券は、持主からの自己申告書たる「地券願書」の提出を待ち、その申告内容を検査した上で発行することとされおり、その期限は明治5年10月晦日(末日)となっていた。

当時、この第一次香川県の時代に壬申地券の発行作業にたずさわったのは、県から地区ごとに選任された地券取調係であり、その一人であった国方甚吉のこの御用日誌には、

地券願書の儀、村々大小遠近を謀り、相当見込みの期限を相達し置き、一村にても取纏まり次第、当月中を限り郡中地券係出張所へ順道帳相添え差し出すべき事
附言 村々地引絵図の儀は、来月中取扱県庁地券係りへ差し出すべき事
壬申10月8日 香川県

とした県からの督促が記されている。また、同年10月18日付で、

今般相達し置き候通り、地券願 有畝(ありせ) 歩書き出し候上は、順道帳の反別に不突合の分もこれ有るべくにて、増歩の部は、申し出の通り通帳面へ朱にて書き添え申すべく、減歩の部は追って検査済の上、同様取り計らい候儀と相心得申すべき事。

とあり、この地券願書には、**有畝（実面積）**の記載が求められていたことがわかる。即ち、壬申地券の発行にかかる土地について有畝（実面積）を申告させ、これを検地帳記載の反別と照合、場合によっては実地において検査するとしたものである。

(3) 壬申地券の発行作業（大見村の場合）

讃岐国の村々において、壬申地券の発行作業がどのようにして進められたのかが、『大見村史』（大井織彦 T.6 三豊郡大見村 pp552-554）に見える。

地券（壬申地券）は、政府これを発行して地主に授与し、もって所有権を確認するにあり、されば明治5年第75区戸長この事に当るや、左の事項を土地所有者に告達せり、これ地租改正の端緒を啓（ひら）きしものなり。

一、御検地民図帳の反別を目的として、地目、反別、地主氏名を小票に記載し、実地の区画毎に建設すること。

二、毎筆の字地番、（追って戸長に於いて地番を新設す）地目、反別、**有畝（ありせ：検地帳の反別と実地の段別と、不突合のもの多しと認むるによる）**、新たに地代金を算出し、以上の各事項を列記したる土地一筆限帳を作り、地券下付方を県庁に申請すること。

と記されており、具体的には、「所属村役人をして実地に立たしめ、地主の立会を得て、御検地民図帳に所載の地目、反別地主名を実地に建設の小票と照合し、よく符合するを認めて、地番（一村を通したる番号を付す）を付し、又道路、河川、溝渠等を目的に字名を付し、境界線を定め」たとしている。

しかしながら「そもそも本業は、維新後百般の事務開始の日なお浅く、事の創業に属し、無経験者吏員集合して事を執ることなれば、進行上蹉跌（さてつ）を生ずることはなほだ多く、ために官民とも大いに苦心を感ずる所にして、牛歩的に進行し、明治5年の冬は、下高瀬村大坊をもって郡内各町村より集合事務所として此の所に出張し、ようやくにして此の事を了」え、「明治8年名東県より地券状（壬申地券）に一筆限帳を添付して交付された」と記されている。

また、壬申地券地引絵図については「かかる複雑にして、訂正また訂正その幾回なるか知るべからず、それが為め成功おおいに遷延し、明治8年頃に至り、これを完成」したとしている。

これによれば、大見村において「地券願一筆限帳」は、明治5年末頃に県庁地券係へ提出されたが、地引絵図の完成はその約3年後の明治8年であったから、壬申地券の発行はその地引絵図の完成を待つてなされたものと思われる。

(4) 壬申地券の発行状況

こうした壬申地券の発行にかかる讃岐国の事情は、「名東県史」（府県史料）明治8年9月の名東県分県の頃にややくわしく記されている。すなわち

「香川県讃岐国地租改正の義は、一般地券渡し済み(後)着手の積りに候。漸く34ヶ村渡し済み相成り候ところ、先般当県分割、香川県再置仰せ出だされ候に付き、土地人民引渡しの内、右渡し残39ヶ村の計算、並びに10ヶ村製図督促、もっぱら従事致させ罷り在り候に付き、前頭地租改正事務には更に着手致し居り申さず。もつとも「地位等級取調心得書」始め「地位取調帳」「改正人民心得」「地価取調帳」等は既に布達致し置き候。

且つ又土地丈量の義は最初「地引絵図」製出の際、二歩一間の割をもつて精確取調させこれ有り候に付き、概量は相立て居り申し候。もつとも地引に相用い候竿は、6尺3寸にて今般改正相用い候竿は伺い済みの上、6尺1歩と相定め候条此の段御報知及び候也。」

以上は、名東県出張参事心得内務省7等出仕国定廉平の報告書であるが、再置香川県発足当時（明治8年9月）の讃岐国における壬申地券発行済みの村数は、全体の半数にも満たぬものであったことが知られる。

(5) 名東県布達人民心得書

騒擾（明治6年西讃竹槍騒動）による混乱、たび重なる天災（旱害）、そして何よりも詳細整理の見据えの為に必要とされた壬申地券地引絵図提出の遅れが讃岐国地租改正未着手の理由とされてきた。しかしながら、地租改正法が布告されてから2年を経過した明治8年7月18日、地租改正事務局からの督促も、さぞや強まっていたであろうこの時期に、名東県は「地租改正の義に付き人民心得書」を布達（第158号）した。

明治6年第272号御布告相成り候地租改正の義に付き「人民心得書」及び「地位等級取調帳」、「地価取調雛形」等、別冊の通り相達し候。篤く其の意を領し、それぞれ精密取調べ差し出すべし。もつとも山林原野の類は、耕地等調査落成の上、着手致すべき義と相心得べし。此の旨布達候事。

明治8年7月18日

名東県権令古賀定雄代理 名東県参事西野友保

この人民心得書が、名東県時代における地租改正事業の事蹟としては唯一のものであろうと思われる。内容は、次のようなものであった。

第1条 今般地租改正仰せ出だされ候に付き、追々相渡し候券状面の代価は、旧来石盛（こくもり：検地のとき、田畑を上・中・下の等級に分け。上田を基準として定めた各等級の反当り収穫高）の不同と貢租の甘苦に因り、高低これ有る地価なれば、この度改正に用うべき真価にこれ無く候間、御規則第一則の通り従前の石盛並びに貢租は一切無きものとし、さら

にその土地一歳取上げ米金の作益を見積り、第2条の通り取調べ、地価何程と持主限り銘々見込みの実価を申し出させ、その村正・副戸長共篤と調査致し、不都合これ無きに於ては、別冊雛形に倣い帳面に相仕立て、差し出だすべく候事

即ち、現在順次発行しつつある壬申地券に記載の代価は旧慣によるものであり、改正に用いるべき真価ではないとしている。とは言え、名東県讃岐国においては、その後も壬申地券の発行を中断することなく継続する。

その少なからぬ矛盾を孕んだ名東県「地租改正の義に付き人民心得書」が、讃岐国のいくつの村に布達されたものであったのかは不明である。しかしながら、名東県出張参事心得・内務省7等出仕国貞廉平は、「香川県讃岐国地租改正の義」につき、地租改正事務局宛て明治8年（月日不詳）に書き送った報告書の中で、「改正人民心得、地価取調帳等は既に布達致し置き候」と記しており、それが、この名東県布達第158号を指していたことに間違いない。

(6) 再置香川県甲第5号布達

一般に、讃岐国の地租改正は、再置香川県（明治8年9月5日～明治9年8月21日）時代の明治9年4月に開始されたとされる。但し、前述のとおり、明治8年7月18日には「地租改正の義に付き人民心得書」が名東県讃岐国に布達されていた。しかしながら讃岐において、9年4月までに改租事業に着手したという形跡はない。多くの村が継続していたのは、壬申地券の発行調査に伴う地引絵図（壬申地券地引絵図）の作成であった。

明治13年3月（浄書分）と記された『縣政引渡演説書』の中にも、「…（地租改正）讃岐国は明治9年4月、香川県にて着手、同年8月本県（愛媛県）へ合併の後、同国高松に支庁を置き、これを管理せしめ」たとある。明治9年の4月とは、再置香川県において地租改正事業実施の準則とされる「香川県甲第5号」が布達された月である。

この「甲第5号」（明治9年4月8日布達）とは、次のようなものであった。

今般管内実地丈量検査として官員派出致させ候に付いては、予て各区村々より差出し候**地引絵図（壬申地券地引絵図）**をもって根拠となし、それぞれ検査致すべき筈に候えども、右は精覈（せいかく）の取調べにて、もとより落地・隠歩等これ有るまじく候えども、実際に臨み萬一不都合の義これ有り候ては、如何の事に候故、一応訊問の為、**名東県管轄中相達し置き候人民心得書の内を摘出**するの外、目今緊要の事件を増補し、別冊條款及び順道帳その外、製図雛形共さらに下付候條、篤と照会の末聊（いささ）か矛盾の廉これ無く候はば、該区戸長・各村小前・惣代連印の保證書差出し候様致すべし、この旨布達候事。

即ち、ここでは、名東県布達の「人民心得書」の内容を摘出する外、目今緊要の事件を増補して、別冊の條款（「土地丈量検査の順序」、「実地検査に付区戸長に於て取調べべき條目」）

等をさらに下付するとしており、この時点では、名東県布達第 158 号「地租改正の義に付き人民心得書」は、まだ有効なものとされていた。しかし、再置香川県は甲第 5 号に続き、「告諭大意」を同 4 月 19 日に公布する。そして、名東県布達の「人民心得書」を、「右は詮議の次第もこれ有るに付き悉皆廃止候条（甲第 47 号達）」としたのであった。

新町村用掛富井退蔵は、明治 9 年 5 月の前掲「覚帳」に次のように記している。

一、五月二日、地租改正係吉村巖・平井保徳、県庁より御入区に相成り、今日新町村御順在、天満宮社地・蛭子（えびす）宮社地・旧地神宮社地、御調査これ有り、仮杭打ち申し候事。右に付き自分当村用係廉（かど）にて出役致し候事。

地租改正の着手にあたり、多度津の新町村では、先ず地所名称区別の事から初められたのであった。

(7) 土地丈量受負の方法

再置された香川県においては、再置後の明治 9 年 5 月に入って、各村の丈量・測量作業を、該村の人民自身が行うのではなく、各村々が個別に県の技術試験に合格した測量師を擁する測量会舎と契約し、その請負会舎が丈量・測量を行うという「土地丈量受負の方法」を設けた。明治 9 年 5 月 20 日付香川県地租改正係報告第 2 号「土地丈量受負の方法」の前文には、次のように記されている。

…右調査の向き人民不馴れによりいたずらに無用の雑費を累ね候（そうらい）ては該村の難渋は素より第一改租のご趣意にもとり候義に付、広く測量技術研究の者を召募し測地丈量着手の順序ならびに製図方法等申談候上、手数料等は精々減少致させ受負差し許し候…

このように、讃岐国においては、明治 9 年の春に到って、改租作業がようやく本格化することとなったのである。そして、改租に際しての丈量検査にあたり、県は「実地検査に付き区戸長に於いて取り調ぶべき条目」に

1. 地番号の事

地番号は従来の地所の種類にかかわらず、官民の所有を論ぜず、該村に属する地は字ごと 1 筆限り地順にしたがい、新規押番に致し、幾字にても逐次一村通し番号を附すべきこと。

2. 畝杭の事

今般実地丈量に付いては田畑其の他旧番号は悉皆相廃し、一字限り地押を以って新番号を打ち、さらに新旧番号共別紙丁号雛型に照準、一筆限り畝杭へ記し置くべき事。

3. 製図の事

今般実地丈量検査のため、かねて差し出しこれ有り候地券取り調べに付製造の地引絵図

(壬申地券地引絵図)を根拠として「各村惣絵図」及び「一字限り切絵図」を詳細取り調べ差し出し候積りと相心得べし。

4. 順道帳の事

反別調べ済みの上、追って官員検査の際、実地照会に供すべきため別冊戊号雛型の如く一字限り反別・字・地番号等詳記したる順道帳を製し差し出すべき事

5.

各所地位等級選り分けならびに収穫取り調べ算法の義は、実地丈量検査済の上、なお詳細相達すべく候事

とし、村方の実地丈量検査に際しての注意点を示した。

尚、製図に関して、この時点では、「各村惣絵図」及び「一字限り切絵図」の二種類の絵図、を差し出すことが求められていた。

(8) 四国四県の改租事業の着手

「府県地租改正紀要」によれば、四国四県の改租作業の着手は、高知県が明治7年2月、愛媛県が明治8年10月、徳島県が明治9年1月で、香川県が最も遅い明治9年の5月となっている。しかし、他県は、壬申地券交付調査事業を中断して改租作業に移行したものがほとんどであったとされおり、改租着手までの経緯は大いに異なる。そのことは、明治7年3月29日の愛媛県(伊予)達坤45号によっても明らかである。

先般地租改正仰せ出だされ候処、今般是迄の(壬申)地券渡方は見合せ置き、直ちに改正施行致すべしの段、御達これ有り、付いては実際着手の順序は不日(ふじつ)布達致すべき処、当節取り掛り居り候地引絵図、畝順帳等は、即ち改正の節、相用うべき必要の品に付き、不都合これ無き様取り調べ置き、実際に臨み二重の手数は勿論、冗費も相掛り候に付き、決して脱落重複の地所等これ無き様、精密に取り調べ、実地丈量の際に至り、手戻りこれ無き様篤と注意致すべし。此の段相達し候事。

即ち、伊予にあつては、壬申地券交付調査を中断して、改租事業へ移行したのであった。

一方、讃岐国のほぼ全域にわたって作製されたと思われる壬申地券地引絵図は、改租事業の実施に際して村々に下付され、それが測量請負会舎に提供され、調査用の素図として活用されることとなった。

この地租改正作業の開始に際して、県から貸与された壬申地券地引絵図について、前掲『大見村史』(大井織彦 p554)には、「地図(壬申地券地引絵図)編成は頗る複雑にして、訂正また訂正…(中略)…大いに遷延し、明治八年頃に至り、これを完成し、1通は県庁に納め、1通は戸長役場に保管せり、而して県庁に納めたる地図は、爾後幾年を経て不要に歸したる故か本村に還付されたり」と記している。

改租事業着手の初め「香川県地租改正係報告第2号」（明治9年5月20日）において示されていた測量請負会舎の丈量単価は次のとおりであった。

- 一、耕地宅地 新反別 1反歩に付 金5銭5厘宛
- 一、市街宅地 100坪に付 金2銭5厘宛
- 一、各村落中にて一町以上市街の景況を做し候分 1反歩に付 金7銭5厘の事
- 一、社寺塩浜空地墓地山林荒地原野秣場池沼等 新反別1反歩に付 金1銭5厘宛

しかし、その翌6月に、「既に改租の年度に迫り、至急の卒業を要するの際、一層手数を省き候（そうら）はば若干費用をも相減じ申すべき事」に付き「かねて差し出しこれ有り候地券（壬申地券）取り調べに付き製造の地引絵図（壬申地券地引絵図）を根拠として各村一ト字限切絵図及び野取帳詳細取調べ差出し候積り相心得べし…」（「香川県地租改正係報告第4号」）として、

- 一、耕地宅地 新反別 1反歩に付 金4銭1厘宛
- 一、市街宅地 100坪に付 金1銭9厘宛
- 一、各村落中にて一町以上市街の景況を做し候分は 1反歩に付 金5銭7厘の事
- 一、社寺塩浜空地墓地山林荒地原野秣場池沼等 新反別1反歩に付 金1銭1厘宛

に値下げされた。そして同時に、「各村惣絵図」は、提出すべき成果物から外されてしまったようである。

丸亀においては、同年10月12日付で、

量地成功済御検査願 塩屋村

- 一、実地丈量野取帳
- 一、字限切絵図
- 一、地引順道帳

右夫々本月18日迄に相済候条御検査願奉り候也

第六大区一小区戸長 永安 勝敏

同小区長 谷川喜平太

愛媛県権令 岩村高俊殿

という文書（「当事務所より願伺届書御指令書類」『新編丸亀市史3近代・現代編』H.8丸亀市史編さん委員会 pp79-88）が提出されているが、ここに各村惣絵図は掲げられていない。

但し、讃岐国にも地租改正の際に「一村全図」を作製した村は存在する（木下晴一『明治前期の地籍図』部門展示解説シートNo.88 香川県歴史博物館 H.16 参照）。

尚、香川県（再置）の地租改正事業開始当時に、県が行った測量技術試験の既済人名簿（香川県地租改正係報告明治9年5月15日～明治9年7月10日掲載分）を集計した結果は、上等168名、中等279名、下等152名、ほかに舎長29名の計628名ののぼり、それらの出身割合は、岡山県44%、次いで香川県37%。以下は5%未満の広島

県、福岡県、愛媛県、兵庫県等であった（香川県土地家屋調査会鑑定委員会調べ）。

ここで、変更の多かった明治初年の香川県の変遷をおおまかに示せば、

第一次香川県時代（明治4年11月～6年2月）

丸亀県と高松県が合併

壬申地券交付調査事業の開始

名東県讃岐国時代（明治6年2月～8年9月）

名東県（徳島）に併合

地租改正法公布

壬申地券地引絵図作製 壬申地券交付

再置香川県時代（明治8年9月～9年8月）

名東県から分離

壬申地券交付調査事業のおおよその結了

香川県甲第5号布達

地租改正事業の着手

愛媛県讃岐国時代（明治9年8月～21年12月）

愛媛県に編入

地租改正地引絵図の作製 改正地券の発行

地籍編纂事業の着手（村単位）

地租条例公布

地押調査事業（第2次地押調査）着手

第三次香川県（明治21年12月～）

愛媛県からの分離独立

地押調査更正地図の作製

土地台帳整備

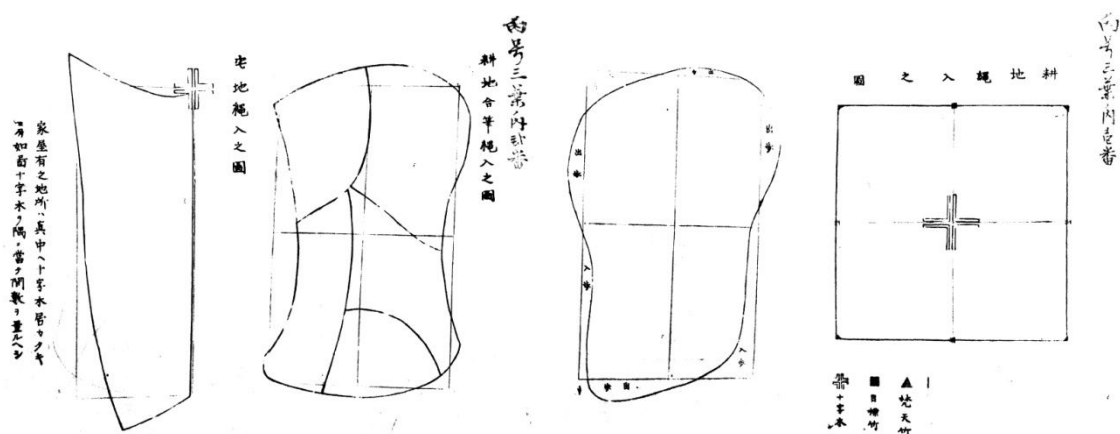
ということになるが、一連の改租作業の内容については、開始時期、期間、その最終成果にかなりの地域差のあることが指摘されている。

(9) 土地丈量検査ノ順序

『地租改正報告書』（明治15年）第三款検地の第一項地押丈量によれば、「小村は一村通し番、大村は各字限り一地一筆毎にこれに番号を付し、而後十字法又は三斜法を以つてその歩積を量り、畝杭を建て、字、番号、地目、反別、地主姓名等、すべてこれを明記し、又、その番号地順に従い一筆毎の形状を見取図に製し、これを連合して一字限り及び一村限図を製し、地引帳と共にこれを管轄庁に上進せしむ。而後、官吏その本村に臨み、地主は勿論、本村総代人等を会集し、その畝杭とその地引帳、地引絵図とを照合し、地番

の重複あるいは脱漏なきを確認するに至る」ものであったとされている。

上記報告書に対して、香川県布達甲第五号（明治9年4月8日）「土地丈量検査ノ順序」の第五条においては、「一、実地反別丈量の方法は、別紙に示す所の丙号雛形の如く十字法或いは三角法（丈量法のことであり、三斜法と思われる）等を以って精密に測量し、その地の持主は勿論、四隣の持主及び戸長等を立会わせ、その境界を正し、従来券面（壬申地券）の反別に拘泥せず、更に精覈反別を調査すべき事」とあり、戸長等立会いの下、隣接の地主等と境界を確認の上、あらためて土地の面積を“十字法”あるいは“三斜法”等で算出するよう求められていた。



丙号 ▲宅地繩入の図 ▲耕地合筆繩入の図 ▲耕地繩入の図 （高松市香南歴史民俗郷土館所蔵）

この「土地丈量検査ノ順序」には別紙として各種雛形が附属しており、その内、丙号一番は「耕地繩入之図」、二番は「耕地合筆繩入之図」・「宅地繩入之図」、三番は間竿6尺3寸の場合と6尺の場合とでの坪数の比較を示したもの（図省略）となっている。

その一番「耕地繩入之図」では、凡例で、▲は梵天竹。■が目標竹。そして十は十字木とされている。この「耕地繩入之図」においては、耕地の四隅に梵天竹（▲4本）が立てられ、その梵天竹間の中央に目標竹（■4本）が立てられていて、目標竹間の中心には十字木（十）が据えられている様子が示されている。（尚、一般的には、対象土地の四隅に立てる竿竹を際見竹（細見竹）と言ひ、その中間に立てる竿竹を梵天竹と言っていたものと思われる。）

これは十字法の施繩の図解であるが、これを見る限りでは、讃岐国の改租丈量の方法も、福島正夫が東北秋田の「地租改正地面測量取之図」及び「丈量之図」（前掲福島『地租改正』掲載口絵 S. 43 吉川弘文館）の解説において、丈量は「古来の十字見切法」によってなされた、としているのと同様であったように思われる。

但し、「府県地租改正紀要」愛媛県讃岐国（大蔵省）においては、「丈量法は三斜、十字両法を説明せしも、敢えてこれを専用すべしと制限せしに非ず。人民の適宜に任せり。

而して其の成跡を通覧するに、三斜法を用いしもの10分の9にして、他は十字法或いは真形法（分間略器の類）を混用せり」とあり、讃岐国における改租時の丈量は、三斜法によるものがほとんどであったとされている。

土地丈量の際の、十字法、三斜法については、地租改正事務局に勤務し、全国各地に出張、改租事業の推進に当たった有尾敬重（嘉永2（1849）年～昭和6（1931）年）が、前掲『本邦地租の沿革』（T.3 日本勸業銀行内毎月会発行 p74）において、「丈量の方法は初めは十字法でやりましたが、どうも不完全でいけませんので後に三斜法で行（や）ることになって、大概是此方法でやりましたが、早く改正に着手した所は十字法で行ったと思ひます。」と述べており、そうした経緯もあってか、改租事業の着手が遅れた讃岐国の丈量は、三斜法が主流だったようである。

尚、畝杭については、同じく香川県布達甲第5号中の「実地検査に付き区戸長に於て取調ぶべき条目」の第2章「畝杭の事」に、

第一条

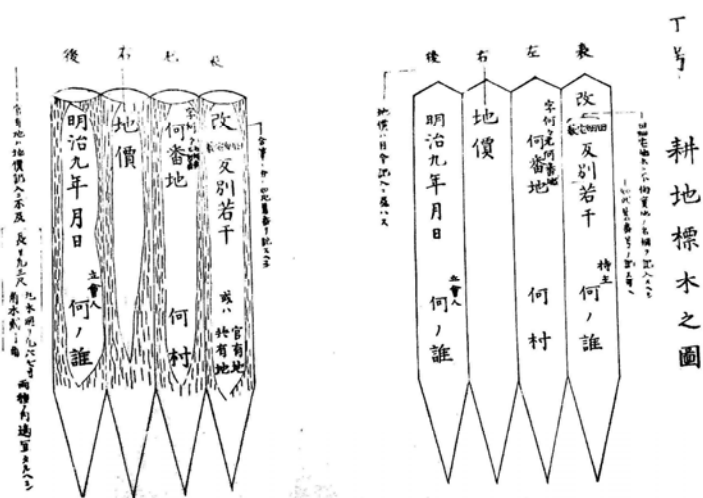
一、今般実地丈量に付いては田畑その他旧番号は悉皆相廢し、一字限り地押しを以て新番号打ち、更に新旧番号とも別紙丁号雛形に照準、一筆限り畝杭へ記し置くべき事。

第二条

一、第一章（地番号の事）の第一条に掲載せる地所一筆毎に畝杭打立て、別冊丁号雛形の如く番号・字・反別・持主名前等記載すべき事。

但、畝杭は地租改正成功迄、そのまま存し置く筈に付き、容易に抜き取らぬよう注意致すべし。

とされており、この記載のとおりを実施されたのであれば、改租作業期間中は、讃岐国の田畑一筆毎に畝杭が表札のように立てられていた、ということになる。



▲丁号 耕地標木の図（高松市香南歴史民俗郷土館所蔵）

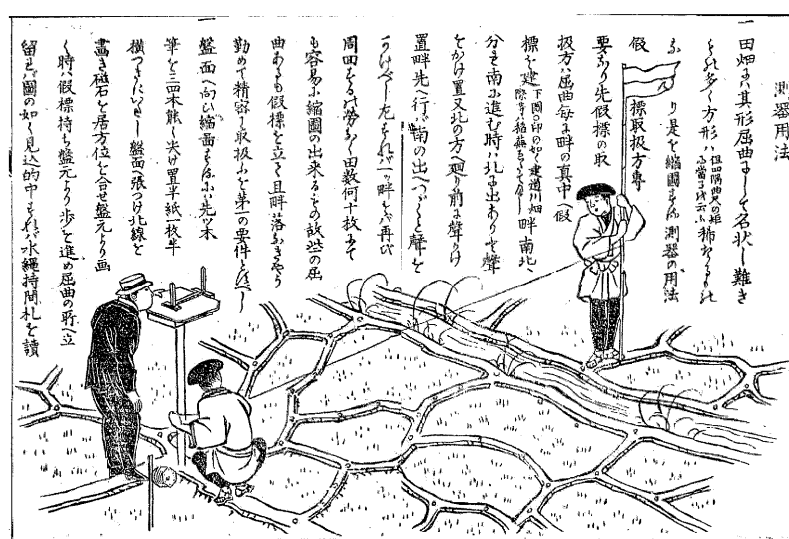
(10) 真形法 (分間略器の類)

讃岐国の分間略器に関しては、「府県地租改正紀要」中、愛媛県讃岐国(現香川県)においては、「真形法」を用いた場合もあったと記載されており、「分間略器ノ類」と割注があるが、「具体的なことは不明」(佐藤甚次郎『公図読図の基礎』H.8 古今書院 p174)とされている。

ところで、この分間とは何か。『地方凡例録』(大石慎三郎校訂 S.44 近藤出版社 p105)においては、「分間と云うは、検盤とて磁石を立て、十二支を割付け、それをもって方角を振り、間数を引き百間を四寸とか、六寸とか、或いは壺尺とか、場処の広狭に応じて極め、絵画に仕立てることなり。分間にて反別を改めるを廻り検地と云い、又右絵図の形に従い、四角三角、或いは中角を取り、幾切れにも致して寸尺を当て、何間に何間と坪詰に致して反別を改めるを、歩詰と云う」と記されている。やや広い区域を、屈曲点毎に点間の方向と距離を磁石と間竿・間縄で測って、その外周を縮図に仕立てていく、今日のトラス測量と同様の方法であったとされる。その反別については、完成した絵図(縮図)にスケールを当て、適宜の図形(三角形あるいは四角形等)に大まかに分割して面積を算出するものであった。

分間略器に関しては、前掲佐藤が、分間略器による方法とは「分間略器と一般に呼ばれた簡単な木製の測量器具類を使用して、平板測量を行って縮図を作成、この図によって求積するのである。縮図作成の方法あるいは実測方法というよりは、測器にもとづく区分である。」(佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』S.61 古今書院 p199)とし、その用法としては、廻り分間法(平板測量における導線法)、放射法(平板測量における放射法)等があったとしている。

一例として、改租当時の分間略器の類のことを記述しているものに、平山勘重の『耕地

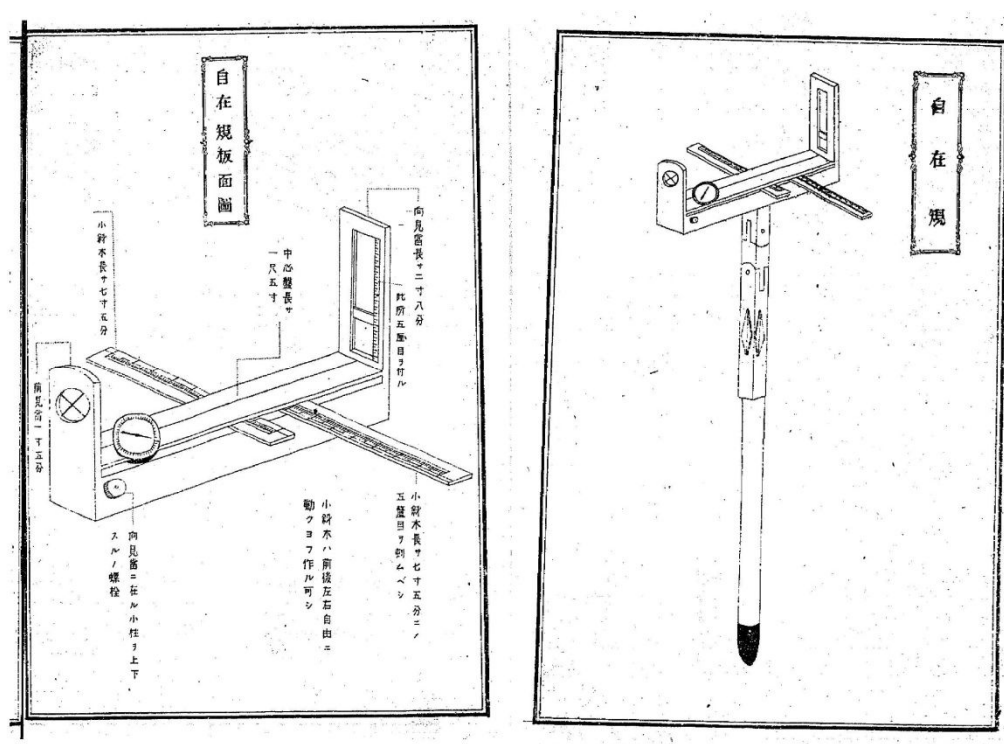


▲平山勘重『耕地山林量地縮図解』(NDL デジタルコレクション)

『山林量地縮図解』(M. 8 玉巖堂)をあげることができる。

「大小方儀、その他各種の測器無きに非ずといえども、いずれも迂にして、その用に適応するに足らず。予、大いにここに慨あり、爾来、焦心苦慮すといえども、いたずらに勞得る所あらざりしに、図らずも“捷方儀”と名する器械を得たり。その用法は誠に易々なるゆえに、算法に熟せざる者といえども意匠を勞さずして尺許り四方の盤面に真形の縮図をば写し得べし。予、この器械を得、その用法を試みるに、その果たして便たるを知り、深くその地租改正須用の物たるを信ずるによって、この一書を著わせし…」と、平山はそのままがき(大意)に記している。ここに絵入で紹介されているのは、木製のアリダードをはじめとする平板測量用の器具一式である。それぞれが、長さ・幅・厚さまで寸法入りで掲載されている。

尚、こうした簡便なアリダード様の測器類は、当時、広く各地に伝えられていたもののように、同種の器具を、四国阿波の林省三が『山林原野丈量法』(M. 13 坂井萬吉)の中で“自在規”として紹介している。



▲林省三『山林原野丈量法』(NDL. デジタルコレクション)

林はその緒言において、「山林原野丈量法をもって標題を掲げたれども、全く山林のみの丈量に限るにあらず。しかるに、耕宅地等は既に改正あり、目今山林の丈尺を量る急務」であるから、「いささかその用に足し、速やかに成功あらんことを欲し」この書を著したと述べている。

(11) 第二着山林原野の調査

再置香川県においては、明治9年に、村が、担当する測量会舎との間で契約を取り交わす丈量請負の方法を定めた。その際、測量会舎の舎員には、県の測量技術試験を受けることを課し、上等・中等・下等というランクづけをして、舎員の技術を保証した上で各村への派遣を許可していた。しかし、第1着の耕宅地の測量を終え、第2着の山林原野に調査が移ったとき、この取り決めに例外が認められた。

明治10年4月9日、「愛媛県讃岐国地租改正新第33号」において、「量地受負人条約の義に付き、昨9年旧香川県乙第34号達の趣これ有り候得共（そうらえども）、耕宅地の丈量ほとんど整頓に及び、引き続き第2着山林原野の丈量降手の際に候処、平地と違い広漠たる山野量地に付き、ことごとく丈量師に附し候（そうらい）ては、おのずから費用も嵩（かさ）み候訳に付き、手馴れの者これ有る村々は、必ずしも他の量地家を傭使するに及ばず候。もつとも都合に寄り相対（あいたい：合意）を以て雇入れ候村方たりとも、あながち技術の試験を受けしものに限らず、適宜契約致させ苦しからず候、この段相達し候事。」とされたのである。すなわち、山林原野の測量にあたっては、土地丈量請負の方法の例外として、在村の経験者でも、あるいは県の技術試験未済の技術者でもかまわないとされたのである。

実測困難な場合の山林・原野等については、当初、東西南北の地界を注記しておくこと（明治5年「地券渡し方規則」第37条）とされていた。次いで、「山林原野調査法細目」（明治9年3月10日地租改正事務局達別報第16号）が定められ、丈量は大略耕地丈量の方法によるものとされ、字限りの山林原野はその字限り廻り分見、あるいは板分間等にて適宜丈量するものとされた。

この「山林原野調査法細目」に関し、明治9年6月3日地租改正事務局宛「御局別報第16号山林原野調査法細目第1条第3節中廻り分見或いは板分見云々（うんぬん）とこれ有り候処、板分見は如何の量地方に候や、詳細御指揮これ有りたく、この段相伺い候…」という愛媛県からの伺いに対し、右指令として、「伺いの趣、板分見の儀は、一種木製の器械、間縄等を用い、盤上に於いて直ちに実測図を製する方法にして関東地方の内には間々使用いたし候もこれ有り候えども、畢竟（ひっきょう）実歩を得るを主とし、量地方法は各地方の適宜に任せ候儀に付き、慣法に抛り便宜施行致すべき事。」との回答があった。

山林原野の丈量方法としては、廻り分見や、分間略器による方法等が示されたが、「府県地租改正紀要」にも記されているとおり、多くの府県でも、深山幽谷などの場合は適宜の方法、例えば足踏み・目測等によることも可とされていた。

(12) 地引絵図の作成

具体的な坪数の算出と地引絵図の作製については「府県地租改正紀要」中に記録がある。それによれば、

愛媛県伊予国

第三項 市街地ノ調査

市街地は家屋櫛比し、墻壁等ありて「丈量」の際竿繩の使用に苦しむを以って、先ず毎町、区域に就いて、表通・裏通・横町の四周より「回り分間法」を以って綿密に「測量」し、其の総積を得、然る後毎宅地は「三斜」、「十字」両法を以って「丈量」し、毎地得る所の地積を総合して向きの総積と対照し、差違なきを要せしむ

(カギ括弧と読点は筆者が補った。以下同様。)

愛媛県讃岐国

第三項 市街地ノ調査

「丈量」は多く「三斜法」を用い、或いは「分間略器」を使用せしものあり、其の家屋櫛比し境界錯雑なる地は先ず其の一町の総積を量り、然る後毎宅地を「丈量」し、此の合計を以って向きの総積と照合して差違なからしむ

とされている。ここでは反別の丈量（求積）と、分間測量（縮図作成）が組み合わされて行なわれており、特に伊予においては、回り分間法が、一筆毎の丈量成果の可否を点検する機能を果たしていたことがわかる。

同じく「府県地租改正紀要」において、「字限図」と「全村図」の作製について見てみると、

愛媛県伊予国

第二項 郡村地ノ調査

第一条 地押丈量の概況

「地図」を製するに三種あり、其の一を「一筆限野取図」とす、即ち一筆限の地形と其の施繩の景象とを画し、又四囲接続地・道路・溝渠及縦横の間数、求積の歩数、其の字番号、持主姓名を記入せり。其の二を「一耕地限切図」とす、其の製式は、紙幅縦横四尺を程度とし、一耕地中の毎筆地形を分画し耕宅地等の各種及び河渠・道路皆之を分別着色し、毎地の番号を填記せり、但し小村は「切図」にせず、此の製式に拠り「全村図」を製せり。其の三を「一村限地図」とす、これに全村地形の概略を模画し、四境接続の村名及び山岳・河海等を明記し、毎耕地の界域を分画し、其の番号即ち第何番耕地の文字を填記せり、此の図は村内各耕地の位置を略知するの具にして地種詳細に至りてはこれを切図に載せり

愛媛県讃岐国

第二項 郡村地ノ調査

第一条 地押丈量の概況

地順番号は全村通し番を用ゆ、しかれども山間僻在の大村等に至りては推歩に便なるを要し、

字限り通し番とし、只山林に別番を付せしものあり

地図は「字限図」を製し、これに各筆の地形を模画して地番を填記し、地目を分色す、その山間の村落にして地形広大或いは離隔せしものは、さらに簡易なる「全村図」を製し、これに各字を分名す、每筆の地形及び四囲の方位、字番号、地主姓名、歩積の如きは、これを「野取帳」に詳記せり

人民地番を附着せし後、官吏丈量検査にあたり、每地遺漏なく地押を為せり

丈量法は、「三斜」「十字」両法を説明せしも敢えてこれを専用すべしと制限せしに非ず、人民の適宜に任せり、しかしてその成跡を通覧するに、「三斜法」を用いしもの十分の九にして、他は「十字法」、あるいは「真形法(分間略器ノ類)」等を混用せり

と記されている。

伊予に比較すれば、讃岐の「地図」についての記録は簡略に思われる。しかし、これには理由があった。「府県地租改正紀要」に「愛媛県讃岐国本地の地租改正は、明治九年五月に着手し、同十四年十一月に至り整頓す」とあるとおり、着手は全国で最も遅かったとされており（9年4月の甲第5号布達は爾後の訂正多く、5月とされたものであろうか、ちなみに整頓も最後、しかも一部については明治15年以降も改租未了であった）、地租改正事業着手の当初は、地図も伊予同様三種のものが予定されていたようであるが、短期間での完了を求められたために、「村図」については後に作製を省くとされた。

この地図について、讃岐の場合は、「地図は、字限図を製し、これに各筆の地形を模画して地番を填記し、地目を分色す」とされているところから、この紀要を読む限りでは、「地租改正地引絵図」の作製手順としては、先ず「字限図」（字毎の河渠、道路等の地形を描画したもの）を製したうえで、そこに一筆毎の地形（見取図）を描き入れていったもののように思われる。

但し、このような一字の「全体」の中に、一筆地の「個」を位置づけるといったやり方は、『地租改正報告書』の第三款「検地」の第一項「地押丈量」に記された「一字限り図」あるいは「一村限り図」の製し方とは異なるものとなる。そこには、

地押は、土地の重複若しくは脱落なきを要する為め、当初にこれを施行するものなり。その方法、先ず人民をして小村は一村通し番、大村は各字限り、一地一筆毎に之に番号を附し、しかる後「十字法」又は「三斜法」をもってその歩積を量り、畝杭を建て字、番号、地目、反別、地主姓名等すべてこれを明記し、又その番号地順に随い、一筆毎の形状を見取図に製し、これを連合して「一字限り(図)」及び「一村限図」を製し「地引帳」と共にこれを管轄聴に上進せしむ。

とあり、『地租改正報告書』によれば、地図は一筆毎の「個」を連合して、一字あるいは一村「全体」を形作るものとされているのである。

(13) 実地検査に付区戸長に於て取調べき條目

讃岐国の地租改正は、一般的には、再置香川県時代の明治9年4月の甲第5号をもって開始されたとされているが、地引絵図の製し方は、「実地検査ニ付区戸長ニ於テ取調べキ條目」中の「第三章 製図ノ事」において示されている。すなわち、

第三条

一 山林原野及び秣場・池沼・空地の類、此の度実地反別詳細取調候ては事業煩雜に涉り成功遅延相成り候に付き、田畑宅地等悉皆整頓の上、引き続き取調の積り相心得、凡そ反別の見取を以って、その真形を失わぬ様、絵図面へ填写し、色分け致し置くべき事

第四条

一 田畑宅地塩浜郷蔵荒地新開地学校社寺堂宇埋葬地等は、反別丈量の際、一筆限り実地真形を謄写し、番号記載し、別紙甲号雛形の通り、一字限り地種に随い色分の図面を製し、該村卒業の後、別紙乙号の如く一村限り総絵図を製し差し出し申すべき事

とあり、「およそ反別の見取りをもって、その真形を失わぬ様、絵図面へ填写」する、あるいは「実地真形を謄写」する、と記されており、反別丈量の際に一筆地の地形を描画するとともに、把握した土地の広狭・形状を保持しつつ、一字限図を製することとされている。

(14) 一字限見取切図

先述のとおり、地租改正当時、香川県では一筆地の丈量と字限図の作製を、県の試験に合格した技術者に、村単位で依頼することとされていたが、阪出村（現坂出市）では、岡山県平誠舎の舎長平松誠一及び福岡県筑紫舎の舎長坂田賢三郎と契約を結び、改租作業を実施することとなった。当時、地租改正の期限は明治九年と定められており、『坂出史』（井上文太 S.48 坂出史談会 p78）によれば、第一着手として丈量人平松誠一外1名とつぎの通り契約したことが記されている。

為取換条約証書

実地丈量新反別一反歩に付き請負左の通り

一、田畑宅地 一筆に付き金四錢五厘宛

但、手数料及紙筆墨並に絵具、飯料、宿料共

一、市街宅地 金六錢七厘宛

但、手数料及紙筆墨並に絵具、飯料、宿料共

一、人口稠密にして長さ六十間以上は市街宅地同断

一、社寺、池沼、山林、原野、空地、墓地・秣場、荒地 金一錢六厘宛

但、一人持の墓地は田畑、宅地同断

附筆紙、墨、並に絵具手数料、飯料、宿料共

- 一、山林、原野、空地、秣場等は耕地及宅地の間にある小林をいう
- 一、請負方条約仕り候上は、速やかに着手は勿論、卒業致すべき事
但、舎員の内不快等これ有り候節は差し換え、一日も欠員致すまじき事
右の定価をもって認むべき品左に
- 一、旧絵図へは改番号並に反別書入
但し、地番号記載は村方より実地熟知の者一人を出し、その余は悉皆請負方にて記載すべき事
- 一、一字限見取切図 式通
- 一、野取帳 一通
但、野取帳は、野中にて見取りその景況を画き、縄目寸間等書入れ、精算の上そのまま御渡し申すべき事
右は今般地租御改正に付き、実地丈量右の割合をもって御請負致し候処実正也（以上抄録）

上記条約証書において、野取帳（野取図の綴込み帳）は、「野中にて見取り、その景況を画き」とあり、見取り法によって地形を描画することが記されているが、加えて一字限切図も「一字限見取切図」とされている。

（15）愛媛県讃岐国の丈量

「府県地租改正紀要（愛媛県讃岐国）」によれば、丈量は、三斜法が9割で、その他、十字法、分間略器の類を用いた丈量方法が採用されていたとある。十字法は、土地がどのような形状であっても、出歩・入歩を見計らって、すべて矩形に見立て、縦×横で反別を算出する方法（等積変形）であり、習熟度の違いで丈量誤差が出るとされる。また、丈量を三斜法によってした場合でも、免租地扱いとなる畦畔部分は、反別に算入されないためほとんど描画されず、耕作地の場合は、相隣接する土地の図面を、そのまま相互に接続させることができない。多くは空隙を生じてしまうからである。いずれにしる距離と角度を順次計測することによって土地の外周（屈曲点）を記録し、縮図を作成する分間法（今日のトラバース測量と同様のもの）とは異なるものであるために、丈量図を寄せ集めて精度の高い字限図を作成することは困難であったと思われる。尚、「府県地租改正紀要」の記述からしても、愛媛県讃岐国において、分間略器の類を用いて、分間法による測量が行われたのは、主に市街地であったと思われる。

（16）見取法と分間法

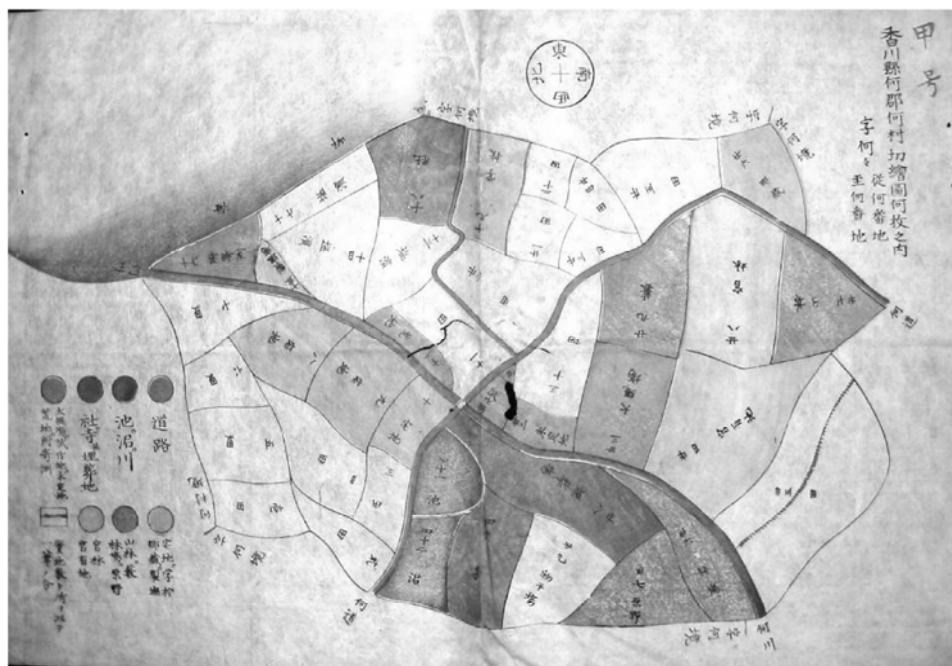
地租改正当時は、分間法を用いることなく字限図を作製するために、簡易な見取法も多く採用されたようである。見取法は機器を用いた測定ではなく、主に目視での観測によって対象を描画するものである。明治18年に再測量した『福島県若松地方の官民有地引直し絵図と関係書』（税務大学校租税史料特別展示）の解説では、見取法と分間法の違いが、「河

沼郡は山野が多い立地で、該当する土地は一辺が数百メートルを超える規模の広い面積の山野が多く、大雑把に計測する十字法が採用されました。地図も見取法で描かれています。一方で、旧城下町を含む北会津郡は、平地が多く、該当する土地は数メートル規模のものが多く、三斜法で測量が行われ、分間法で地図が描かれています。」と記されている。見取法と、分間法とでは、最終的な精度において、大きな差異を生じたのであった。

(17) 平松誠一伺撮要

岡山県の和算家平松誠一が、讃岐国地租改正事業の丈量・測量作業着手にあたり、いくつかの不明な点を問い質した記録が、「香川県地租改正係報告第5号」中に残されている。これは、伺いに対する指令という形で回答がなされているものであるが、当時の作業実態を知ることができる貴重な記録となっている。尚、再置された香川県（明治8年9月に名東県より分離独立し、明治9年8月に愛媛県に併合されるまでの間）において、地租改正関係の布達類は、「香川県地租改正係報告第何号」として他の達し類とは別に布達されている。平松誠一伺撮要

第一条 切絵図は甲号雛形をもって御達に相成り、委細承諾仕り候。併し山間の田畑に至りては、数十枚合筆となすの類多々これ有り。その形象たる、小なるものに至りては僅に幅3～5合より1間位にして長さ2～3間に降るものは御規則の寸法にてはその真形を写す事能はず。仮(たと)い、画くと雖も線数甚だ繁に互り、番号等も書入れ難く、且つ一筆中の畦線と隣地の境界と混じて見分け難し。因って切絵図には只その番号の境界のみに致し候(そうらい)て如何哉。



▲甲号雛形 [再置]香川県何郡何村切絵図（高松市香南歴史民俗郷土館所蔵）

ここで取り上げられている再置香川県の甲号雛形は切絵図の雛形である。

この雛形には、

内題として

香川県何郡何村切絵図何枚之内字何々従何番地至何番地

凡例として、

赤…道路

青…池。沼。川。

茶…社。寺並びに埋葬地

桃…大縄場。試作地。未定地。荒地。附寄洲

黄…宅地。学校。郷蔵。製塩

緑…山林。藪。秣場。原野

灰色…官林官有地

||||| 実地数ヶ所ヲ以テ1筆ノ分

とある。

測量師平松の伺いは、上記凡例の最後に見える「実地数ヶ所ヲ以テ1筆ノ分」とした場合に、その1筆とした土地を表示するのに、一筆地の中に数箇所ある畦の線をすべて描かなければならないとしたら、出来上がりの切絵図上の表示が煩雑になる。そこで当該1筆の土地については、その境界（筆界）のみの表示にしてよろしいかという問いである。

これに対して指令は、伺の通りとされた。

尚、今日においても、急傾斜の山間部では、狭小の田圃数枚からなる1筆の土地というものがあり、これを実測すると、かなりの縄延び（地積の増加）が認められる場合がある。すなわち、このような場所であっても、丈量は、「土地丈量検査の順序」の第6条において、「耕地を丈量するは、総て畦際より打詰め、若し数個の畦畔を跨（またが）り1筆と為すの地は、惣積の内より現形畔敷の歩合を除去して反別を定むべき事」と定められた通り、求積は「畦畔際より」おこなわれ、地積は、その数枚の田圃の、水が張られる作付け部分のみを加算した和であると考えられるのである。

尚、切絵図の縮尺については、香川県地租改正係報告第4号（明治9年6月7日布達甲第86号布達）中に、甲第5号布達條款の内更正第3章第5条に、「一ト字限り切絵図は、凡そ一間六厘より一分までを極度となし、各自製図の便宜を酌量し」て製図することとされていた。つまり讃岐国の改租図には、一定した縮尺はなかったようである。

第二条 一筆中、数区を合併の分は丈量野取帳にて見取り、その景況を画き、尚縄目寸間等を詳細に記入致し然る可き哉

右指令 伺の通り

尚、丈量野取帳とは、現地において、その地の形状を帳面に書き写し、それに丈量線を入れて求積し、反別を明らかにしたものである。先述のとおり、「坂出史」（井上文太 S48 坂出史談会 PP.78～81）によれば、平誠舎々長平松誠一は、坂出村と取り交した条約中に、「野取帳は、野中にて見取り、その景況を画き、縄目寸間等書き入れ、清算（求積）の上、そのまま御渡し申すべき事」と記している。

第六条 原野・池沼・塩田の如きは、**測量術**によって紙上に縮し、反別を求め候（そうらい）て然る可き哉
右指令 伺の通り

明治の初めごろに発行された測量術書の中には、例えば太田正公の『地方丈量法』（M.8 愛知栗田東平発行）に見られるように、測量にブンケン（分間）とルビが振られているものがある。今日のトラバース法にあたる測量術のことであるが、江戸時代の新田検地には廻り検地（分間測量により縮図を描いて反別を算出する方法）が多く用いられていたことが知られており、明治初めの民間技術者の中にも、こうした測量術によって村図等を作製する者が少なからず存在していたことがうかがえる。

第七条 山林は絵図上にてその平面積を求め苦しからず哉
右指令 第七条山林の義は斜面に就いて其の反別を求め、絵図面にはその敷積を以って転写致すべき事

地租改正当時の土地の丈量は、面積を求めることを目的とするものなるがゆえに、その平面斜面に応じて縄を引くもの（土地の表面積を量るもの）とされていた。したがって、山林の面積は斜面に沿って求積するのが規定どおりのやり方であった。但し、二次元の表現となる絵図上では、その敷積（水平投影面積）をもって転写すべきとされており、絵図を破綻なく作製するための手立てが、ここで述べられている。

第八条 社寺境内に至り、多くは樹木生い茂り、あるいは建物櫛比（しっぴ：櫛の歯のに隙間なく並んでいる様子）して、縄、竿入れの煩わしきもの間々あり。これ等も第六条（測量術によって縮図をえがき、紙上で求積すること）のごとく取り調べ苦しからずや。但し大立たる墓地の如きも本文同断
右指令 伺の通り

尚、地租改正当時における丈量（求積）あるいは測量（切絵図作製）作業において、アリダード様の木製分間略器を使用した例が多くあったとされている。先述のとおり「府県地租改正紀要」では、讃岐国の場合、真形法と名づけられた分見略器の類を用いた例のあ

ったことが記録されている。

第十条 市街・郡村に拘わらず、極めて難たる宅地に至りては、測量術を用い候（そうらい）ても差異これ無く候えば、苦しからず候哉。

右指令 伺の通り

本指令からして、一筆地の丈量（面積測量）の際にも、簡易な分間略器等を用いた測量術の使用が認められていたようである。

第十一条 土地丈量に付き取り調ぶべき目次、左の通り相（あい）心得、然るべき哉

一 切絵図 二通

一 野取帳 一通

右指令 第十一条丈量に付き取り調ぶべき目次中、さきに各村に於いて製調の地引図（壬申地券地引絵図）を、今般調査の根拠に相立つべきはずに付き、実際に臨み、得る所の現歩を以って校正し、更に新番を付しこれを該村の所蔵に充つべき義と相心得べき事

先般各村において作製した壬申地券地引絵図（二分一間図）を調査の根拠とし、今般、一筆毎に実測して得られる面積に合わせて、地引絵図を校正するとしたものである。この指令によれば、一筆地は丈量を実測によってやり直すということであるが、地引絵図は得られた地積とつき合わせのうえで校正、縮写したものと思われる。

尚、讃岐では、崖状の法地を岸と呼称する場合が多く、このことに関しては、第七大区二小区戸長から次のような伺が提出されていた。

(18) 第七大区二小区戸長伺撮要

第二条 耕地の内、左の図（次頁に掲載）の如き岸あり、これは地引順道帳雛形14番地の廉、内何歩草生地とあるものと見て宜しき哉。しかる時は、その歩数は敷（底の面）をもってする乎

右指令 内書草生地の義は、開墾耕地と為し得る程の場所にして、伺い図面岸の如きは畦畔に付き、縄外（なわがい：丈量しないこと）に致し置き申すべき事

上記指令のとおり、法（のり）地の部分である岸は、畦畔同様、縄外として、丈量（求積）の対象から除外された。



▲耕地内にある岸の図（部分）「香川県地租改正係報告 第5号」（山口県文書館所蔵 梶山家文書）

(19) 改租整頓

『大見村史』によれば、地租改正事業の終結期（明治14年頃）を迎えた村では、

「第1着（地番に甲を冠した耕宅地）、第2着（地番に乙を冠した山林原野）とも実地的事業整頓を告ぐるや、地価帳、名寄帳、地券台帳の編成を要し、また一面において旧地券（壬申地券）を新地券（改正地券）に交換することを達せられ、戸長において土地新旧地番対照表を作り、県庁に提出し、これに基づき県庁は新旧地券の交換を為した」（前掲大井『大見村史』p572）としている。

そして、地図に関しては、「当村地図は2種あり、すなわちその1は（壬申）地券発行のとき編製に係り、縮尺一分間（※二分間の誤りと思われる）にして紙幅広大に過ぎ、その2は地租改正のとき編製したる紙幅2枚に制限し、縮尺不定の見取図なりき」（前掲大井『大見村史』p574）と記している。

(20) 地租改正顛末

愛媛県讃岐国の地租改正事業の顛末は、『地租改正報告書』第13款「地租改正紀要」によれば、「本地の地租改正は明治9年5月に着手し同14年11月に至り整頓」したとされている。一方、愛媛県伊予国については、「本県の地租改正は明治8年10月に着手し、同14年11月に至り整頓す」とあり、着手時期は異なるが、その整頓は、讃岐国と同一であったとされている。

尚、これを当時の愛媛県の達によってみると、「論地或いは境界不明瞭地等の如き事故あるものを除くの外は本年（明治15年）11月30日限改租事業悉皆整頓に付き同日を以って本県一般地租改正済の日と確定候條此段布達候事（明治15年12月16日 甲250号）」とされており、前記報告書が提出された後も、愛媛県内両国においては改租作業の継続されていたことが記されている。

7. 野取図と地券と地租改正地引絵図

(1) 分裂・合併手続き

明治5年2月24日、一筆の土地の一部を分割して売買することが、「実地に於いて総歩数を改め、検地帳へ照合し、引分け方偏頗（へんぱ）これ無き様、篤（とく）と検査の上、願いの趣き聞き届け、地券相（あい）渡し申すべき事」（大蔵省達第25号地券渡方規則第5条）として許可された。

そして、明治5年7月25日、地券渡方規則が増補され、その第一条で、切地に致し候（そうろう）分には「更（さら）に番号相記し申すべき」こと（大蔵省第94号）とされたが、分筆の都度分筆地に新地番を付すのでは、地番が錯雑になるとして、明治5年9月14日、上記規定を取り消し、「旧地主へ残し置き候分、並びに裂地に致し候分とも、地所ノ番号は在来のまま据え置き、いく廉（かど）に分裂候とも、何番の内誰持ち地」とすること（大蔵省第132号）に改正された。

但し、土地の分裂は、追加された地券渡方規則第十八条で「屋敷地の外、切歩（きりぶ）の儀は百坪以下は相（あい）成り難き事」（明治5年9月4日大蔵省第126号）として坪数が制限されていた。

但し、この坪数の制限は、売買譲渡等に支障をきたすということから、明治8年5月8日、「耕地・宅地・山林等総て畝歩の多少に拘わらず切歩売買苦しからず」（内務省布達甲第8号）として解除された。

又、土地の合併については、明治5年7月25日、増補された地所売買譲渡ニ付地券渡方規則第二条において、「田畑とも幾筆も合併致し、券状一通に相記し候儀、人民願いにより差し許すべし」（大蔵省達第94号）として、合併地券が認められた。

(2) 異動地の取扱い

地目変換・土地分裂・合併といった土地の異動については、地租改正事業実施の期間中も行われており、こうした異動にともなう手続きは、「地券渡し方規則」、あるいは地方法令である「地券申受例規」（明治12年7月10日愛媛県甲第110号）等に定められているが、畦畔の廃止または新設等による本地反別の増減が、租額の多寡に関わるものとして取扱われるようになるのは、次頁に掲載の「田畑畦畔その他廃除に伴う地価変更の沿革調」

（大蔵省臨時土地調査課昭和8年9月8日）にあるとおり、『地租改正報告書』が提出された明治15年以降のこのようである。明治15年9月13日大蔵卿訓示において「畦畔廃設によって段別に増減を生ぜし分は、台帳・券状・税表とも…自今は段別・地価とも年々訂正すること。」とされている。

上述のとおり耕作地については、分裂、合併あるいは地目変換等の異動があると、それによっても券面上の地積に変更をきたす場合があったが、それは一筆の田畑の中で、植付けがなされず、収益のない免租地部分とされた畦畔を廃止又は新設することによって生ずる場合（本地の範囲の変更）のほか、耕地を宅地に変換する場合（畦畔部分の量入）、逆

明治年月日・番号	区分・名称	要 領
8年7月8日 地租改正事務 局議定	地所処分仮規 則	(第五章)養水溜池井手敷処分の事(第一条)一耕地の内へ井戸を掘り、 或いは冷水路等を設くるものは、一筆に調べ込み、腹書に歩数と名称と を記注すべき事
9年9月18日 地租改正事務 局関東府県出 張官員へ達	地租改正事務 局出張官員心 得書	畠地は大小の別なく一筆内自己に作道小畦等を設くるとも、その歩数は 該地反別より除去すべからず 甲乙地主の境界及び一己の所有にして地所接続するとも、每筆の境界 は双方およそ五寸ずつ(一間の二十分の一)除去して丈量すべし 崖高の地にしてその崖際畝入に必需地は、該地反別に合量すべし。但 し崖地に桑茶等を栽培するものはすべて本地に合量するものとす 比隣甲乙とも他人の地にして、その中間より丙地に到る為め在来通路在 るものは原形により、新たに開設するものは幅三尺以内と定むべし 地主の便宜をもって随意に設くる通路は本地に合量すべしと雖も、もし 一筆の地にて通路無きものは実況に応じ一逕を限り存置すべし
9年11月13日 内務省達 乙第130号	畦畔地種編入 及券面へ記載 方	畦畔の義、改租丈量の際その歩数を除き候は、収穫調査の都合により 候儀にて、右は該田畑に離るべからざるものに付き、官民有地を論ぜ ず、その本地の地種へ編入し、券状面外書に歩数登記候儀と相心得べ し、この旨相達し候事。但し地租改正の際、既に畦畔を算せず丈量済の 分は、漸次本文の通り改正候様致すべきこと
15年9月13日	大蔵卿訓示	畦畔廃設によって段別に増減を生ぜし分は、台帳・券状・税表とも段別 のみ更正し、地価は明治十八年まで据え置くべき旨指令せし向きある も、自今は段別・地価とも年々訂正すること。但し是迄段別のみ更正せし ものは、漸次本文に準じ訂正すること
16年4月26日	大蔵卿訓示	明治十五年九月十三日訓示但書の分、明治十六年より増減とも訂正す べし
17年4月5日 大蔵省達号外	地租条例取扱 心得書	(第六条)田畑の畦畔その地主自由に変更すべきものは、これを本地に 量入し、その常に変更せざるものは、これを除去す(除去せし畦畔の歩 数はこれを本地の外書として反別帳に記載すべし) 畑・宅地一筆のみに用うる通路及び一筆内にしてその所有主の便宜に 設くる小逕の類は総て本地に量入すべし 崖高の地、その崖脚中の畝入に必要なは、これを本地に量入し、崖脚 にして多少の収利ある土地は、これを本地に量入もしくは一筆に丈量す べし 一筆の田畑宅地内に孕在する雑種地等は、これを本地に量入すべし

「田畑畦畔その他廃除に伴う地価変更の沿革調」(国立公文書館デジタルアーカイブ)

に宅地を耕地に変換する場合（畦畔部分の控除）、原野等の傾斜地の地盤を、切り土・盛り土により平均化することに伴って生ずる場合（斜距離から水平距離に変更）等があった。

改租当時の畦畔の取扱は、前述のとおり「地租改正条例細目」（明治8年7月8日）で「耕地を丈量するは、畔際より打詰と心得べき事（第三条）」とされていた。したがって、当時の耕作地の反別は、原則として「本地」部分のみを丈量（求積）した結果であった。畦畔を本地から除外した理由については、同9年11月13日の内務省達乙第130号において「収穫調査の都合」からであったと記されているが、その除外した畦畔の反別は、地券の外書にすることとされていた。但、讃岐国における改正地券には、発行当初から、畦畔が外書として記載されている例は見当たらないようであるが、その後の分割・合併等の土地異動にともない、台帳上、畦畔を外書として表示しているものは存在する。

尚、前頁の表を補足する布達類を下に掲げた。

地租改正後田畑成畑田成宅地成等更正及届出方（明治11年4月19日地租改正事務局達乙第2号）

明治十年十月第七十号を以って田畑の称併用すべき旨公布相（あい）成り候に附ては、地租改正後田畑成、畑田成、宅地成等の類は其の都度届出させ、実地に臨み点検の上、**改租の際調成せる図面へ一筆限掛紙を以って更正し、地券面へも何年何地成と朱書を加え**（台帳へ登記の手数は是迄に同じ）、三箇月毎に取り纏め、右届け書租税局へ差出すべし、此の旨相達し候事

土地売買譲渡規則（明治13年11月30日太政官布告第52号）

第一条 およそ所有の土地を売渡し、又は譲渡せんと欲する者は、売渡譲渡証文に地券を添え、その地の戸長役場に差出し、奥書割印を受け、これを買受人又は譲受人へ附与すべし
但一筆の土地を分割して奥書割印を受けんと欲する者は、その分界及び坪数等を詳記したる図面を添えて差出すべし

土地売買譲渡規則ニ付土地分割取扱手続（明治15年1月31日太政官達第二号）

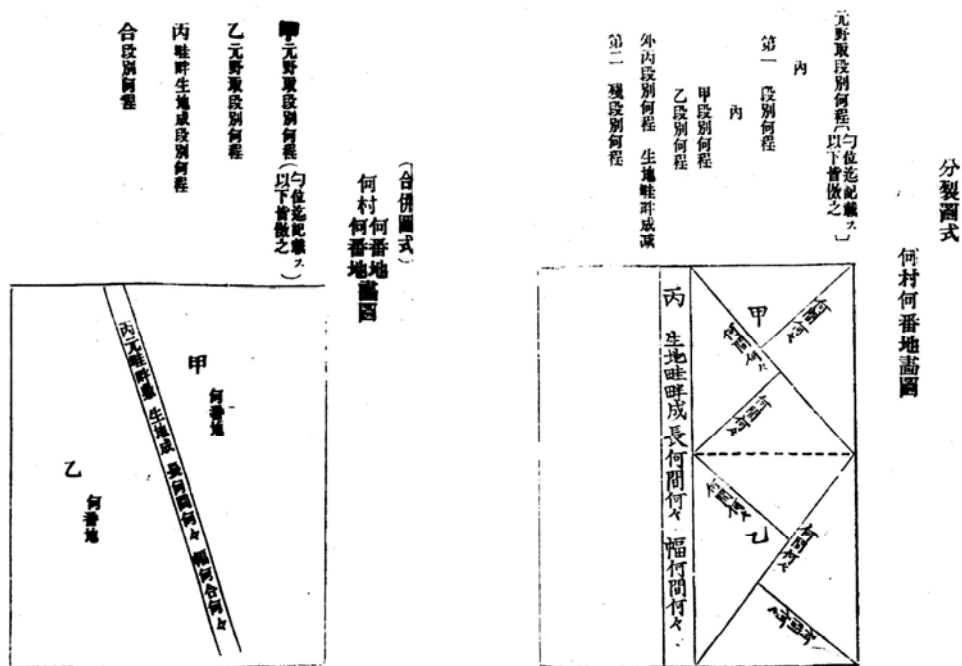
第一条 売買譲渡等の為め一筆の土地を分割して奥書割印を受け、地券書換を請わんと欲するものは、境界を明瞭にして、その反別を正し、地位の優劣により全筆の地価を分配し、その書面を戸長役場に差し出すべし

第二条 戸長は実地を検し、不都合なき時は奥書割印をなし、もし反別地価の配分上不適當のものありと認る場合においては、その旨を説諭し、願人承服せざる時は、その意見を付し郡区役所を経て管轄庁に具申すべし

第三条 該庁において前条の具申を受る時は、さらに実地を審査し、分界を検し、坪数・地位に適する地価を定め、その旨本人に申達し、奥書割印を受くるの手続をなさしむべし
但し、売買譲渡にあらずして、自己の都合により一筆の土地を分割するも、前条々の例によるべし

(3) 地券申受例規 (愛媛県甲第 110 号 12 年 7 月 10 日)

「地券申受例規」は、土地の分裂・合併等の土地異動に伴う地券の申受け手続きを、愛媛県 (伊予・讃岐) において定めたもので、分裂・合併の際の図式は、次のとおりである。



▲ 左：合併図式 右：分裂図式 「愛媛県規則類集第一編巻五」(NDL デジタルコレクション)

以上の分裂・合併図式雛形に関して、その第 22 条で、

一筆の地を分裂し、或は数筆の地を合併し売買等の節は第 16 号・第 17 号の書式準じ、願書に実地丈量画図を添う可き事

但分裂或は合併共、郡村地は丈量五勺未満切捨、合位に止め、一縄毎の歩数を算出するには勺位迄を存し、一筆上の積算は一歩未満切捨て部位に止め、市街地は丈量一厘未満切捨て、厘位に止め、一縄毎の坪数を算出するには才位迄を存し一筆上の積算は一勺未満切捨て勺位に止め地価地租は市街地郡村の別なく厘位未満四捨五入の算則をもって厘位に止むべき事

とし、又、地目変換、傾斜地の平均化に伴う異動等に関しては、第 25 条で、

田畑成・畠田成・田畠宅地成及び畦畔潰設・斜面平均其の他鍬下年期を要せざる開墾地等の儀は明治十一年甲第百廿號布達により券状相添へ届け出べき事

としている。

尚、愛媛県甲 120 号（明治 11 年 10 月 11 日）地所変換手続書は次のとおりである。

地所変換手続書

第 1 条 一筆の地所を悉皆変換するものは本年甲第 64 号布達甲号雛形に準じ届け出べき事

第 3 条 一筆の内其の幾部分を変換するものは本年甲第 64 号布達乙号雛形に準じ届け出べき事

又、愛媛県甲第 64 号（明治 11 年 5 月 14 日）別紙変換書式は次のとおりである。

[甲号 一筆変換書式]

田畠成之儀に付御届

[畠田成・田畠宅地成も此書式に倣え]

何国何郡何町村字何々

何番地

元田反別何程（の内） [此元反別は改正反別なり]

一 畠反別何程 畦畔取潰本反別増

[外 反別何程畦畔新設 或いは斜面平均 本反別減 或いは 但反別増減無之]

右の通り今般田を畠に変換仕り候間、画図面相(あい)添え此の段御届け仕り候也

何郡村町

年 月 日 地主 何の某 印

県 長 官 宛

何大区何小区戸長 何の某 印

[乙号 部分変換書式]

何国何郡何町村字何々

何番地

田反別何程の内

一 畠反別何程

内反別何程 畦畔取潰本反別増

[外反別何程 畦畔新設（斜面平均或は分裂端数切捨に付）本反別減]

差引反別何程 増（減）

残反別何程 存置

右の通り今般（○を○に）変換仕り候間、画図面相(あい)添え此の段御届け仕り候也

何郡村町

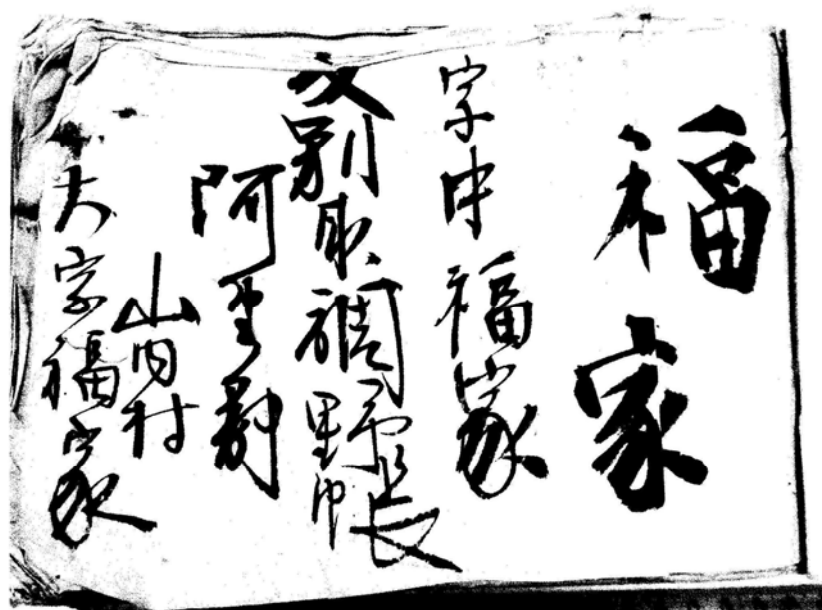
年 月 日 地主 何の某 印

県 長 官 宛

何大区何小区戸長 何の某 印

(4) 異動地事例

異動地の事例として、高松市公文書館が所蔵する「字中福家反別取調野帳」の中から、改正地券発行（明治12年～明治15年）後に土地の異動があり、それに伴って反別・坪数に変更が見られたものをいくつか取りあげてみたい。尚、この字中福家の「反別取調野帳」の概要は、次のとおりである。



字中福家反別取調野帳表紙（高松市公文書館所蔵）

字中福家の反別取調野帳は、同地区の地引絵図に「阿野郡福家村切絵図二十三枚之内第拾七号中福家 従二千九百十九番 至三千三百四十八番」と記されているとおり、当初は二千九百十九番から三千三百四十八番に至る430枚分の野取図が、一括して一綴りにされた野帳であったと見られるが、現状は、その後の分裂・合併等の異動に伴って提出された野取図が、該当する地番のところに追加で挟み込まれた状態になっている。

サイズは縦約135mm×横約200mmの、横長の帳面であるが、これはその倍の大きさの和紙を二つ折にして綴っているものである。（寸法については伸縮があるものと思われる。）

この野取帳に関連して、確認できた地券が47枚あり、野取図に記載された反別と、地券に記載された反別とを比較し、さらに、土地台帳登載の反別との比較をしてみたものが、次の表である。これを見ると、野取図記載の反別と地券面記載の反別は、完全に一致していることが確認できた。尚、このうち3322、3323、3325は合併地番となっており、この合併後の反別は、合併前の3筆の反別の合計となっていることが、各野取図に記載の反別の表示から知ることができた。このことから、野取図に記載された反別は、地券面記載の反別算出の根拠となっていることが確認できた。尚、この地券の発行は、3筆の合併地券のみ発行年が明治18年9月3日とされているほかは、第1着の田畑・宅地の発行年が明治12年乃至13年、第2着の山林・原野の発行年は明治15年であった。

字中福家反別取調野帳に記載の反別と、地券、土地台帳記載反別との比較一覧

求積方法	地番	地目	野取反別	地券反別	台帳反別	沿革ほか
三斜法	2937	田	1反4畝1歩	1反4畝1歩	1反4畝1歩	
十字法	2938	畑	3畝16歩	3畝16歩	3畝20歩	内4歩竹林
十字法	2939	竹林(山林)	5畝28歩	5畝28歩	5畝28歩	
十字法	2949	竹林(山林)	4畝19歩	4畝19歩	4畝19歩	
三斜法	2950	田	7畝12歩	7畝12歩	7畝12歩	
三斜法	2991	田	5畝28歩	5畝28歩	5畝28歩	
三斜法	3042	田	1反4畝24歩	1反4畝24歩	1反4畝24歩	
三斜法	3043	田	7畝16歩	7畝16歩	7畝16歩	
三斜法	3044	宅地	28歩	28歩	26歩	田に変換
三斜法	3045	宅地	1反1畝6歩	1反1畝6歩	1反2畝16歩	合併
三斜法	3046	宅地	10歩	10歩		
三斜法	3047	宅地	4畝1歩	4畝1歩	3畝1歩	田に変換
三斜法	3048	畑	19歩	19歩	19歩	
三斜法	3050	宅地	4畝	4畝	4畝	
三斜法	3051	田	1畝28歩	1畝28歩	1畝28歩	
三斜法	3052	田	28歩	28歩	28歩	
三斜法	3055	田	1畝5歩	1畝5歩	1畝9歩	量入
三斜法	3056	宅地	5畝14歩	5畝14歩	6畝	不明
十字法	3057	畑	17歩	17歩	17歩	
三斜法	3058	田	6畝7歩	6畝7歩	6畝9歩	量入
三斜法	3060	田	4畝7歩	4畝7歩	4畝7歩	
三斜法	3070	宅地	6畝6歩	6畝6歩	7畝11歩	畑に変換※
三斜法	3071	田	1畝19歩	1畝19歩	1畝19歩	
三斜法	3138	田	2反4歩	2反4歩	2反4歩	
三斜法	3139	田	1反8畝24歩	1反8畝24歩	1反8畝24歩	
三斜法	3140	田	1反3畝14歩	1反3畝14歩	1反3畝14歩	
三斜法	3170	田	9畝25歩	9畝25歩	9畝25歩	
三斜法	3172	田	1反8畝25歩	1反8畝25歩	1反8畝25歩	
三斜法	3175	田	1反5畝22歩	1反5畝22歩	1反5畝22歩	
三斜法	3176	田	2反16歩	2反16歩	2反16歩	
三斜法	3177	田	1反1畝9歩	1反1畝9歩	1反1畝9歩	
三斜法	3311	田	5畝9歩	5畝9歩	5畝9歩	
三斜法	3312	田	4畝6歩	4畝6歩	4畝6歩	
三斜法	3313	田	2畝9歩	2畝9歩	2畝9歩	
三斜法	3315	田	3畝24歩	3畝24歩	3畝24歩	
三斜法	3316	田	3畝24歩	3畝24歩	3畝24歩	
三斜法	3317	田	3畝13歩	3畝13歩	3畝13歩	
三斜+十字法	3318	田	4畝23歩	4畝23歩	4畝23歩	
三斜法	3321	田	4畝12歩	4畝12歩	4畝12歩	
三斜法	3324	田	3畝14歩	3畝14歩	3畝14歩	
三斜法	3326	田	2畝15歩	2畝15歩	2畝15歩	
三斜法	3322	田	2畝20歩	1反1畝15歩	1反2畝9歩	合併
三斜法	3323	田	6畝5歩			
三斜法	3325	田	2畝19歩			
三斜+十字法	3333	田	3畝24歩	3畝24歩	3畝24歩	
三斜法	3335	田	3畝2歩	3畝2歩	3畝8歩	量入
三斜法	3336	田	2畝16歩	2畝16歩	2畝16歩	
三斜法	3337	田	4畝29歩	4畝29歩	4畝29歩	
三斜法	3338	田	1畝24歩	1畝24歩	1畝25歩	量入

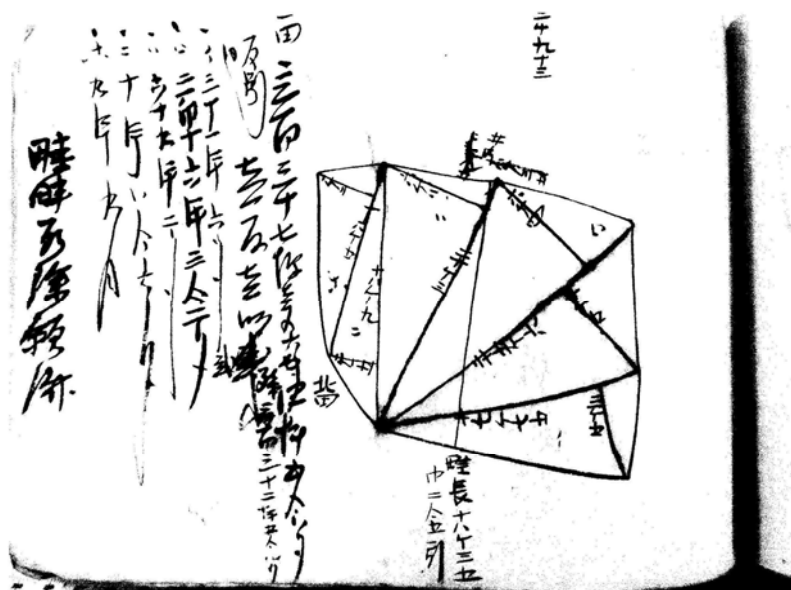
※内1畝9歩林

(5) 反別取調野帳に見る事例

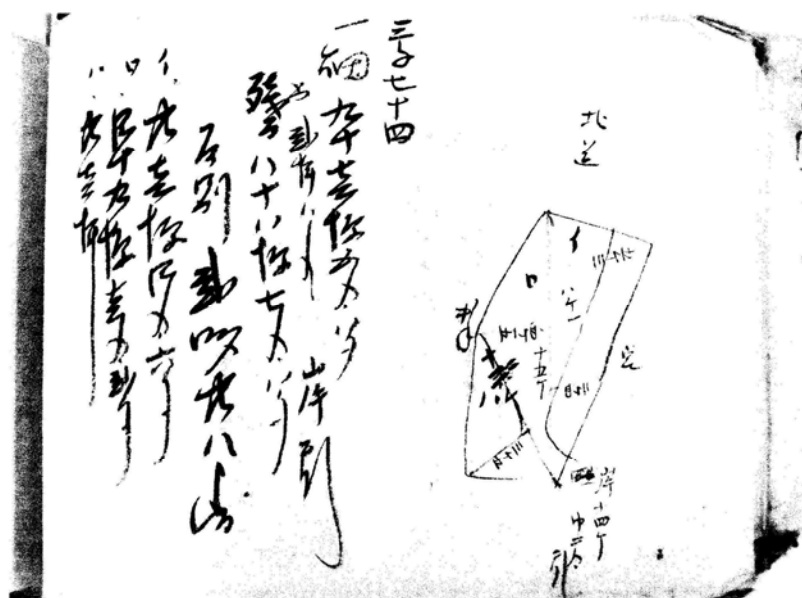
「字中福家反別取調野帳」の中から、はじめに取りあげるのは、一筆地の反別から、縄外として控除した部分を明示している事例である。

事例① 3093「畦引」、3074「岸引」

3093には、「畦 長十八ケ三五巾二合 引」とあり、耕作地(田)の中にある畦畔の部分、反別から引いたことを示す例である。尚、ケは間の略である。

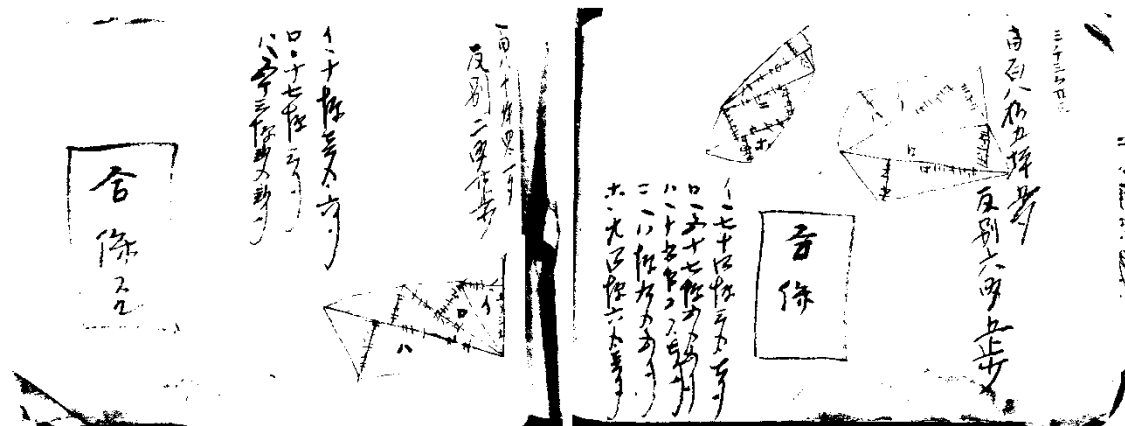


3074には、「岸 十四ケ巾二合 引」とあり、一筆地の内に在る崖状の法地(のりち)部分を反別から引いたことを示した例である。



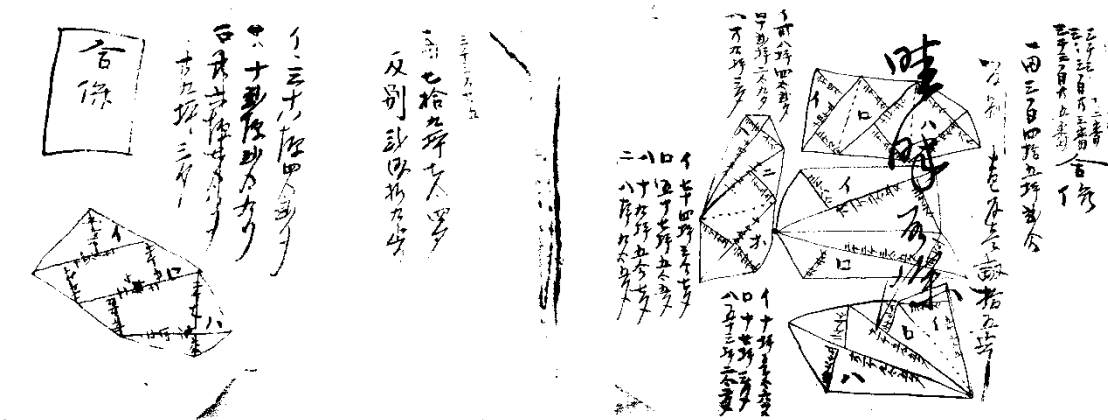
事例④ 3322・3323・3325 「合併」

地目が田である3筆の土地を、1筆に合併した場合の例である。合併以前にそれぞれの畝町（区画）毎に設置されていた畦畔をとり除いたために、本地部分の反別が増加した例である。この野取図には朱書きで大きく「畦畔取除」と記されているが、記載の反別は単純に3筆の合計である1反1畝15歩となっている。但し、後の土地台帳上では、1反2畝9歩に反別が更正されている。



▲合併前 3322 反別 2 畝 20 歩

▲合併前 3323 反別 6 畝 5 歩



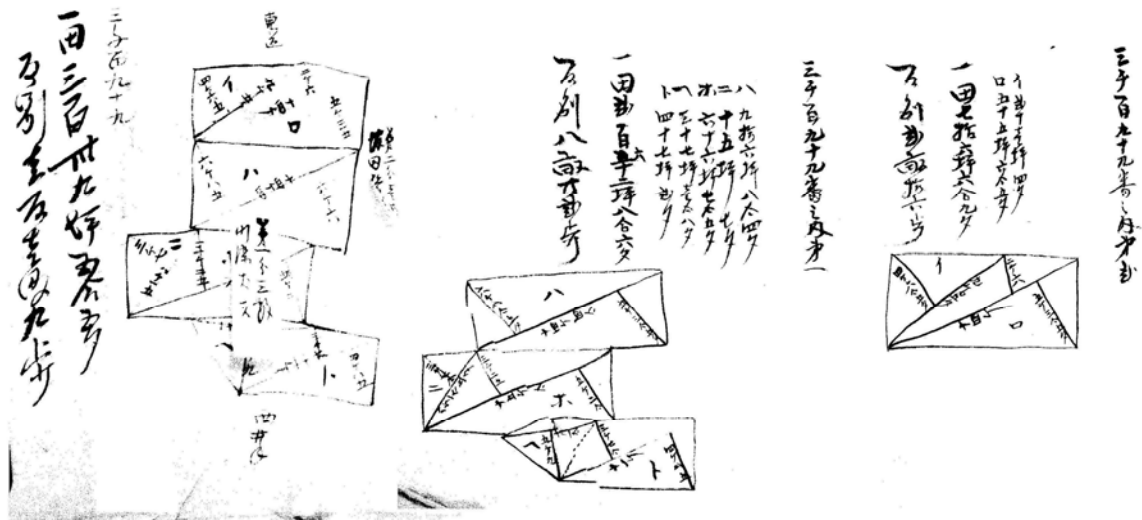
▲合併前 3325 反別 2 畝 19 歩

▲3322 3323 3325 合併反別 1 反 1 畝 15 歩。

その後「畦畔取除」、反別 1 反 2 畝 9 歩。

事例⑤ 3199 「分裂」

尚、土地の分裂に伴い、反別に変更をきたしているものが、今回、調査対象とした野取帳の中には見あたらなかった。そこで、単純な分裂の事例を一件掲載した。本件は、分裂に伴って新たに畦畔を新設したものではなく、既存の畦畔に沿って、従前一筆であった土地を二筆に分割した事例と考えられる。



▲【分割前】三千九百九十九番 田 1 反 1 畝 9 歩 【分割後】三千九百九十九番之内第一 田 8 畝 22 歩 (中央)
三千九百九十九番之内第二 田 2 畝 16 歩 (右側)

(6) 「うたひもの」のこと

この字中福家反別取調野帳に綴られている野取図には、いわゆる「うたひもの」が記載されているのが確認できる。「うたひもの」については、前掲安藤編『徳川幕府縣治要略』(p182)に説明があり、それによれば、

傍地称呼なり、土地の実況を見易くし且つ将来紛憂無からしめんが為め、一筆限に目標となるべき接続の道堀、その他を副書するを云う。又脇書とも言う。

検地は概ね当村の東南より打ち始め、西北に終わるをもって「うたひもの」に弁利とす。

都(すべ)て方位は東南西北と連続せしめ、両うたひたらざるを要す。

仮令(たとえ)ば甲田にして東南に折廻し三尺の用水路を構え、西北に道路あるものは、東南のみを取り、「東南幅三尺折廻し堀」と記し、次の乙田に移り「東方道」「南方巾三尺堀」とす、一の堀道を甲乙両田の脇書と為さざるものとす。

と記されている。

事例として掲げた「字中福家反別取調野帳」に綴られている野取図には、

- ・地目変換前の宅地 3047 の野取図に、北 道、(東) 井手、
- ・畑 3074 の野取図には、北 道、(東) 宅、(西) 井手。
- ・地目変換前の田 2955 の野取図には、南 道、(西) 道、(北) 宅、(東) 道。

といった、うたひものが記載されている。

尚、上記『徳川幕府縣治要略』に「検地は概ね当村の東南より打ち始め、西北に終わる」と記されているが、この字中福家の切絵図(地租改正地引絵図)では、打ち始めを、「番始」と記載して、明示している。



▲ 字中福家切絵図（高松市役所蔵） 始番（2919）より末番（3348）まで、一筆で辿ってみた

字中福家の打ち始めの位置は、ほぼ真南である。そして、打ち終わりの位置は、北東付近であるから、『徳川幕府縣治要略』に記されているものとは、やや異なるものとなっている。

(7) 地租改正地引絵図の作成

『地租改正報告書』に記載された地押丈量の作業手順からすれば、一筆地の丈量が終了した後は、村方で「地引絵図」を作製することとされている。

先述のとおり、讃岐国福家村の野取図には、方位のほかに「うたひもの」が記されており、東西南北の主な隣接関係が示されていた。では、この丈量野取図を寄せ集め、四方の接続関係の記載を頼りに、順次接続していけば、字図が合成できるのであろうか。

「府県地租改正紀要」によれば、愛媛県讃岐国では、地図は「字限図」を製し、山間の村落では「簡易なる全村図」を製したところもあるとし、**毎筆の地形等は「野取帳」に詳記した**、と記されている。したがって、毎筆の地形を記録したものは、「野取帳」に綴り込まれた「野取図」以外にはないと思われる。

しかし、この「野取帳」に綴られた一筆毎の「野取図」を合成しようとした場合、次に述べるようないくつかの問題が浮上する。即ち、この野取図上では、面積の広い土地も狭い土地も、一定の大きさの用紙に収まるよう作図されているため、縮尺が一定していない。したがって、使用しようとする野取図に記載されている丈量線の間数に注意して、幾分か個別に伸縮を加える必要がある。また、この野取図は反別の算出を記録した丈量図であるから、縄外（免租地扱いで丈量の対象外）とされた畦畔及び法地（のりち）等の部分は野取図上には表示されていない。したがって、耕作地の場合、この畦畔部分があること、及び高低差のある場合には法地部分があることを考慮しておかなければならない。又、原野等では斜距離を測定し、反別を算出するものとされていたので、数値として大きく出ている場合があるので注意が必要である。（尚、測量請負会舎によっては、本地の外に、隣接の農道・水路等をも表示した野取図を作製したのものも存在するようである。）

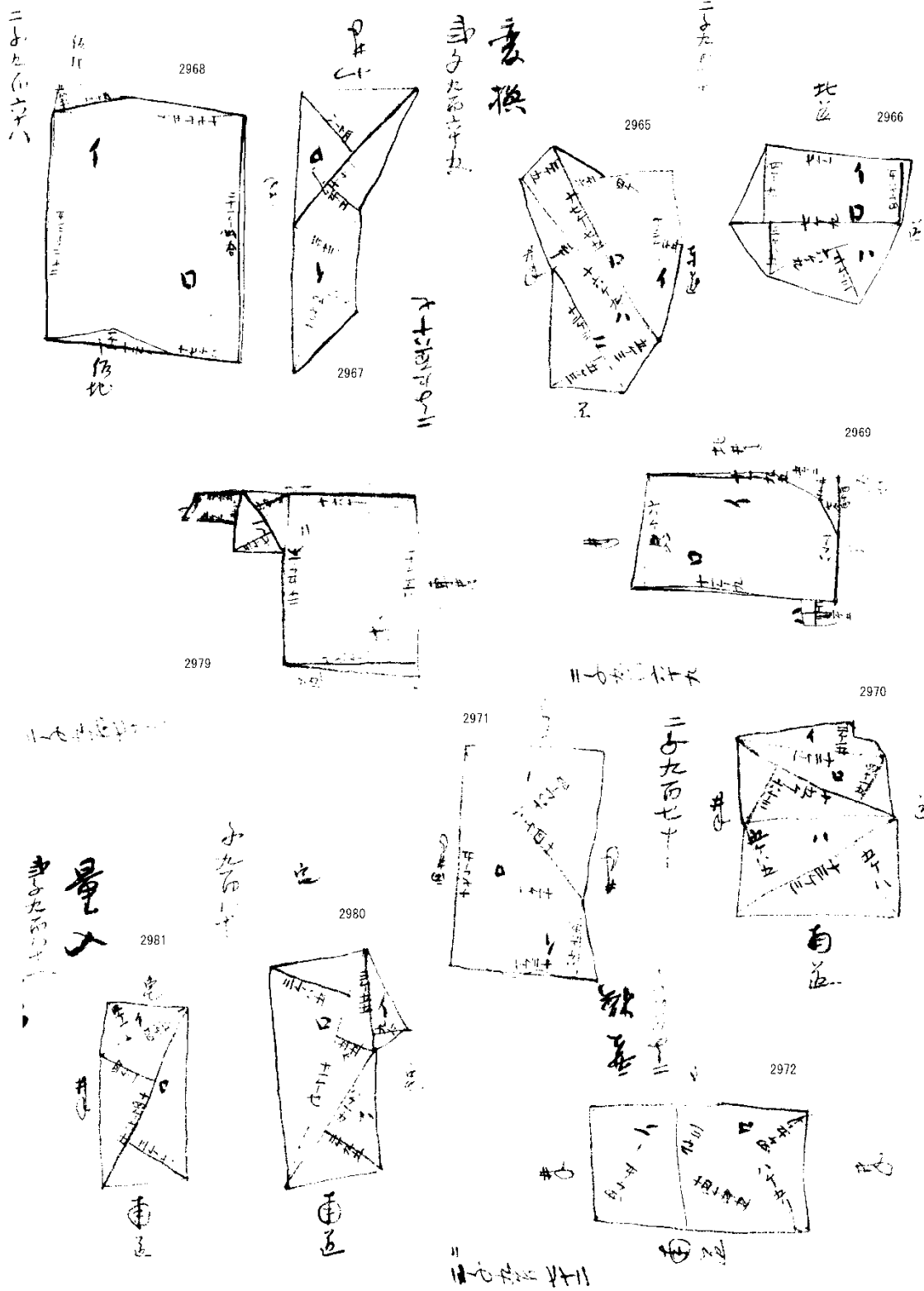
(8) 合成図作成 その1

ここでは、農道・水路等で囲まれた一団の土地について野取図を寄せ集め、つなぎ合わせて、部分的な合成図の作成を試してみた。

はじめに試みたのは、宅地と耕作地とが入り混じる場所で、現地は東から西にかけてゆるやかに下る傾斜地部分である。土地一筆毎は平坦であるが、相互にゆるやかな高低差があるため、それぞれが法地の部分を擁している。したがって、一筆毎の区画はかなり明瞭であり、形状も矩形に近いものが多く、合成するのに、地番順さえ誤らなければ、戸惑うことも少ないのではないかと思われた。

試行に際しては、切絵図（改租図）中、できるだけ皺や折れの少ない部分を選択したつもりであるが、作成時（明治10年代前半）からすでに140年ほど経過しており、経年による劣化、伸縮等はいずれも避けられないものと思われた。

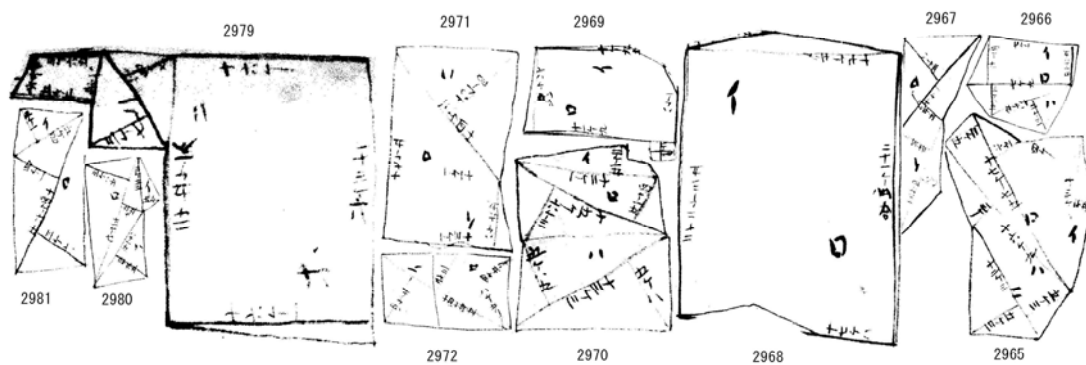
尚、地引絵図の作成時期を明治10年台前半と見たのは、当該地区における第一着の、耕地・宅地の地券の発行年が明治12年～13年に集中していたことによる。尚、第二着とされていた山林については地券の発行年が同15年となっているが、先に見たとおり、



▲字中福家反別取調野帳より合成のため [2965~2972]及び[2979~2981]の図形を抽出



▲字中福家切絵図 合成範囲 [2965~2972] 及び [2979~2981] (高松市役所所蔵)



▲野取図を組み合わせて部分的に合成して見た



▲福家村字中福家更正図 合成範囲 [2965~2972] 及び [2979~2981] (高松法務局備付公図)

当該地区においては、第一着の耕地・宅地も、第二着の山林・原野も、地種・地目にかかわらず、一連の通し番号が付されていることが地引絵図上明らかであり、地押調査は、耕地・宅地及び山林・原野とも、同時になされたものと考えられることによる。

また、地引絵図自体の縮尺については、明治9年の讃岐国改租着手に際して、「一字限り切絵図、およそ一間六厘より一分までを極度となし、各自製図の便宜を酌量し」（明治9年6月7日布達甲第86号布達）とされたことにより、1/1000～1/600程度と見られる。

(9) 合成図作成試行結果 その1

合成図作成の試行結果としては、「東道」、「北道」、「北井手」等と記載された「うたひもの」と、土地の外郭線を目安に、配列を違えぬよう地番順に並べることで、一連の土地を合成することが、一部分を除いて可能であった。その一部分というのは、合成した一連の土地のうち、東側に位置する2965乃至2967の3筆の土地のことで、これら3筆については、形状が噛み合わず、そこに若干の空隙を生じたからである。

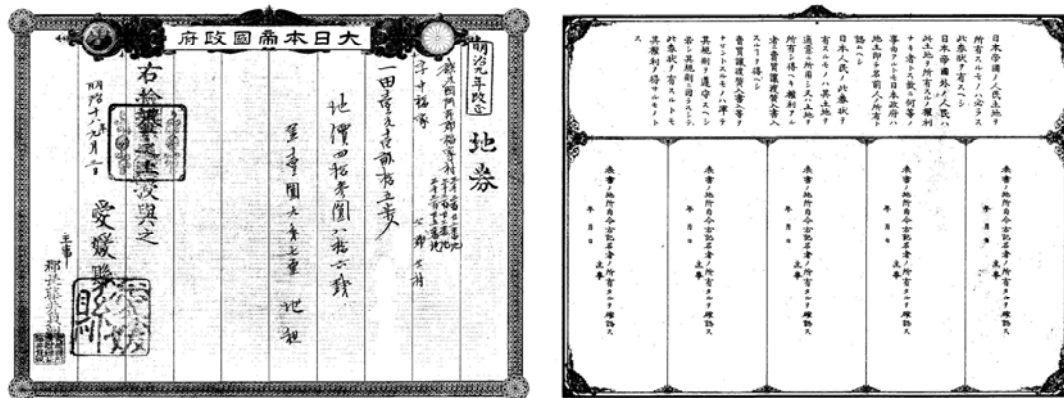
これを切絵図即ち地租改正地引絵図（改租図）と比較して見たところ、合成を試みた土地のうち、東側区画6筆（2965乃至2970）全部の形状の縦横比率が、かなり違っていることに気づかされた。しかし、これをさらに後年（明治21年以降）に作製された更正図即ち地押調査更正地図と比較してみた場合、意外にも、野取図上の各土地の形状は、この更正図上に表示された土地の形状に近似しているように思われたのである。

地租改正時に作成された野取図と、地押調査更正地図とに共通することと言えば、両図とも実測することが求められて作成したものだ、ということにある。改正地券の発行に際して作成された野取図も、地押調査更正地図も実測図である。その時間差は、僅か10年ほどと思われる。しかし、改租の野取図の方は、三斜の求積図がほとんどであるが、中には十字法によって反別を求めたものもある。これに対し、地押調査更正地図の方は分間略器等を用いての平板測量か、小方儀等を使用した分間測量を実施したとされるものである。

一方、地租改正地引絵図の方は、見取図でも差し支えないとして作成されたものである。

この字中福家の野取図の作製年代は、明治10年代の半ばまでである。それは、明治15年までに発行された字中福家の「地券」に記載の反別と、「反別取調野帳」に記載された反別とが、完全に一致することによっても証明される。尚、3筆合併のあったものについては明治18年に合併地券が発行されているが、他のものは地券面に記載された文字が、機械的に印字されたものであるのに対し、この合併地券のみは手書きになっている。つまり、この地券は、元は明治12～13年ごろの発行で3筆別々だったものを、再調査の際に合併があったものとして、書き換えられたものであろうと思われる。

一方、讃岐の一般的な更正図が、明治21年以降のものであることは、香川県讃岐国が愛媛県から独立したのが、明治21年12月のことで、讃岐国がそれまで属していた愛媛県に併合されていた時代に、一般的に明治21年12月末日現在が基準時とされる香川県の更正図は作製されていないからである。



▲3322、3323、3325 合併地番が記載された改正地券 ▲同裏面

(10) 合成図作成 その2

次に試みたのは、高低差があり、一筆地の地形も複雑で、入り組んでいる箇所を選択してみた。わずか十数筆から成る範囲であるにもかかわらず、結果的に、この合成図の作製は、困難を伴うものとなった。

現地は、北東に溜池を擁する傾斜地の耕作地であり、一筆地とはいいながら、その一筆が数枚から成るものである場合は、一枚毎の水田をとり囲んでいる畔の部分で野取図では表示されていないため、大いに戸惑うことになった。一筆地の外郭線が、この野取図からは把握できないということに、先ず気付かされるのである。つまり、相隣接する土地の本地同士の間隔が分らないのである。

次に、この野取図の辺長が、アバウトに引かれていることにも気づかされた。例えば、一筆地内の丈量線で、十ケ（10間）と表示されている線長と、十二ケ（12間）と表示されている線長を比較した場合、十ケと表示したものより、十二ケと表示したもののほうが当然長くなければいけないところ、それが逆に、十二ケと表示された線長より十ケと表示された線長のほうが長く表示されているような場合が、往々にして見られるのである。


加えて、平地の場合の野取図に見られた「うたひもの」の表示も、何故か少数のものにしか見られず、その情報が極めて少ないのである。中には方位さえ不明のものがあった。

この野取図には隣接地の筆界を示すいわゆる「ヒゲ線」の表示がないために、そもそも厳密な組み合わせは、当初から期待できないものであるが、これでは、野取帳から一筆地の一片一片を取り集め、連合させて一枚の字図を合成することなど、とうてい無理なことのように思えるのであった。

この野取図は、一筆毎のものを寄せ集めて、一枚の字限図を組み上げるために用意されたものとは、到底思われないのである。

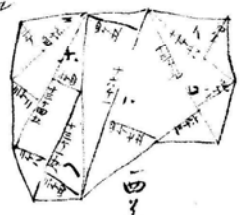
結局のところ、これらの野取図を正しく組み上げるには、この野取図だけでは不可能だということになるであろう。

三三三三六
一、百六十六
石別六十六




十、三十一
六、三十一
七、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六



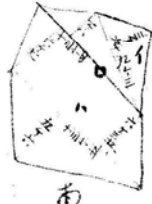
二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六




二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六



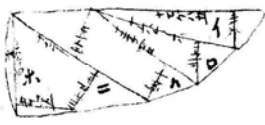
二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六




二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六



二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

三三三三六
一、百六十六
石別六十六



二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一

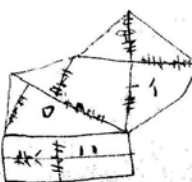
三三三三六
一、百六十六
石別六十六



二、三十一
三、三十一
四、三十一
五、三十一
六、三十一
七、三十一
八、三十一
九、三十一


三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

一二十六條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人



三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

一三十九條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人




三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

一二十六條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人



三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

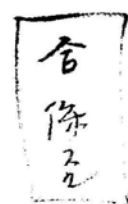
一三十九條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人



三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

一二十六條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人

合條二



三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

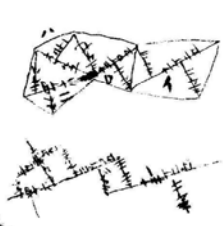
一三十九條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人

音條



三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

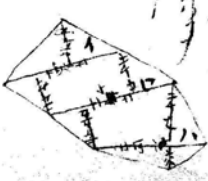
一二十六條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人



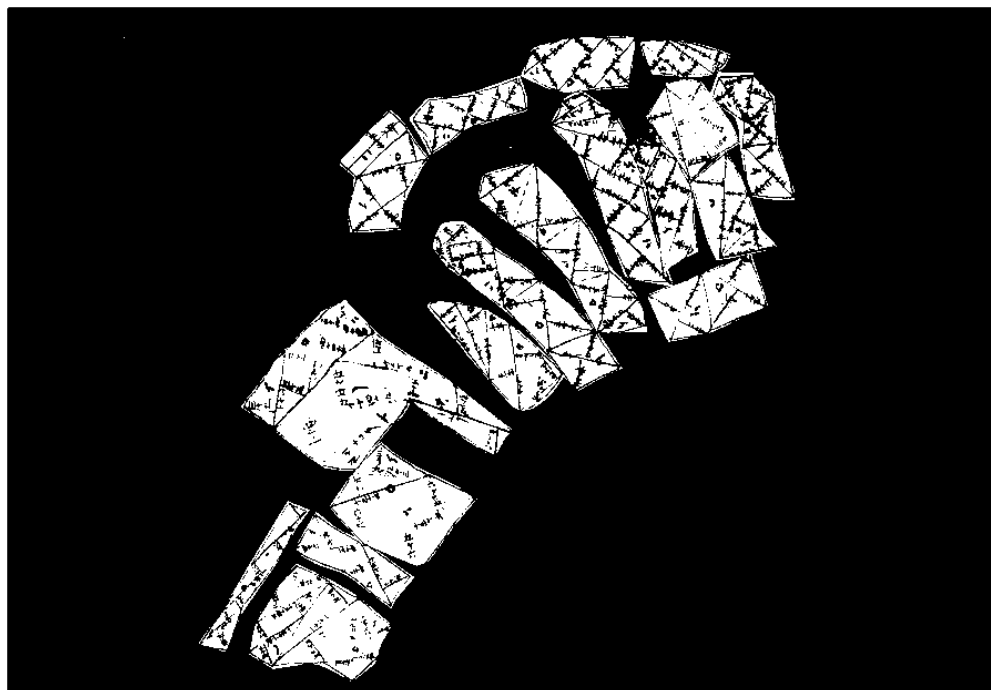
三十三号
 由百四十三條九人八分
 反別四條才三寸半

一三十九條九人
 二一十條九人
 三六條九人
 四二條九人
 五八條九人
 六四條九人
 七二條九人
 八八條九人
 九四條九人
 一〇〇條九人

音條



何か、ベースとなるもの、例えば一連の耕作地を囲繞する農道・水路等を描画した図面等がないと、野取図上の一筆地を連結して、地引絵図を合成することは困難であるように思われた。



▲台紙上に並べた合成試行範囲の野取図

(11) 合成図作成試行結果 その2

ここで知りえたのは、野取図上、丈量外の畦畔及び法地（のりち）の部分は、その表示を欠いているため、一筆地全体の外周はこの図上には描画されていないということである。しかしながら、耕作地の丈量については「畦際より打詰」にすべしとされた、当時の規定どおりの処理ではあった。つまりこの野取図は、一筆地のうち、丈量すべき範囲である耕作地の本地部分のみを計測、作図し、求積したものであって、現在の、筆界点の位置を記録した測量図とは、その趣旨を異にするものなのである。そのことを改めて認識させられたのである。

但し、他府県の野取図には、一筆地の地形を見取りによって描画した上で、そこに実測の丈量線を記入したものもあり、府県により、その記載内容には異なるところがあったようである。しかしながら、そのようにして一筆地の地形が描かれていたにしても、所詮は見取法によるスケッチであり、その形状が、そのまま地引絵図上の一筆地の地番境となりうるようなものではなかったと思われる。

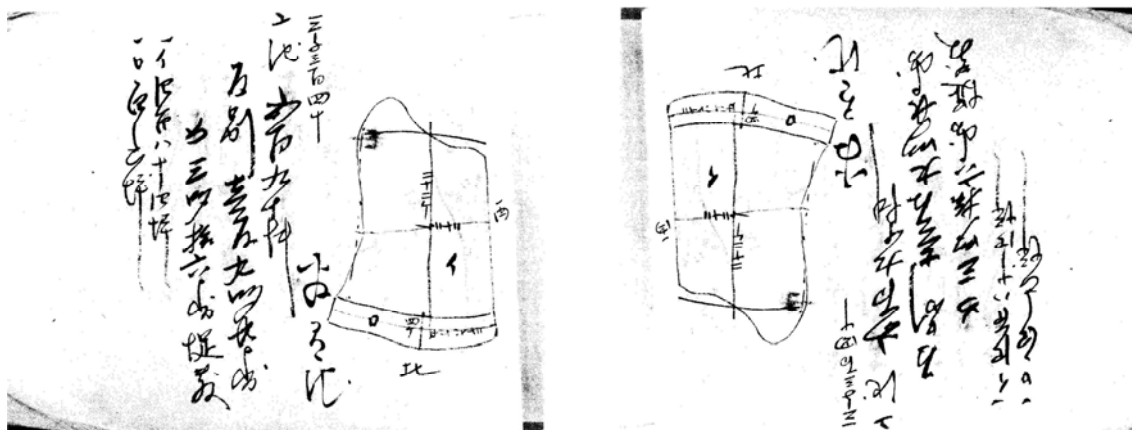
翻って、宇中福家の切絵図（改租図）を眺めた場合、これが、一筆地の丈量成果である野取図を寄せ集め、組み合わせて、一枚の地引絵図としたものでないことは、一筆毎の野取図の形状と、切絵図上の当該一筆地の区画形状との比較によっても明らかである。



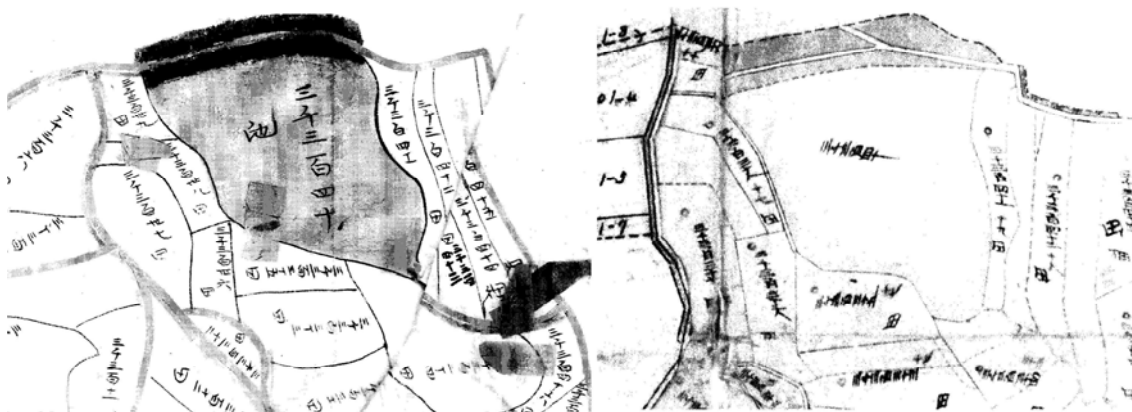
▲字中福家切絵図 合成範囲はグレーの網掛け部分 [3278~3284]及び[3317~3325] (高松市役所所蔵)
 図面上の付箋は、第二次地押調査時か、その時までには異動のあった土地に対して付されたものと思われる

(12) 見取図と実測図

この字中福家の切絵図は、どちらかといえば人の顔の輪郭を一気に捉えて、ほんの数筆でそれを描いてみせるような方法によって描画されている。例えば、この切絵図の北東角附近に池があるが、この池は、まさにそのような描画方法で描写されていると言っていいであろう。それは、目測や目分量に頼って見取図的に描いたものか、あるいは、既存の絵地図を模写するようなかたちで描いたものか、いずれにしても、この切絵図が実測図でないことは確かなことのように思われる。実測図でないということは、外周の屈曲点を測点として捉え、一点一点図上にプロットしていった、対象地の縮図を描くような方法によって作成した図面ではないということである。つまり、作図以前に、屈曲点を一筆地の外周の構成点として捉え、その相互の位置関係を観測・記録して縮図を作成するという分間測量がなされていないことを意味する。



▲ 3340池の「野取図」。丈量は十字法による（堤敷は内書）。 ▲ 図の上方を北にした図。



▲ 字中福家「地租改正地引絵図(明治10年代前半)」 ▲ 字中福家「地押調査更正地図(明治21年以降)」

この「地租改正地引絵図」を、改租の際の「野取図」、及び「地押調査更正地図」と比較対照するため、上に並べて見た。

上段左側の図は、3340池の「野取図」である。先に記したとおり、字中福家の野取図は、どのような大きさの土地であっても、1枚の規定の用紙の中に作図されたものであり、縮尺は不定である。

この池は十字法で求積したもので、池の形状は、概測のうえ、見取的に（目分量、目測で）描画されたものと思われる。したがって、まったくの見取図であるともいえない図面である。この野取図には、「内三畝拾六歩堤敷」とあり、堤敷部分が内書扱いになっている。

上段右側の図は、当該野取図の天地を逆に（北が上を向くように）したものである、これで野取図を、下段左側の「地租改正地引絵図（改租図）」及び下段右側の「地押調査更正地図（更正図）」と比較することが容易になったと思われる。

こうして図面を並べて見ると、下段左側の改租図上に描画されている場所と、下段右側の更正図上に描画されている場所は、同一の場所であるということが、ほぼ認識できるように思われる。しかし、改租図の方は筆で描かれており、池の外周の縁をなぞった線が、肥瘦（ひそう）を帯びていることが指摘される。さらに、曲線が多用されており、フリーハンドで、比較的伸びやかに描画されていることが見て取れる。

結局、この中福家の地租改正地引絵図は実測による成果図であるとは思われない。一筆地の屈曲点はその外周の構成点として意識されているようには見えないのである。点と点をつないで土地の外郭線が再現されているのではなく、一筆地の区画が、まるで魚の鱗を順次描き重ねていったもののように描かれている箇所さえある。

ところで、野取図に関しては、先に見たものと共通の疑問がわきおこる。すなわち、野取図に描かれた池の形状は、改租図上に描画されている池の形状に近いのか、更正図上に描画されている池の形状に近いのかということである。巷間伝えられる「一筆ごとの野取図を合せて字限図を作成した」ということであるならば、当然、同一事業の成果として、「地租改正地引絵図（改租図）」に見られるような形状をしていなければならないはずのものである。しかし、池の東側の半分が、南側に一寸垂れ下ったような形状などを見ると、この野取図に描かれた池の形というのは、むしろ後の実測図である「地押調査更正地図（更正図）」のほうにより近いのではないかと思えるのである。

讃岐国の改租図の或るものは、地租改正事業実施に際して県から調査用にと貸し出された壬申地券地引絵図の模写に近いようなものではなかったか、とも思われる。というのも、讃岐では、地租改正地引絵図を作成するのに、分間測量による実測図とすべき規定はなかったし、むしろ、二分を一間として作成された名東県時代の「壬申地券地引絵図」を調査の根拠とするよう指示されていたこともあり、壬申地券地引絵図を修補・訂正したものの縮写版を、「改租切絵図」として提出したのではなかったかと思われるのである。そうであれば、その巧拙は別として、滞るところなく、お手本をなぞるようにして描きあげられた字中福家の切絵図が説明できるように思われるのである。

(13) 改租丈量成果と公簿面積

地租改正事業の成果が、今日においても、なお重要なものであることに変わりはない。それは一つに、地租改正当時になされた丈量（反別算出）の成果が、その後に整備された土地台帳登載の地積と同一である場合がかなり多いということがあげられる。つまり土地所有者に授与された改正地券に記載の反別・坪数が、その後に実施された地押調査にもかかわらず、そのままの数値で今日まで引継がれているものが少なからず存在するということである。このことは、地券に記された反別と、土地台帳に登載された反別とを比較してみれば明らかとなる。

下記の表は、改正地券に記載された反別と、その後に編成された土地台帳に登載された反別との比較の一例である。

讃岐国大内郡引田村				
字塩屋		地券反別	台帳反別	結果
1478	田	7 畝 15 歩	7 畝 15 歩	一致
1568	宅地	3 畝 2 歩	3 畝 2 歩	一致
1569	田	7 畝 9 歩	7 畝 9 歩	一致
1600	田	1 段 2 畝 26 歩	1 段 2 畝 26 歩	一致
1632	田	1 段 2 畝 23 歩	1 段 2 畝 23 歩	一致
字小海代				
1937	田	6 畝 2 歩	6 畝 2 歩	一致
1949	田	1 段 4 歩	1 段 4 歩	一致
2021	田	1 段 23 歩	1 段 23 歩	一致
2030	田	8 畝 22 歩	8 畝 22 歩	一致
2057	田	3 畝 22 歩	3 畝 22 歩	一致
字安戸				
3772	田	9 畝 17 歩	9 畝 17 歩	一致
3780	田	1 段 1 畝 21 歩	1 段 1 畝 21 歩	一致
3976	田	1 段 3 畝 17 歩		不明
3979	田	9 畝 25 歩	9 畝 25 歩	一致
3982	田	1 段 3 畝 17 歩	1 段 2 畝 2 歩	不一致

上記の比較によれば、いわゆる公図地区においては、公簿面積（台帳地積）が明治初年の改租時に算出された反別そのままの数値である場合がほとんどである。したがってそれは、場合によっては十字法によって算出された地積である可能性があることをも意味している。

但し、ここで台帳上の反別が改租時の丈量成果のままであったとしても、備え付けの地

図が地租改正地引絵図であるとは限らないということにも注意が必要である。明治17年3月の「地租条例」公布以後に実施された全国地押調査（発端は明治18年2月の「地押調査ノ件」）に際して、専ら三斜法によることとされた反別の再調査と前後して、多くの府県ではいわゆる更正図と称される地図を作製しているからである。このことは、土地の面積を算定した丈量師と、地図を作製した測量師が、常に同一人物であるとは限らないことを意味する。したがって自明のことではあるが、ここには時間差もある。つまり、丈量作業による成果と測量作業による成果は、必ずしも同時期の同一事業における成果ではないということである。

又、改租当時の丈量成果である反別・坪数を扱う場合には、それが必ずしも土地の境界から境界までを計測して得た成果ではないことにも注意を要する。例えば耕作地についてみれば、いわゆる“畔ヌキ”が田畑丈量の規定（地租改正条例細目）通りのやり方であり、遠因をたどれば、それは石高制下における年貢徴収の名残ともいべきもので、藩政時代には、収益のない畦畔等の部分（畔及び畔際1尺）を縄外にし、地積には算入しない免租地扱いにしていたからである。このことは棚田等の大きな法(のり)の部分でも同様の扱いとされていた。つまり、耕作地は、地租改正時の丈量（求積）作業においては、納税の義務を負うべき範囲のみを丈量対象としていたのであり、筆境即ち所有の権利の及ぶ範囲までは、計測されていなかったのである。（但し、畦畔を本地とは別に丈量し、外書として記録した府県も一部に存在する。）

土地所有者に授与された改正地券は、所有権の公証機能と、所有権を認められた者が負担すべき税額の明示による徴税機能の2つの機能を有していたとされる。しかしながら、そこに記載された反別は必ずしも所有権の及ぶ範囲の全体を求積した結果ではなかった訳である。

8. あとがき

藩政時代において、本検地とは、反別に関していえば、村内一筆残らず、悉皆十字法による丈量を実施し、その合算値を村の総反別として算出することであった。

その一方で、新開地あるいは論所地（境界紛争地）の場合には、本検地を実施するまでもなく、廻り検地により対象範囲の外周を分間測量して縮図を描き、必要範囲の反別をその図上において算出することによしとされていた。

このことに関して、大石久敬は、『地方凡例録』「卷之二上 地押之事」（S44 近藤出版社 pp85-86）において、

一 地押之事

地押といふハ田畑上中下の位付、高石盛も前々より在来（ありきたり）通りにて差置、縄竿を入れ反別を改るを地押しとも地詰（ぢづめ）とも云、其の仕方は検地に替ることなし、尤も一村の地押ハ格別、一耕地二耕地位少々の地押は本検地に及ばず、廻り検地にて済むこ

となり、廻検地と云ハ、其の地所を分間（ぶんけん）いたし、絵図を引出し歩詰めにて改ることなり…

…又謝論所（ろんじょ）地改め等にて地所相分らず、隠れたる田畑ある節は、一村にても、又ハ論所耕地限（ぎ）りにても地押いたし、隠れたる反別地所等を改め出せば、其の場合ハ其の品により改め出し致すといへども、高を増し出目高等にハいたさず、然れども論所も其の訳により、一村地押等に成り、格別地広にて、論所の外にも不埒（ふらち）の地所あるときハ、其の品に依て吟味を遂げ、過怠増高等を申し付ることもあり、論所の地改めハ、本検地にハ致さず、廻り検地絵図歩詰にて奉行所へ差出し、何れにも地押ハ廻り検地にすべきことなり

と記しており、「一耕地二耕地位少々の地押は本検地に及ばず、廻検地にて済むことなり」としていることから、廻り検地を用いて、屈曲点を観測・記録して縮図を描き、それに基づいて反別を算出するという、近代的で合理的な測量の仕方が、実は本来の検地方法として位置づけられていたものではなかった、ということがわかる。しかし、土地の境界などについて争論があった場合などでは、本検地にはせず、むしろ「廻り検地」にして、「絵図歩詰」、すなわち、分間測量によって得られる縮図を製した上で、図上求積すべきであると説いている。

確かに、本検地を実施して、十字法によって反別を算出したとしても、面積の可否は量れるかもしれないが、それで地形を把握することはできない。境界点を測点としない十字法で、争いのある境界を図上に縮図として復元してみせることは不可能だからである。

『地方凡例録』等の藩政時代の記録から、芝原和らが、改租着手の初めに目指した明治初年の地租改正における地押丈量というものを考えてみると、松方正義の『地租改正報告書』にもあるとおり、それは、旧来の十字法を中心にした「本検地」による民有地の悉皆調査だったのではないかと思われる。反別丈量の作法は旧慣のまま、しかし人民の手による実測の成果を、新たな制度のための基礎にしようとしたのだと思われる。

とはいえ、「府県地租改正紀要」に記録された各府県の改租事業への対応は、まちまちであり、官による大小方儀を用いた近代測量の成果を採用できた府県もあれば、江戸期の実測とされた成果をそのまま用いた府県もあった。専ら十字法による丈量を実施した府県もあれば、分間略器を用いた精度の良い測量を実施できた府県もあった。そうした中で、明治18年以降実施された第二次地押調査においては、測量の仕方も大きな転換点を迎えることとなる。

全国的に実施されたこの第二次地押調査においては、如何なる形状の土地であっても、矩形にみたてて、十字に縄を張り、反別を算出するという検地の仕方が、ようやく反故にされて、反別丈量は、基本的に三斜法による求積とすることが求められた。

それは合理的である以前に、配慮や駆け引き等が物事をある程度決定していた時代からの脱却であり、裁量という名の融通可能な部分を内包していた「検地」からの決別であっ

たと言えるかもしれない。

また、地図の作製においても、第二次地押調査に際しては、より合理的、客観的であることが要求されるようになる。見取り法による絵地図は不採用となり、アリダードを用いた平板測量が提唱される。即ち分間測量の採用である。

大石久敬が『地方凡例録』において「本検地」と呼称した検地の仕法も、時代の変遷とともに因襲的・形式主義的なものとして、維新後の近代的知識を受容し始めた人々の目には映って見えたに違いない。田畑の丈量（求積）は、主流が十字法から三斜法へと変わり、絵地図もまた、アリダードを使用した平板測量の提唱によって、目測・目分量による見取図法が否定され、あてやかだった絵図は、次第に、近代的測量による合理的で、客観的な地図へと変貌していく。そうしたすべてが、直ちに実現されたとは決して言えないであろうが、改租着手の後、僅か十数年の間に果たされようとしたことなのであった。

9. 資料

府県地租改正紀要項目別対照表①

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
1	東京府 (明治7年9月着手 ～明治11年5月整頓)	地図は、一字限り、一村限りの二様にして 字限り図は、毎筆地形中、地目と番号を記するあり、あるいは地目を分色し、番号を記入するあり、 又、全村図は、道路及び各字を界面す、しかして等級確定の後、その等級を記入せしめたり	丈量検査の際、毎村内、二三字、毎筆を査了せり	府庁調成の市街地図は坪数明瞭なれば、これに拠らんことを真議す。分間法により大小方儀をもって方位を取り、鉄鎖をもって間数を量り、尚、洋製器機等を用い精密調理せしものにして、これを地理局実測の地積に対照、その差僅々にして本局これを目途とするに可決し、該地図をもって各地主に示し、誤謬あるは訂正し、遺憾なきの受書を呈せしめたり	すべて耕宅地と同時にこれを施(し)為(な)したれば、その順序差異あることなし
2	京都府 (明治8年8月着手 ～明治13年5月整頓)	地図は一筆、一字、一村限の三様を製せしめり	丈量は当初三斜法を用ゆべきを布達、丈量半途に碁盤目界紙をもって求積するの法を發明、三斜法を用うるものおよそ十分の八	市街の丈量は十字、三斜の二法を施用 先ず一町の周囲を測量して其の総積を得、次いで毎地を量り、先きに量り得る所の総積に符合するを要す	丈量は周囲あるいは縦横の間数を量る、深山幽谷等の如きは周囲の里程を量り概反別を算出せり
3	旧豊岡県 (明治7年3月着手 ～明治14年6月整頓)	不明	量法は着手に先だち官吏、人民を喚集し三斜法を教授し、もって従事せしめり	毎地を丈量せしには十字規及び三斜法を用いし	丈量は、引縄の法をもって縦横あるいは斜面側面を実測峻嶮の山谷等は、周囲の里程を量り、およそ反別を算出せり
4	大阪府 (明7年11月着手 ～明12年11月整頓)	地図は一筆限、一字限、一村限の三様を製せしめり	丈量は十字法を用いしもの十分の六、その他は三斜法等を適用す	丈量は毎町その周囲を量り坪数を求め、しかる後、毎宅地を丈量し、その総積と向きの坪数と吻合(ふんごう)するを要す	山林原野一般の改正は未済調査の順序は耕宅地と同一
5	堺県 (明治7年1月着手 ～明治11年11月整頓)	地図は明治六年(壬申)地券発行ノ際調製せし一筆限、一字限及び全村図三様を修正	丈量は先に十字法を使用すべきを諭示(ゆし)、さらに又、三斜法を適用せしむ、その成跡は、おおむね二法相(あい)半ば	丈量は、十字、三斜両法を適用 毎町道路・溝渠等を限り一区域となし、その総積を量り、しかる後毎地を丈量し、これを積算して、彼(か)の総積と合するを要せり	高安郡の丈量は、毎村旧反別を開申せしめ、官吏廻り分見をもってこれを検し、差違あるものはこれを改訂せしめり
6	旧堺県(大和国) (明治7年3月着手 ～明治12年11月整頓)	地図は毎村一村限図を製し、毎筆の地形を模写し、その地目番号反別を詳記	丈量は十字法を用いしもの多き	丈量は十字、三斜の両法を適用 先ず毎町道路・溝渠等を限り、一区域となし、その総積を量り、しかる後毎地を丈量し先の総積に対比して差異の有無を検し、その誤謬なからんを要せり	調査の順序は耕宅地と同一
7	神奈川県 (明治7年2月着手 ～明治13年4月整頓)	地図は、字限り図と全村図と二様を製し、 字限り図は毎字の周囲と毎筆の形状とを画し、地種を分色して地番を記し該字の総反別をも提記せり。 全村図は毎字及びその番号を記入し毎字反別と全村段別とを掲記し、しかして村境保証の為、地主及び隣村々吏に捺印せしめり	量地は、改租着手前十字法に拠るべきを布達し、次いで三斜法を用ゆるもまた妨げなきを示せり、しかして村吏等を召集し官吏その方法を教授し、しかる後量地に従事せしめり、その成跡を通観すれば十字法を用いしもの十分の七にして、三斜法を用いしものはその三に居れり	横浜市街地の丈量は、官民会同綿密これを実測し、その実形を紙上に模写し、毎区坪数を算出し、しかして該図を所有者へ示し、もってこれを確定せり	丈量は地形に応じて三斜、十字二法をもってその歩数を図り、もしその峻嶮にして縄張り足踏等なし難き地は、山頂半復麓趾に至るまで目標を立てしめ甲より乙、乙より丙と順次に通視し、しかして四至隣接の地主及び担任の者等、各自段別の意見を推問し、十指十目の帰する処をもってこれを定めたり
8	兵庫県(摂津国五郡) (明治7年4月着手 ～明治14年6月整頓)	一筆限図は地形を画がき、地目・反畝歩を記入せり 一字限図は一筆限図より成立するものにて、字内毎地の地形を誌(しる)し、地目・反別並びに総計を詳記 一村図は全村各字の地形・名称・番号及び地目・反別並びにその総計等を掲掲、しかして毎村字限図教葉を束ねて一帳とし巻首へ村図を綴着せり。あるいは別に大図を製するものあり	丈量法は十字、三斜の二法、三斜法の誤り少きをもって概ね該法を用いしめり	丈量は三斜法を専用、直(じか)に毎筆に就てその地積を測量せしめり	量法は地形に従い、十字、三斜二法を互用
9	兵庫県(旧飾磨郡) (明治8年10月着手 ～明治13年12月整頓)	一字限り図は毎筆の地形を画し、各地目と番号とを填記 全村図は各地種を分色し各字の番号を記入せり	丈量は十字法を教授、後に、三斜法、分間略器混用せしものあり	丈量は、十字、三斜の両法を適用 先ず毎町の周囲を量り、しかる後毎地を丈量、先の歩積に対照し誤差なからしむ	丈量はすべて三斜法

府県地租改正紀要項目別対照表②

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
10	旧名東県(淡路国)(明8年3月着手～明14年6月整頓)	地図は一村限図を製せしめ、村内の字及び字内毎地の地形を模写し、地順番号を詳記し地種及び道路溝渠等を着色し、四隣の境域を明瞭模画せしめり	丈量は量法量器を一定せず、成跡を通観するに十字法を用ゆるもの大約十分の七に居れり	丈量は地形直角なるものは十字矩を用い、その斜角及び曲折多きは図面を製し三斜法をもって求積す	兵庫県摂津五郡と同一(量法は地形に従い十字・三斜二法を互用)
11	長崎県(明治6年10月着手～明治14年8月整頓)	一筆限地図は、旧佐賀県の部分は毎筆の地形、量地求積の縦横間数を画き、反畝歩・方位・字番号・地主姓名等記入せり 一字限図は、旧管部分のみこれを製し、その図面は字内毎筆の地形を画し、地目を分色し毎筆番号を填記せり 一村全図は、旧佐賀県部分は全村の周囲を測量模画し、毎字毎筆の地形及び番号を填記せり。旧管分もまた大概これに等しと雖も只其の反畝歩のみを記入せり	量地は、旧管部分においては三斜・十字の両法を交用せしめ、旧佐賀県部分は単に三斜法を用いたり、人民量地着手前、改租担当吏員その方法を伝習せり	市街地丈量は、まず毎町四囲の境界を審にしてその総積を測量し、又毎筆毎地を丈量し先の総積と吻合(ふんごう)するを要す、その量器は針盤儀を専用せり	丈量は三斜・十字二法を用い、地形峻阻にして該法施用し難き地は、足踏あるいは目量をもって四至の間数を概定し、その反別を算出せり
12	新潟県(明治6年9月着手～明治14年9月整頓)	地図は単に一村限図を製し、一地一筆の地形を区画し、山林原野のごときは着色をもってこれを分かち、毎地の字番号を記し、その段別・地主姓名等は記入せず	量法は各村の便宜に任せ、あえて何法に限るべきを布達せず、ゆえに地勢に従い十字・三斜二法適宜これを施用せり、既済後全管を通観するに十字法を用いしもの多きに居る	市街地調査は毎地十字法をもって丈量し、家屋櫛比(しつび)・屈曲あるの地は最も詳密にこれを調理す	山林原野地丈量法は耕地と異なるなし、しかれども險阻の山岳及び樹木繁茂の地は四至の間数を計り、あるいは足踏をもって測量し、その歩数を算出せり
13	新潟県(旧相川県)(明治9年7月着手～明治10年12月整頓)	地図は単に一村限図を製し、その村内毎筆の地形を模写し、着色をもって地種を示し、毎地の地順番号のみを記入せり	丈量は毎組数人を選び、その方法を教授す、その用器は十字器を用いたり	市街地丈量は単に十字器を用い毎地綿密にこれを調査せり、その道路・溝渠及び全市街の総積はこれを量らず	山林原野の丈量は三斜もしくは十字法を適用し、その茂林密樹及び嶮山等は四至の間数を量りその地積を得たり
14	埼玉県(明治9年5月着手～明治13年9月整頓)	地図は字限・村限の二様にして、その方法は分間略器により方円を像り、もって製出せしむ 字限図は全字中毎筆の地形を模画し(一分一間を法とす)、番号を填書し、地種を分色せり 一村全図はその毎字図を接合する所にして、地番を記入し、着色すること字限図と異なるなし	丈量は三斜・十字の両法を適用すべきを布達せしが、中途にして分間略器の便法たるを了知し、往々この方法を交用せしものあり。その成跡を通観すれば三斜法を用いし地最も多く、分間略器及び十字器を施用せし所およそ十分の一に居れり	市街地の称をもって調査せしものなし	丈量は三斜法を施し得るの地はこれを施用し、その地形峻隆なるか、あるいは樹木繁茂せし地は四至の間数を概量し、その反別を算出せり
15	群馬県(明治9年11月着手～明治14年5月整頓)	一筆限地図は地形とその量地せし縦横の線とを画し、その間数反畝歩及び字番号持主姓名等を詳記せり 一字限図は各地の地形を模写し、その地種を分色し、毎地番号のみを填記せり 一村図は全村内各字の地形と、その字名及び番号とを記入せり	丈量は当初三斜法及び分間略器制図法を教授し、便宜量地を為さしめり	市街地調査は廻り分間法をもって各市街の総積を測り、その実測図を製し、これに毎筆の地形を画し、図上において三斜法を用い、毎地を求積せり	丈量は分間略器を用いたり
16	千葉県(明治6年9月着手～明治14年9月整頓)	地図は一筆限、一字限、一村図三様にして、一筆限は地形を画し、地目・反畝歩・字番号・持主姓名を記せしめ、 一字限は地形及び毎筆地番と地種とを詳記せしめ、 一村全図は毎字の地形を分画しその番号のみを填記せしめり	量法は十字の一法を限り、これを布達、その用法は一村毎に二三人民を召集し、実地に就てこれに教授し、その方法に抛り均しくこれを整理せしめり	市街地の称をもって調査せしものなし	調査の要領は未詳
17	茨城県(明治6年8月着手～明治14年6月整頓)	地図は大率(おおむね)一村限図にして、毎地の形状を写し、その地種を着色して番号を記入せり	量地法は管庁より十字器を用ゆべきを示すといえども、その地形に応じて三斜法を用ゆるは従事者の適宜に任せり、しかしてその成跡を通観すれば十字器を用いしもの十の七八に居れり	丈量は先ず一町内周囲の間数を量り、もって総積を求め、しかる後毎地の歩積を量り、これを積算して先の総積と吻合(ふんごう)するを要せり	山林原野の地押丈量は、耕宅地改租の際一斉これを整理す
18	栃木県(明治8年11月着手～明治13年5月整頓)	地図は一筆限り図・全村図の二様にして 一筆限り図は、一紙ごとに一筆の地形及び道路・溝渠等を模写し、方位と番号とを記入し 全村図は毎地の番号を填記し、その官有地及び道敷・溝渠等を着色せり	量法は分間略器を用ゆべきを示達し、その用法を教授し、毎地実測図を製し図上に於て三斜法を用い、地積を求めしめり	市街地の称をもって調査せしものなし	量法は専ら十字法を用い、就中(なかんづく)森林・谿沢等、量器を施し難き地は足踏を用い、あるいは四至の境界について反別を概測す

府県地租改正紀要項目別対照表③

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
19	三重県(伊勢国八郡伊賀全国) (明治8年3月着手～明治14年6月整頓)	地図は、一字限、一村限の二様 一字限図は、地目及び各地の番号・反別を記し、一村限図は、毎字を記し各地種を着色せり	丈量は十字器を用いしは僅々にして、三斜法を用いしもの多きに居る	丈量は小方儀をもって毎町の周囲及び道路・溝渠を測量し、その一区画の総積を得、しかる後毎宅地の表裏経緯を詳量し、もってこれを先の総積に対比し誤差なからしむ	調査の要領は未詳
20	三重県(旧度会県) (明治7年3月着手～明治12年1月整頓)	地図は、大村は一字限図を調製し、これに毎地の地形を模写するあり その他多くは一村限図を製し、各地の地形及び地目・番号・反別を記し、又地種を着色せり	丈量は、三斜法を用いしもの十分の九、余は十字法	伊賀、伊勢の部と同一	調査の要領は未詳
21	愛知県 (明治8年6月着手～明治13年11月整頓)	地図は一筆限り一字限り一村限りの三様とす 一筆限り図は、即ち実地の形状より縦横・間数・反別等を野帳に細書 一字限り図は、毎地の形状を描写し地目番号を記せり 一村限り図は、一村の全形に毎字の形状を模画せり	丈量は地形に従い実積を求むるに誤謬なからんを懇説し、その施術は各村の適宜に任せり、しかしてその成跡を観れば、管内を通し十分の九は三斜法を用い、爾余は十字器を用ゆ	市街地調査の方法は尾三両国同規にして、その丈量は、初め各町周囲の全積を測量し、次いで毎筆の歩積を求め、もって先の総積と比較して差違なきを要す	丈量は三斜・十字の二法を用い、もしこれを施用し難き地は、足踏等をもって四至の間数を取り、これを概測せり
22	静岡県(駿河・伊豆) (明治8年3月着手～明治14年6月整頓)	地図は一筆限図と一村全図との分間絵図を調製す 一筆限図には毎地の地形及び地種・番号・反別・持主姓名等ヲ記入シ 一村限図には毎地の地形及び番号等を記入せり	丈量は県官中、地理局試験免状を得たる測量家を教師となし、掛り官吏に小方儀あるいは分間略器・三斜法をもつて一筆限りに実測し、坪詰を為すの方法を教授、これを各郡に分遣し、人民中の丈量者に伝習、業熟するに及んで県庁これに丈量者たるの免状を与え、使用する機械に検印した後、実地丈量に従事せしめり	市街地丈量は、全市街地の内区域毎に四周を測量し、その面積を得、しかして後その区域内毎地の地積を測り積算して区域の総面積坪数に相当するをもつて誤謬なきものとす、道路・溝渠の如きは只其の幅員の距離を測り、其の坪数は算出せず、其の量法は一切三斜法を用ゆ	丈量の時に当り、分間法をもつて毎筆境界を査量し、縮図(十間一寸の割)を製し、図上を三斜してその平面積を算出す、峻山陰獄又は広漠たる原野にして容易に丈量を施行し難き地は、すべて長間法を用い、かつて目測・足踏等を用いたることなし
23	旧浜松県 (明治7年月不詳着手～明治10年3月整頓)	地図は先ず一筆限の細図を整し、字番及び持主姓名を記入す、これを歩詰絵図と称す、ついで一字限・一村限に及ぶ、一字限図は必ず一字をもって区画せず、専ら各村地形に従い、あるいは一字限あるいは道川限等便宜に任せて調整す、故に各村図面一葉なるあり、数葉なるありて一定ならず総てこれを地引絵図と称す	丈量方法はあらかじめ十字法を施用すべきを示達、再調を命ぜし村々はさらに三斜法によって再調せしむ、しかしてその成跡を通観すれば十字法を用ゆる八分、三斜法を用ゆる二分に居る	丈量は十字矩・三斜法を併用す、丈量するに当り歳月の久しき道路・溝渠等往々居民の触有に係るものあり、故に先ず旧来の記録と地形の実況とを熟案し、その幅員を定め、しかして後丈量せしむ	山林改租の丈量方法は、耕地同轍(どうてつ)なりといえども、峻岨の山岳あるいは樹木繁茂して通常の丈量法を施し難き地は、周囲の里程を量り、分間にて歩詰をなしたり
24	山梨県 (明治6年11月着手～明治12年7月整頓)	地図は一村限図を製せしめり	先ず人民をして毎地に番号を付し、畝杭を建て一村限図を製せしめせ、しかる後、官吏毎村に臨み丈量検査を為せり	丈量は一地毎に十字矩あるいは三斜法をもつて求積し、全市街の広表(こうぼう)等は特に調査せざりき	丈量法は三斜・十字の両法を適用し、その木立・草生等の広漠地は、足踏をもって四至の間数を概量
25	滋賀県 (明7年11月着手～明10年9月整頓)	地図は一村限り一紙へ縮写し毎地の番号毎字名を墨書し地位等級は朱字をもって填記	丈量は三斜の用法を口授す。成跡を通観するに分間略器及び十字法を用いしもの僅少にして三斜法を用いしもの大約十分の九	毎地は十字あるいは三斜の二法を兼用し、毎町限り道路・溝渠等をもって区別し、小方儀を具えてこれを丈量す	調査の要領は未詳
26	岐阜県 (明治7年2月着手～明治11年12月整頓)	地図は一字限と一村限両図を製し、一字限図には毎地の地積・間数及び番号、一字限の反別を記載し、その字廣大にして一枚に画き難きものは切絵図に製せり 一村限図は毎村の地形を画き、番号のみを填記せり	量地は十字法を用ゆべきを示し、三斜法をも交用せり	丈量は、十字、三斜二法を交用し、一区域の総積を量り、しかる後、毎筆より得る所の坪数を積算し、もってその総積と対照し差違なきを要せり	丈量は、十字、三斜両法を用い、広漠の原野、峻岨の山岳等は足踏をもって縦横あるいは周囲の間数を概量し総積を求む
27	旧筑摩県(明治6年2月着手～明治11年11月整頓)	地図は単に一村限図を製し、段別・歩数及び番号を記載し、その地種は着色をもつてこれを区分せり	量法は十字、分間略器二法に限るべき示達し、十中の八九は十字法を用いたり	丈量は、壬甲地券発行の際、道路・溝渠を除き一筆限り十字・三斜の両法をもつて検査せしに付き、改租調査に当り再丈量を要せず	丈量は、足踏をもって四至の間数を概量す

府県地租改正紀要項目別対照表④

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
28	長野県 (明治8年4月着手 ～明治11年11月 整頓)	地図は、每一字を一紙に模写し、もってその地種を着色し、これに番号を記入す 一村限図の調製もまた同じ	量法は村吏を招集し、もってその方法を示授し、十字・三斜二法を適宜使用せしめり、しかしてその成跡を通観するに、三斜法を用いしは僅々にして、十字法を用いしものおよそ十中の八九に居れり	市街地丈量は、あるいは十字矩、あるいは三斜法をもつて各地につき測量す	その量法、人民は三斜・十字二法を用いし
29	福島県 (明治9年1月着手 ～明治14年2月整頓)	地図は字限り全村二様を製せり 字限図は、毎筆の地形を模し、地番を分色してこれに地番を登記す 一村図は、毎字の地形を画し、地種を分色してこれに字番号を記載せり	量法は務めて分間略器を用ゆべきを布達、しかして該法によりしものは十分の五、他は三斜・十字二法を使用、初め官吏人民を集合し、実地に臨んで量法を教授、その技備を試験し、官准を得るにあらざれば従事するを許さず、量地は大約本村内人民の手に成り、他の人民を雇使せしは十中の二に過ぎず	市街地調査は初め分間法をもつて毎町及び全市街の総積を測り、然る後、十字法をもつて毎地を丈量し、これを先の総積に対比し、誤謬なきを要せしむ	調査の要領は未詳
30	旧磐前県 (明治6年6月着手 ～明治14年2月整頓)	地図は一字限り、一村限り両図を製し 一字限図には各地の地形と番号とを記入し 一村限図にも番号及び該村合反別を記載せり	量法は、人民丈量着手以前、官吏各村に臨み、その方法を伝習してこれに従事せしめり	市街地の称をもつて調査せしものなし	調査の要領は未詳
31	旧若松県 (明治7年11月着手 ～明治14年2月整頓)	地図は字限と一村限との二様を製す 字限図は毎筆の地形を区画し、縦横の間数・番号及び反別・地位等級を記載し 一村図は耕宅地の外、色分けをもつてその地種を明晰にす	丈量は十字法を用い、各村人民これを自量す	人民、十字・三斜両法をもつて毎地を丈量せり	調査の要領は未詳
32	宮城県 (明治6年6月着手 ～明治11年8月整頓)	地図は、一字限と一村限との二様にして 一字限図は、各地の地形・地目・番号を記載し、字寄の反別を挙げ 一村限図は、各字の地形その名称・番号を記入し、一村総計反別及び村吏の姓名を記載せしめり	丈量は、当初十字法を使用すべきを布達し、かつ官吏は毎小区に臨み、近傍数村のものを召集して用法を教授し、間竿は六尺三寸を用いたり(後、算面上六尺に改算す)	毎地の丈量は、十字・三斜の両法を用いたり	山林・原野毎地の丈量は、地形に随い十字・三斜の二法を適用せしめ、山岳は回り分見を用い、深山幽谷等の広漠たる地は、四至の境界及び周囲を概量せしめり
33	岩手県 (明治8年6月着手 ～明治11年10月整頓)	地図は二様を製せり 一は一字限りにして、これは毎筆の地形及び地目・番号を記し、その合計反別を記載し、 その二は全村図にして、これに各字の地形及びその字名と番号とを記載し、その合反別及びその村吏姓名をも記載せり	丈量は、十字あるいは三斜の二法を用ゆべきを布達す、しかしてその着手以前、官吏毎小区実地の臨み、その器械の使用、出入歩の方法等を示諭せり、その成跡を通覧するに、十字法を用いしものおよそ十分の九なり	市街地の称をもつて調査せしものなし	丈量法は、平担あるいは狭小の地は十字法を用い、峻阻あるいは広漠の地は実測し、図上において求積せり
34	旧磐井県 (明治6年11月着手 ～明治11年10月整頓)	地図は二様を製す その一を一字限図として、これに毎地の地形及び地目・番号を記し、その合計反別を掲ぐ その二を全村図とす、これに各字の地形とその番号及び一村合計反別・村吏姓名等を記載す	丈量は三斜・十字の二法を併用せしむ、その使用の方法は、官吏各村より二三名を喚集し、実地に於いてこれを伝習せり、しかしてその成跡を通覧するに十字法を用いしもの十の九に居れり	市街地の称をもつて調査せしものなし	丈量は、平衍(へいえん：平らで広い)広野は、多く十字及び三斜二法を施用し、屈曲高低のはなはだしき小丘その他山岳は、周囲の里程を足踏し、もつてこれを概測せり
35	青森県 (明治7年11月着手 ～明治10年5月整頓)	地図は字限及び村限の二図を製す 字限図には毎筆の地形及び地目・地番を登記し、合計反別を記載す 村図には毎字の地形を模し、字番号及びその合計反別を登記せり	丈量は、当初官吏実地につき、その方法を人民へ伝習し、十字あるいは三斜の内、適宜に施用せしむ、その成跡を通覧するに十字法を用いしものは大約十分の九に居れり	丈量は単に十字法を施用せしめ、その地形屈曲一斉に求積し難き地は、数個に分裂してその総積を求めしめ、かつ一市街の周囲及び道路等は測量せざりき	丈量は専ら十字法を用うといえども、広漠の山野に至りては回り分間を為せしものあり、あるいは高低・屈曲ある地は、四至の間数を概量して、その反別を求めたり
36	秋田県 (明治8年10月着手 ～明治12年11月整頓)	地図は全村及び字限二様にして、その製図の方は先ず村界及び字界を正し、しかる後一筆ごとに持主姓名を記せし仮畝杭を建て、分間略器をもつて各字及び毎筆の地形を図画し、これに地目及び番号を記入せり、又、全村図は各字図を接合するものにして毎筆の地形及び地番を填記せり	丈量は人民古来慣用の十字法によらしむと雖も、官吏あるいは総代人をしてその量法及び出歩・入歩の取捨等を教諭し、量地に従事せしめり	市街地調査は各町の四周を綿密に量り、その総積を得、毎地は専ら三斜法をもつて丈量し、これを積算して総積と差違なからしめり	丈量は、十字・三斜両法を用い、その森林等、竿繩を施し難く、かつ高低はなはだしきものは足踏をもつて四至の間数を量り、もしその足跡も通し難き地は目測をもつて大約の反別を求めり

府県地租改正紀要項目別対照表⑤

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
37	山形県 (明治6年10月着手～明治12年6月整頓)	地図は、平坦の村落は毎地の地形を図画し、一筆限図を製し、又、これを接合シ、一村限図を製せしめ、山間の村落は多く一筆限り図を製せず、一村限りの見取図を製せり	丈量はその実積を誤らざるを主とすべきを説明し、三斜法、分間略器及び廻分間等の量法を適用せしむと雖も、平夷の地は多く分間略器あるいは三斜法を使用し、宅地は廻分間法を使用せしめり	丈量は、分間法をもって各町を測量し、先ずその総積を得、しかして後一筆上の経界に及ぼし勾股法(こうこほう)によって坪数を得、先の総積と対比し吻合するを要す	丈量法は小方矩を用い、平地は毎筆の周囲を量り、山岳は側面斜面に因り方位を推測し、又、分間略器をもって直に製図し、積算は屈曲毎に図上につきて各々勾股法をもって反畝歩を得たり、その他深山幽谷と雖ども縦横三四ノ直線を互(わた)し、平均上縦横の間数を定め、あるいは周囲を概量しておよそ反別を定む
38	旧置賜県 (明治6年11月着手～明治8年12月整頓)	地図は、初め一筆限地図を製し、これを連続して一字限地図を製し、彼是(かれこれ)対照、遺憾なきを認め、しかる後一村図を製せり	丈量はその地形に従い、十字及び三斜法を互用せしむ、その実施の跡を視るに、大率(おおよそ)両法、相(あい)半(なかば)せり	毎地の丈量は、おおむね三斜法を用い、その人家稠密にして量器を使用し難き地は、図面につき三斜法をもってこれが歩積を求む	丈量の方法は、耕地と同じく三斜あるいは十字法を用い、広漠たる林叢といえども大率(おおむね)三斜法によらざるはなし、その深山幽谷の準繩を施し難き地は、四至の間数を測り、あるいは両辺を測度して実積を求めしめり
39	山形県(旧鶴岡県) (明治8年10月着手～明治10年11月整頓)	地図は、一字限・一村限二様を製す 一字限図は、毎筆の地形を画き、地目と番号とを記入し 一村限図は、毎筆の地形を模写し、その番号と地名とを記載せり	量法は、一般に十字矩を用ゆべきを布達すといえども、あるいは人民の便宜により分間略器を用いしものあり	丈量するにはその周囲を詳密に量り、一間三寸の割合をもって地図を製し、その図面につき斜法をもって坪数を算出し、その量器を施し得べきの地は、三斜及び十字矩を用いたり	山林原野の量法は、地勢により分見略器と十字法とを適宜に施用せり、又、丘陵高起の地はその周囲を量り、毎地切絵図を製し、その図面により三斜法をもつて積し、深山幽谷等最峻峻の地は、四至の境界を明記して周囲を量り、その概反別を記入せり
40	石川県(加賀、能登両国) (明治7年10月着手～明治14年1月整頓)	地図は、一字・一村両図を製し、一字限図には毎地の地形を画き、色分けをもって各地種を区別し、これに記入するに字名及び毎地の番号をもってし 一村限図には、ただ各字のみ記載し、別に簿冊を製し、これに一筆限り地主・姓名・地目・歩数及び一字・一村の総計反別を記入せり	丈量は、人民の熟知せしもの多きをもって適宜丈量せしめり、しかしてその成跡を通観すれば、十分の七は十字器を用い、余は三斜法を用いたり	丈量は、沽券地分一税を施行するにあたり、旧藩において調製せし所の実測図は、確實のものなるにより、これに照合して毎地を推歩し、さらに又量地せしめず	丈量は、多く十字・三斜両法を交用し、その高低險阻の地は、概算をもって歩積を求めしむ
41	石川県(旧新川県) (明治7年5月着手～明治14年1月整頓)	地図は一字、一村、二様を製し、 一字限図には毎筆の地形・地目及び姓名・番号を記入し 一村限図には全村各字限の番号及び全村反別合計を記載せり	丈量は大率(おおむね)十字矩を用いしめ、その間竿は、本地の慣行により六尺三寸竿をもって量り、後六尺に換算す	丈量は各地一筆限り周囲を測り、あるいは縦横に準繩(じゅんじょう)を施し、もって求積す	山林原野の改租は、本県加・能両国の部と一齊の調理に係るをもって、ここに略す
42	石川県(越前国七郡現今福井県ノ所轄) (明治8年3月着手～明治13年12月整頓)	地図は二様にして、 字限図は毎筆地形を模画(もが)し、地目と番号とを填記し、 全村図は毎筆の地形を分画して字の番号を記入せり	量地は分間略器を用い、その用法は官吏これを教授	丈量は、多くは十字法を用い、稀に三斜法を交用せり	山林原野一般の改租は未済
43	滋賀県(若狭全国及越前国敦賀郡現今福井県ノ所轄) (明治9年8月着手～明治10年7月整頓)	地図は、一字限、一村限両図を製し、 一字限図はその字名及び毎筆の地形と番号とを記し 一村限図は各字の地形と番号とを記せり	丈量は、一般に分間略器を用ゆべきを布達す、その量法は官吏これを伝習す	市街毎地の丈量は、十字、三斜両法を交用せり	丈量は、耕宅地と異なるなし、但し、三斜あるいは十字器を使用し難き地は、四至の境界を測り、その間数により求積せり
44	島根県(出雲国) (明治8年3月着手～明治14年5月整頓)	地図は一村限図を製し、各地各字の地形を模写して地番を記入し、地目の異同は着色をもってこれを区別せり	丈量着手の初め、実地について三斜・十字及び分間略器三法を教授し、しかる後、これを人民に伝習して便宜量地に従事せしめり、成跡を通観するに、分間略器を用いしもの十分の七、三斜・十字二法を用いしものその三に居れり	市街毎地の丈量は、分間略器及び十字・三斜三法を併用し、道路・溝渠のごときは縦横の間数を量り、もってその坪数を算出す	丈量は、地形に従い十字・三斜二法を適用す、その嶮山幽谷等量器施し難き地は、四至の間数を量り求積し、あるいは一隅の段別を得、その比例上より全山の総積を算出す
45	島根県(旧鳥取県隠岐) (明治9年5月着手～明治10年5月整頓)	地図は一字限図を製し、これに一地一筆の地形を模画し、番号・名称・反別等を記載せしめり	丈量は、十字・三斜の両法を教授せしめ、量地者は各村適宜その人を選んで、これに従事せしむ	市街地の称をもって調査せしものなし	先ず毎筆地押をなし、地図を製し、地番を付し、丈量は、三斜・十字二法を兼用す 山岳・溪間あるいは広漠の地に至りては目測、足踏等をもって四至の間数を概量し、およそ反別を推求す

府県地租改正紀要項目別対照表⑥

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
46	旧鳥取県 (因幡、伯耆) (明治8年1月着手 ～明治14年5月整頓)	地図は字限野取図を製せしめ、各地の地形及び地目・反別・持主姓名を記入し、実地照合に便ならしめ、又、全村図を製せしめ毎地の番号を記入せり	丈量は十字法図解を布達し、又官吏各郡に派出して三斜法を指示、しかしてその成跡は十字法を用いしものおよそ十分の八に居れり	毎地丈量は十字規と三斜法とを併用し、しかしてこれを明治六年地券発行の際調理せし一町限り実測図により、その坪数の当否を較量するに差違なきをもって、さらに全積を量らず	調査の要領は未詳
47	旧浜田県 (明治6年8月着手～明治14年5月整頓)	一筆限図は毎筆の地形、及び縦横の間数、縄入の模様を画き、反畝歩・番号・地主姓名を記入 一村限図は全村内の字及び地順番号を記し、田・畑・宅地・山野ノ四種を分色して一村反別の合計を掲記せり	丈量は、当初村民を呼集し、官吏実地につきこれを教授せり、しかしてその法、十字法を用ゆと雖も人民の丈量周密ならざるをもって、さらに令して三斜法を用いしものあり	丈量は三斜・十字両法を交用せり	調査の順序は島根県出雲国の部と同一
48	岡山県(備前国) (明治7年2月着手～明治14年3月整頓)	地図は一村限り切図を製し、冊子となし、その冊首に全村の地形を記し、しかして適宜一村内を数箇に区別し(道・川・谷・溝等をもって適宜区域を立て、これに大番号を付す)一番耕地・二番耕地の唱えをもって、その各耕地図面につき毎地の地形・段別及び番号を挙記す	量法は慣練者あるをもって方法等を伝習せず、専ら旧藩慣行の法により調査せしむ、量地の事、その実績を誤るときは各自所有の権利を失うのみならず、地租の権衡を失うの基なれば、人民丈量中官吏その精粗を監督せり、その量法は直形なる者は十字、斜形なる者は三斜、屈曲せる者は細画して十字・三斜を適用す	市街地丈量は、十字・三斜の二法を混用せり	丈量は地形の峻夷に随い、十字・三斜の両方を用い、あるいは他の測器を施用し、あえて足踏等の略法を用いず
49	旧北条県 (明治7年1月着手～明治14年3月整頓)	地図は単に全村図を製し、毎筆の地形を画き、その反別・字・番号悉皆これを記載せり	丈量は、十字法を用ゆべきを布達し、ついでその地形に随い三斜法を用ゆべきを示す その成跡を通観するに十字法を用いし地は十の六七にして余は三斜法を用いたり	市街地調査は、初め十字・三斜の両方を適用せしむ	廃県後、岡山県旧来所轄地と一齊の調理に係る、その調査の順序は同県の紀要中に掲記せり
50	岡山県(旧小田県) (明治8年2月着手～明治14年3月整頓)	地図は二様を製す、一字限は毎筆の地形・地目及び歩数・番号・地主姓名を詳記し、一村限図は字名及び字内毎地番号のみを記入せり	丈量は、初め官吏各郡を巡回してその方法を教授し、十字・三斜二法を用いしむ その結局を通観するに、三斜法を用いしもの十分の八に居れり	十字・三斜二法を適用	本県へ併属せし備中国は、旧所轄(備前国)と一齊の調理の係るをもって同国の紀要へ登記す
51	広島県 (明治8年9月着手～明治14年8月整頓)	地図は字限図・全村図二様にして、字限図は、字内毎筆の地形を模画し、地順番号を記入し、全村図は、各字の地形を図画し、その番号を填記せしめたり	丈量法は、単に三斜法を教授	毎地を丈量するに十字・三斜法を適用	調査の要領は未詳
52	山口県 (明治5年10月着手～明治14年1月整頓)	毎村地引図を製せしむ	量地は人民の適宜に任せ、これを調理せしめ、別に一轍(てつ)の方法を定めず 官吏これを検査せしは十字法を用い、大なる差誤なきものはこれを可認せり	明治六年沽券税発行の際、毎地縦横の間数を量り、地坪を算出して全市街の絵図を製す 同八年実地を検査、毎町の周囲を量り、もって六年丈量せし一筆限り帳に照合、全市街既済の後再び精密の地図を製せり、その量法は分見略器をもってし、積算は三斜法を専用せり	丈量は地勢の峻夷に従い十字あるいは三斜法を適宜交用。 峻峻にして該法に抛り難き地は四至の間数を概測し、その歩数を算出せり
53	和歌山県 (明治7年4月着手～明治12年10月整頓)	地図は一字、一村限両図を製し、一字限図には一筆限の地形・地種及び番号を細記 一村限図には全村の地形、四境接続の山野等を模写し、各字の番号、全村反別の総計等を記入す 又、別に一筆限図あり、これに畝歩・番号・地主姓名等を記載せり	量地は予め十字法を用ゆべきを布達し、その方法を示せしも中途より分間罫紙取の法あるいは三斜法に変せり、結局全管を通観するに罫紙取り十分の八、三斜法その二に居れり	量法は単に十字矩を用い、毎町の四圍を量り、その総積を得、しかる後毎地を丈量し、その坪数を集計して総積と差違なきを要せしむ	調査順序は耕宅地と同一なり
54	徳島県 (明治9年1月着手～明治14年8月整頓)	地図は三様を製す、一筆限図は、地形を模画し、縦横の間数・地積・字番号及び地主・姓名を記し 字限図は、毎筆の地形及び地番を記し、道路・溝渠等を着色し、四隣の接界を分明にす 全村図は、毎字の地形及びその番号・村境・方位を記入せり	丈量は着手に先だち官員毎区へ派出し、毎村改租総代人にその方法を教示し、一般三斜法を用いしめり	市街地調査は毎町の周囲を測量し、その総積を得、しかる後、三斜法あるいは十字法をもって毎地を丈量せしめ、これを合計して先きの総積と吻合(ふんごう)するを要す	毎地丈量多く小方儀、鈎股(こうこ)儀又三斜法・十字法を交用し、岨地あるいは広漠の地の如きは目量をもってその段別を求めり

	府県名	地図(地引絵図)の作製	郡村地の調査(田畑等の丈量)	市街地の調査(宅地等の丈量)	山林原野の調査(山野等の丈量)
55	高知県(土佐国)(明治7年2月着手～明治14年6月整頓)	地図は一紙ごとに一字限を画き、字内毎筆の地形・地目及び番号・反別を細記し、その傍へ全字の合計段別・地目を掲げ、全村一括これを簿冊に製し、冊首に全村の一大図を附し、村内の字とその番とを記入し、かつ全村合計反別・地目を記載すること字限図の例のごとくす	丈量着手の初め十字法を用ゆべきを布達し、後、また三斜法を用ゆるも妨げなきを示せり、しかしてその実施の跡を観るに、両法相(あい)半(なかば)す。その量法は官吏より伝習なし、しかれども人民自ら不熟にして速成を望むべからざるの事業なるを知り、請負者によって調理せし村落多し	丈量は、毎町一筆限り測量し、その量法は専ら十字矩を使用せり	その丈量は三斜・十字・小方機の三法を用いたり
56	愛媛県(伊豫国)(明治8年10月着手～明治14年11月整頓)	一筆限野取図は、一筆限の地形とその施縄の景象とを画し、四圍接続地・縦横の間数・歩積等を記入せり 一耕地限切図は、一耕地中の毎筆地形を分画し、耕宅地等の各種分別着色し、毎地の番号を填記せり 一村限地図は、全村地形の概略模画し、四境接続の村名等を明記し、毎耕地の界域、番号を填記せり	量法は、当初改租取調心得書をもって三斜法を用ゆべく、もし地形方正なるは十字法を用いるも妨げなきを布達し、しかして悉皆(しっかい)三斜法を用い、他の法を用いず、人民量地に先だち互約をもって近県すなわち岡山、旧小田等に従事せし慣手者を備使し、あるいはこれをして一切の事業を負担せしめり	市街地は家屋櫛比し、丈量の際竿繩の使用に苦しむをもって、先ず毎町一区域について表通・裏通・横町の四周より回り分間法をもって綿密に測量し、その総積を得、しかる後、毎宅地は三斜・十字両法をもって丈量し、毎地得る所の地積を総合して、曩(さ)きの総積と対照し差違なきを要せしむ	調査の要領は未詳
57	愛媛県(讃岐国)(明治9年5月着手～明治14年11月整頓)	地図は字限図を製し、これに各筆の地形を模画して地番を填記し、地目を分色す 山間の村落にして地形広大あるいは離隔せしものは、さらに簡易なる全村図を製し、これに各字を分名す 毎筆の地形及び四圍の方位・字番号・地主姓名・歩積の如きは、これを野取帳に詳記せり	丈量法は、三斜・十字両法を説明す、しかしてその成跡を通覧するに三斜法を用いしもの十分の九にして、他は十字法あるいは真形法(分間略器の類)等を混用せり	丈量は、多く三斜法を用い、あるいは分間略器を使用せしものあり、その家屋櫛比し、境界錯雑なる地は、先ずその一町の総積を量り、しかる後毎宅地を丈量し、この合計をもって向きの総積と照合して差違なからしむ	調査の要領は未詳
58	福岡県(明治8年1月着手～明治10年5月整頓)	地図は、単に全村図を製し、その製式は各村の周囲及び道路・河溝等を分間測量し、しかしてその毎筆の地形及び字番号を記入し、地種を分色せしめり	丈量の法、その概略は官庁の布達に出ると雖も、官吏は、その担当せる各郡に派出し、改租総代人等を招集し、実地について十字法及び製図の式を伝授し、これに従事せしめり、結果に至り三斜法を用いしもの十分の三にして、十字法を用いしものその七に居れり	毎地は専ら三斜法をもって丈量、官吏の検査に当りては毎町の周囲を測り、もってこれを毎地丈量の総積と対照して、その当否を検せり	量法は、分間法を用い、あるいは四至の間数を概測
59	旧小倉県(明治6年2月着手～明治11年10月整頓)	地図は一字限図へ毎筆地形を画し、歩数・字・番号を明記し、一村限図へは字境を大別区割し、溝渠・道路等を模写せしあり、又、単に一村図のみを製し、毎筆の地形を画し、字・番号を記せしものあり	丈量は、改租着手前十字法を用ゆべきを布達すと雖も、その実際に至りては間々三斜法を用ゆるものあり	市街地の丈量は、毎町分間法をもって先ず其の総積を測り、而して毎地の丈量もまた同法をもって其の坪数を得、これを総積と対照す	山林原野の地押丈量等は、耕地同一の順序に従い、十字法を用い、深山等技術の施し難き地は、足踏あるいは目量をもって概(おおむね)反別を求めたり
60	福岡県(旧三潴県)(明治7年12月着手～明治10年10月整頓)	一筆限地図は、反別・歩数・字・番号・持主姓名を記載し 字限地図は、地種を着色し一筆限り番号を細記し 一村限地図も、地種を着色し字限りの番号を掲載せり	丈量は曩(さき)に十字・三斜の両法を用ゆべきを諭達し、官吏量法伝習の爲め一二郡の区吏員を集合し、実地に就きこれを教授す、しかしてその成跡を見れば全管概ね三斜法を用いたり	毎地十字矩をもって丈量	山林原野調査は、その峻峻ならざるものは、量法耕地と異なることなし、その峻峻なるものごときは四至の間数をもって概測せり
61	大分県(豊後国)(明治7年10月着手～明治9年5月整頓)	地図は一村全図を製し地形を分画し毎筆字番号を記入せり	丈量は人民の便宜に任せ、十字・三斜及び分間略器を交用せり、整理の際、誤謬あらんを慮り、著手前、毎郡中一ニヶ所へ吏員を派遣し、実地についてその方法を伝習せしめ、しかして結局その成跡を通観すれば十字・三斜二法を施用せしは十分の八九に居り、分間略器は僅々一二に過ぎず	市街地の称をもって調査せしものなし	地押丈量は耕宅地と異なるなし、但し樹木繁茂して十字・三斜の施し難き地は、四至の間数を図り、歩積を覓(もと)め、あるいは足踏をもって概量せしものあり
62	熊本県(明治8年2月着手～明治14年9月整頓)	地図は一筆・一字・一村限三様にして、一筆限図は、地形を画き、字・番号・畝歩及び持主姓名を詳記 一字限図は、地種を着色して每一筆の番号を記入し、一村限図は、毎字の境界を画し、地種を分色して字及びその番号を掲載せり	量法は、改租着手以前、十字・三斜・分間略器三法を布達し、官吏各郡に派出し、区吏員へその方法を教授、結局全管を通観せしに十字法を用いしもの十分の三にして三斜法を用いしもの十分の七に居る	市街毎地の丈量は、人吉全市街及び熊本市街の強半は、十字矩を用い、八代は三斜法を専用せり	丈量は間竿をもって縦横の間数を量り、深山幽谷は目測をもって概(おおむね)段別を求めり
63	鹿児島県(明治7年4月着手～明治14年7月整頓)	地図は字限図・全村図二様にして、字限図は毎地の地形画内に地番を填記し 全村図は毎字の地形画内に字名を記入せり	量地は、十字・三斜両法を教授し、適宜丈量せしめり	市街地は、毎町の道路・溝渠を限り、一区割の四方を測量し、適宜分間の縮図を製し、図上について全地の坪数を算出し、また毎地十字及び三斜の両法を用いてこれを丈量し、かれこれ対照して差謬なきを得、しかる後止む	その丈量は三斜・十字両法を用い、その峻峻にして量器を用い難き地は、あるいは足踏をもって四至の間数を概量せしめり